

中京学院大学  
自己評価報告書

[ 日本高等教育評価機構 ]

平成21年6月

中京学院大学

## 目次

<b>I.</b>	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
<b>II.</b>	中京学院大学の沿革と現況	p. 3
<b>III.</b>	「基準」ごとの自己評価	p. 7
基準1	建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 7
基準2	教育研究組織	p. 10
基準3	教育課程	p. 18
基準4	学生	p. 30
基準5	教員	p. 45
基準6	職員	p. 58
基準7	管理運営	p. 65
基準8	財務	p. 76
基準9	教育研究環境	p. 82
基準10	社会連携	p. 90
基準11	社会的責務	p. 94

## 1. 建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 中京学院大学の建学の精神

#### (1) 建学の精神

中京学院大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を信条とし、学術の研鑽とスポーツ等の実践や鍛錬を通じて智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成し、国家と社会の発展に寄与し、人類の幸福の増進に貢献できる品性高くかつ有為の人材を養成する。

#### 図 I - 1 - 1 建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」



#### (2) 使命

- ①社会の様々な分野で活躍しようとする学生に対して、科学技術の学際化・国際化の動向をふまえ、澄んでにごりのない世界観と歴史観に立脚した、幅広い教養と豊かな構想力、的確な判断力および進取の気性を涵養し、地域社会の文化と産業の発展に貢献できる人材を育成する。
- ②内外の経済・経営に関する幅広い知識と情報の収集・選別に関する処理技術および判断力を身につけ、企業社会の将来を担い、沉着かつ積極的に行動できる企業人を育てる。
- ③豊かな国際感覚と国際経済の知識を備え、外国の人々と協調しながら企業人として活躍できる広い知識を兼ね備えた経済人を養成する。

#### (3) 目的

本学の目的は、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させると共に、学部及び学科の専攻に係わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」である。

経営学部の教育目標は、以下の3点である。

- ①社会の様々な分野で活躍しようとする学生に対して、広範な教養と知識及び情報に関する処理能力と分析力、並びに実務能力を付与する。
- ②国内に限らずグローバルな視点で活躍をめざす内外の学生に対して、経済・経営のダイナミズムを科学的かつ組織的に教授して、将来の産業界のリーダーとしての経営能力と識見、力量を培う。
- ③地域社会に対しては、高齢化社会に対応した生涯学習の場を提供し、積極的に社会に開かれた大学をめざすとともに、国際化に伴って増加する外国人学生及び帰国子女を受け入れ、国際交流を担える能力を育む。

#### (4) 大学の個性・特色

本学は、学校法人安達学園（以下「本法人」という。）を設立の母体とし、「中京短期大学」「中京高等学校」「中京幼稚園」を併設する総合学園の中核をなすものである。本学は、本法人のなかでは、最も新しく、平成 5(1993)年 4 月に岐阜県中津川市に設立された東濃地域唯一の大学である。

本学が存在する中津川市は古く中仙道の中津川宿であり、周囲には馬籠・妻籠を始め、豊かな伝統を現在に伝える地方文化の宝庫が存在する。

本学は、岐阜県東濃地域の強い支援を受けて設立された経営学部一学部の単科大学であり、これまで時代の変化に対応するため、教育体制の整備・拡張に努めてきた。

本学の「経営学部経営学科」は経営学の基本的な学問体系を学ぶことに加えて、情報化と国際化の時代に備えて、情報、国際という 2 分野に重点をおいて教育してきた。

平成 11(1999)年の新設置基準に基づく学則変更に際し、社会的ニーズに的確に対応し、地域文化の先駆者としての役割を果たすことを期すと同時に、国際化に伴って増加する外国人学生の受け入れについて積極的に取り組み、開かれた大学を目指している。

平成 17(2005)年に留学生の日本語能力の向上のために「別科日本語専修課程」を設置すると共に、平成 19(2007)年には「日本人が日本人らしく中国ビジネスに挑む」のスローガンを掲げて、経営学部の新学科「中国ビジネス学科」が開設され 2 学科体制とし、少数精鋭主義の教育を展開している。

しかし、「中国ビジネス学科」については、学生の募集状況が思わしくなく、平成 22(2010)年度からは、学生の募集を停止し、在籍する学生の卒業と同時に、廃科の予定である。

一方、地域社会からの強い要望を受け、平成 22(2010)年度の設置を目指して、現在の「経営学部」に続く学部として、地域に密着した「看護学部」**「資料 F-9」**の設立に向けての準備を進めている。

本学の個性・特色は、以下に示すとおり、建学の精神に基づく教育実践と地域社会への貢献である。

- ①「幅広い教養と豊かな構想力、的確な判断力および進取の気性の涵養」を目指す教養教育と、全学年を通じたゼミ教育
- ②「豊かな国際感覚と外国の人々と協調しながら活躍できる国際的視野の涵養」を目指す外国語教育
- ③「情報の収集・選別に関する処理技術の修得」を目指す情報処理教育
- ④「内外の経済・経営に関する幅広い知識の獲得」を目指す全学年を通じたゼミ教育と専門教育
- ⑤「生涯学習の場を提供し、社会に開かれた大学を目指し、外国人学生及び帰国子女を受け入れ」ることを通じた、地域社会への貢献と国際交流

## 2. 中京学院大学が目指す大学像

中京学院大学が目指す大学像は、以下の3つである。

- ①本学の建学の精神を踏まえて、地域社会の文化と産業の発展に貢献できる人材を育成し、有為の人材を地域社会に提供する大学を目指す。
- ②高等教育機会を地域社会に提供すると共に、大学の研究成果を地域に還元し、ボランティア活動やスポーツの振興を通じて、地域社会の活性化に貢献する大学を目指す。
- ③ネイティブ教員による実践的語学教育、海外研修、海外教育機関との提携と留学生の受け入れを通じて、国際感覚を養い、国際交流を推進する大学を目指す。

## II. 中京学院大学の沿革と現況

### 1. 学校法人安達学園及び中京学院大学の沿革

昭和 37(1962)年 12 月	学校法人安達学園の設立認可 中京高等学校の設置認可
昭和 38(1963)年 4 月	中京高等学校開校(全日制課程普通科・商業科)
昭和 41(1966)年 4 月	中京短期大学開学(家政科・保育科)
昭和 42(1967)年 4 月	中京幼稚園開園 中京短期大学家政科を家政専攻、食物栄養専攻に分離
昭和 42(1967)年 6 月	中京高等学校を中京商業高等学校に校名変更
昭和 43(1968)年 4 月	中京商業高等学校に体育科設置・定時制課程設置
昭和 44(1969)年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専修設置
昭和 45(1970)年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専攻の名称を中京短期大学別科調理専修に変更。調理師養成指定校として認可、開設
昭和 46(1971)年 4 月	中京商業高等学校定時制課程募集停止
昭和 48(1973)年 4 月	中京短期大学家政科(家政専攻・食物栄養専攻)定員増
昭和 49(1974)年 4 月	中京短期大学保育科を岐阜県中津川市千旦林に移転
昭和 50(1975)年 4 月	中京商業高等学校定時制課程廃止
昭和 51(1976)年 4 月	中京短期大学保育科の定員増
昭和 53(1978)年 4 月	中京商業高等学校全日制課程普通科・商業科定員増
昭和 55(1980)年 4 月	中京短期大学別科調理専修の定員増
昭和 60(1985)年 4 月	中京商業高等学校と韓国善明学園姉妹校調印式
昭和 61(1986)年 4 月	中京短期大学に経営学科開設(瑞浪校地)
昭和 62(1987)年 4 月	中京短期大学保育科定員減
昭和 62(1987)年 8 月	中京商業高等学校とカナダ・ホワイトロック・クリスチャンアカデミー姉妹校調印式
平成 1(1989)年 4 月	中京短期大学家政科を生活学科、家政専攻を生活文化専攻に名称変更

## 中京学院大学

平成 2(1990)年	4月	中京短期大学保育科を瑞浪校地へ、経営学科を中津川校地へ移転
平成 5(1993)年	4月	中京短期大学経営学科の改組転換により、中津川校地に中京学院大学(経営学部経営学科)を開学
平成 6(1994)年	5月	中京短期大学経営学科廃止
平成 9(1997)年	4月	中京学院大学の入学定員増、編入学定員設定 中京短期大学生生活学科生活文化専攻の入学定員減
平成 13(2001)年	4月	中京商業高等学校を中京高等学校へ校名変更
平成 15(2003)年	4月	中京高等学校情報ビジネスコース・ビジネスコース改編
平成 16(2004)年	4月	中京高等学校文理選抜コース改編 中京高等学校ラップトップモデルスクール指定
平成 17(2005)年	4月	中京学院大学別科日本語専修課程開設
平成 17(2005)年	5月	中京高等学校エクシードコース・インターナショナルコース・プログレスコース改編
平成 17(2005)年	6月	中京高等学校とカナダカムループス校区 73 姉妹校調印
平成 18(2006)年	4月	中京高等学校文部科学省より SELHi 指定
平成 19(2007)年	4月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科開設 中京短期大学生生活学科生活文化専攻募集停止

本学園の発足から本学開学までの沿革と背景は以下のとおりである。

昭和 37(1962)年 12 月、「学校法人安達学園」の認可を受け、昭和 38(1963)年に、入学定員 500 名の「中京高等学校」を設立した。「中京高等学校」の経営が軌道に乗ると、卒業者の進学先となる大学の定員不足や女子生徒も急増したことから女子学生を受け入れる短期大学の設立が急務となった。経済の発展に伴い大学進学率が急速に伸びるなか、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市及び周辺町村を含む東濃地区には大学がなく、東濃 5 市には地元への大学誘致の強い願望があった。本法人はこの要望に応え、昭和 41(1966)年瑞浪市に、「家政科」「保育科」を配する「中京短期大学」を創設した。昭和 42(1967)年には「中京幼稚園」の設立、「中京短期大学」の各学科、専攻の定員増、全国に紹介された「学びながら働く制度」の実施により、全国から学生の集まる短期大学に発展した。さらに、昭和 62(1987)年には「経営学科」を増設、平成 2(1990)年中津川市に移転していた「保育科」を瑞浪市に、瑞浪市に開設していた「経営学科」を中津川市に移転、平成 5(1993)年 4 月に、その跡地に四年制大学「中京学院大学」を開学した。

本学は、中津川市に開設していた「中京短期大学」の「経営学科」を改組する形で開学した。中津川市における四年制大学の開学は、東濃地域に総合学園を建設するという本法人のビジョンに合致すると同時に、中津川市を始め東濃 5 市の強い要望と期待、支援に答えることでもあった。

## 2. 本学の現況

大学名 中京学院大学

所在地 岐阜県中津川市千旦林 1-104

学部の構成 (平成 21(2009)年 5 月 1 日現在)

学 部	学 科	コース等
経営学部	経 営 学 科	企業経営コース
		ビジネス情報コース
		国際地域文化コース
		中国ビジネスコース
	中国ビジネス学科	—
別科日本語専修課程		

学部の学生数 (平成 21(2009)年 5 月 1 日現在)

学 部	経営学部								
	経営学科			中国ビジネス学科			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年次	128	35	163	0	0	0	128	35	163
2 年次	97	19	116	2	0	2	99	19	118
3 年次	97	20	117	4	2	6	101	22	123
4 年次	146	48	194	—	—	—	146	48	194
合 計	468	122	590	6	2	8	474	124	598

教員数 (平成 21(2009) 年 5 月 1 日現在)

学部・学科、研究科・専攻、研究所等	専任教員数					助手	
	教授	准教授	講 師	助教	計(a)		
経営学部	経営学科	13	5	3	2	23	0
	中国ビジネス学科	2	2	1	1	6	0
経営学部 計		15	7	4	3	29	0

## 中京学院大学

職員数（平成 21(2009)年 5 月 1 日現在）

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	23	0	10	4	37

なお、本学が所属する学校法人安達学園には、本学の他に、「中京短期大学」「中京高等学校」「中京幼稚園」の 3 つの併設校が岐阜県瑞浪市に設立されている。

併設校

中京短期大学

所在地 岐阜県瑞浪市土岐町 2216

中京高等学校

所在地 岐阜県瑞浪市土岐町 7074-1

中京幼稚園

所在地 岐阜県瑞浪市土岐町 2197-1

### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 【基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的】

##### 1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

###### (1) 1-1の事実の説明(現状)

###### 1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学では建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」をホームページ上(<http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/>)及び入学案内(広報パンフレット)、保護者会報(保護者向け)、「教職員手帳」(教職員用)、「研究紀要」の巻頭言(開学10周年記念号、平成15(2003)年1月、研究報告)、「CAMPUS LIFE」(履修の手引きや学則等を記載、学生、教職員向け)等の刊行物に明記し、学内外に示している。

正門を入ると正面にある自然石には、建学の精神の中心となる言葉、学訓「真剣味」が、深く刻まれている。学外から大学を訪問する人が本学の建学の精神を示す核心の言葉を最初に目にする瞬間でもある。

図1-1-1 学訓「真剣味」の自然石(高さ90cm、幅2.2m)



会議室等に、建学の精神を掲示している。また、入学式や学位授与式の式典の際に斉唱する学歌では「真剣味」が唱えられる。さらに、「保護者会」「オープンキャンパス」「高大連携授業」「水曜公開講座」における、学長の挨拶には、本学の建学の精神が引用され、学訓である「真剣味」の意味が説明される。

建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」における「学術」は、学問へのあくなき探究心の修養を、「スポーツ」は、向上心と公正な心を持った身体の練成を、「真剣味」は人格形成に不可欠な「智育・徳育・体育」三位一体の教育を示す。この文武両道を掲げた本学の建学の精神は、本法人の建学の精神であると共に、永久不変の真理である。

## (2) 1-1の自己評価

- ・建学の精神は、学生に対しては、「CAMPUS LIFE」、教職員に対しては、「教職員手帳」により、示されている。学外に対しては、ホームページ及び刊行物や「オープンキャンパス」「高大連携授業」「水曜公開講座」等の機会におこなう説明をとおして、建学の精神を示されている。

## (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の取組みを継続しながら、ホームページ等様々な情報伝達媒体を通じて一層の周知徹底を図っていく。広く学内外に示す取組みの一環として、建学の精神の中心となる言葉、「真剣味」との対応関係にある「智・徳・体」をラテン語で表現（3V[veritas（智）virtus（徳）valetudo（体）]）して学内外へ示す一助とする。

## 1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### (1) 1-2の事実の説明（現状）

#### 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学の使命・目的は、1-1-(3)で示したもので、「中京学院大学学則」（以下「学則」という。）及び「中京学院大学の学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」において定められている。

#### 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

本学の使命・目的については、「CAMPUS LIFE」に公表して学生に周知しているほか、「学則」及び「中京学院大学諸規程集」（以下「本学諸規程集」という。）にて、教職員に周知している。

#### 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

学外へは、大学案内に公表しており、「オープンキャンパス」「高大連携授業」「水曜公開講義」等の機会に紹介している。

## (2) 1-2の自己評価

- ・本学の使命・目的は、学則に定められており、「CAMPUS LIFE」の配布を通じて学内での周知を図っている。また、ホームページを通じて学外にも公表している。これらの点から、大学の使命・目的の設定及び学内外への周知に関しては、おおむね実施されているといえる。
- ・使命・目的については、刊行物への掲載等が少なく検討が必要である。

## (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的をより一層周知させるために、「入試・広報委員会」、ホームページを担当する「渉外部」を中心に検討を続けていく。

- ・使命・目的については、建学の精神と合わせて外部へ示していき、大学の発行する刊行物等にも掲載していく。

**[基準1の自己評価]**

- ・本学の建学の精神は、ホームページや各種の刊行物を通じて学内外に周知されているといえる。
- ・本学の使命・目的は、明確に定められているが、さらに学内外へ示す方策を検討する必要がある。

**[基準1の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・「入試・広報委員会」、ホームページを担当する「渉外部」を中心にして、さらに効果的な周知をおこなうための方策を検討し、受験生、在学生、卒業生、教職員、保護者、企業、教育関係者等を対象にしてさらに広く周知徹底を図っていく。

**[基準 2. 教育研究組織]**

**2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。**

**(1) 2-1の事実の説明（現状）**

**2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**

「経営学部」の単科大学である本学は、建学の精神および大学の使命・目的を達成するために、教育組織として「経営学科」と「中国ビジネス学科」（後者は、平成 20(2008)年度内に平成 22(2010)年度からの学生募集停止を決定したため、経過措置として存続している）のほか、「別科日本語専修課程」を設置している。また、研究組織として、「経営学会」と「東濃地域総合研究所」（以下「東濃総研」という。）、さらに、教育研究支援のための附属機関として、「総合メディアセンター」（以下「メディアセンター」という。）を設置している。

**表 2-1-1 学部・学科、研究組織、附属機関**

(学部・学科)

学 部	学 科	入学定員 (人)
経営学部	経営学科	150
	中国ビジネス学科	30
	別科日本語専修課程	60

(研究組織)

経営学会 東濃地域総合研究所
-------------------

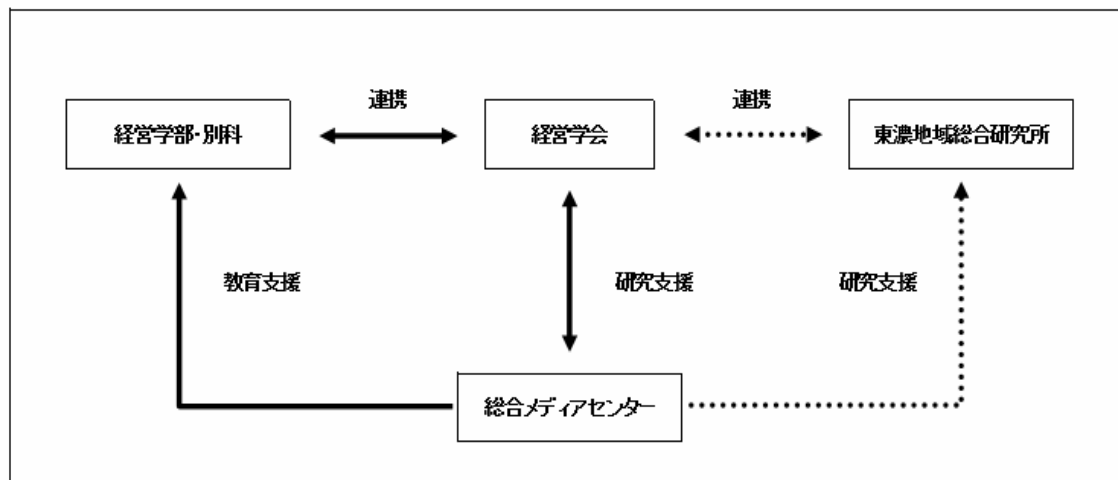
(附属機関)

総合メディアセンター
------------

**2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

本学の教育研究上の基本的な組織は図 2-1-1 のように、相互に関連しているものの、一部に機能不全が起きている。学部と「経営学会」は相互に連携して教育研究をしているが、研究所は現在活動が低調であり、機能停止状態にある。附属機関は、学部への教育支援、「経営学会」への教育研究支援をおこなっている。

図2-1-1 教育研究組織の関連性



### (2) 2-1の自己評価

- ・設置されている学部・学科は全体として、建物、設備、教員、教育プログラムの面から見て、おおむね適切な規模となっているが、「中国ビジネス学科」については、開設年度である平成 19(2007)年度からの大幅な定員割れのために、適切な規模とは言い難い状態にある。
- ・研究組織としては、本学の全専任教員が所属する「経営学会」と「東濃総研」が設置されており、本学創設以来の使命である「地域活性化、地域交流のハブ」としての役割を果たすために必要な規模になっている。しかし、「経営学会」は、毎年度「研究紀要」をとおして研究成果を発表しているものの組織運営上の不備があり、「東濃総研」については近年、実質的な活動停止状態にある。
- ・現在設置されている唯一の附属機関である「メディアセンター」は、学部、研究組織の教育研究活動を支援するために必要な規模を備えた図書館と、情報教育センターである「特別教室館」とから構成されており、後者は特に本学の情報技術教育の充実に極めて高い貢献をしている。
- ・「東濃総研」は活動停止状態にあるものの、「経営学会」と学部は連携協力しつつ教育研究を推進しており、附属機関はそれらの組織における教育研究が円滑に進むように様々な支援をおこなっている。しかしながら、本学においては、全体として、教員に対する総合的な教育研究支援体制が整っておらず、改善が必要な分野と言える。具体的には、科学研究費の取り扱い、研究業績・教育実績等のデータ管理、非常勤講師に対するサポート等、教員の教育活動と研究活動を支援するための組織を必要としている。

### (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・学部・学科の規模については、経過措置として存続している「中国ビジネス学科」を除き、現時点ではほぼ適切であるが、時代の変化に伴って柔軟に対応していくために、必要に応じて入学定員の見直しや学部・学科の改組・改編をおこなっていく。具体的には、「中国ビジネス学科」の学生募集停止に伴って生じる 30 名の定員枠は、「経営学科」

に戻すのではなく、現在、設置申請中の「看護学部」の定員枠に組み入れる方針である。

- ・「経営学会」については、組織運営の正常化と研究活動の再活性化に向けた改革を検討中である。
- ・「東濃総研」については、平成 20(2008)年度に規程改正をおこなったため、現在は過渡期にあるが、新体制のもとで今後のあり方の検討を開始するとともに、平成 21(2009)年度からは、共同研究費の活用等、具体的な予算措置が講じられている。
- ・教員に対する総合的な教育研究支援体制の整備については、大規模大学であれば、大学教育研究センター、研究支援センター、学術情報センター等、専門的な組織を十分なスタッフと共に揃えることが可能であるが、本学の規模からはその実現は難しい。できるだけ早く、共同研究費や科学研究費の取り扱いを始めとする教員の研究活動に対するサポートをおこなう人員と組織、教員による教育活動に対するサポートをおこなう人員と組織を確保するための、教職員双方から成る教育研究支援組織の検討グループを、本年度内に学長の下に設置する予定である。ここでは、本学における研究組織のあり方全体についても見直し、その活性化を図ることになっている。

## 2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

### (1) 2-2の事実の説明(現状)

#### 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学においては、教養教育の企画・実施にあたる常設の組織は存在しておらず、「教務委員会」内でカリキュラムの一部として検討される形となっている。実際の検討・調整は、教養教育科目を担当する専任教員の間で適宜図られることになってきたが、一貫した教養教育の提供を可能とするような組織上の措置はとられていないのが現状である。

#### 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学においては、教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていないため、教養教育の運営上の責任体制は確立されていない。

### (2) 2-2の自己評価

- ・現在は現代 GP(現代的教育ニーズ取組支援プログラム)関連の特設科目が組み入れられているために歪なバランスのように見えるものの、教養教育科目全体としては、大学における幅広い教養教育を実現するために必要な科目群を備え、充実した科目を配置している。本学においては、組織上の欠陥にも関わらず、幅広い教養教育の提供という最低限の機能は、「教務委員会」が果たしてきたと言える。しかしながら、本学においては、教養教育の企画・実施にあたる常設の組織が存在せず、教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていないため、教養教育の運営上の責任体制も確立されていない。このため、「教務委員会」内で「専門教育科目」以外の「その他の科目」として扱われ、教養教育に対する確固たるビジョンが示されぬまま、検討・調整がおこなわれてきたことも事実である。

- ・平成 20(2008)年に中央教育審議会大学分科会制度・教育部会がその「審議のまとめ」として報告した「構築されるべき学士課程教育」の重要な柱としての教養教育のあり方を検討・企画・実施するための組織を設置し、大学全体としての教養教育の運営上の責任体制を明確化することは、本学にとっても喫緊の課題であると判断している。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 20(2008)年度より本学「GP 委員会」において検討されている初年次教育のあり方に関する議論を踏まえて、本学における教養教育の果たすべき役割を再検討すると共に、学部専門教育との有機的な連携を図るための学長直轄の組織を、本年度内に設置する予定である。

## 2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

### (1) 2-3の事実の説明（現状）

#### 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学における教育研究に関わる最高意思決定機関は「教授会」であるが、下部組織に各種委員会等を設置して具体的な諸課題の検討・決定をおこなっているほか、教員人事に関する事項を特別に扱う「教員資格審査会」（以下「審査会」という。）を設置している。また、「教授会」の効果的運営に資する目的で必要に応じて開催される「委員長会議」において、教育研究に関わる決定事項等の情報共有、全学的な諸課題解決検討をおこなうことになっているが、通常は、月に2回開催される「学長会議」でこれを代替している。

これらのほか、本学における教育研究に関わる重要な意思決定機関としては、「総合メディアセンター会議（以下「メディアセンター会議」という。）（「図書館委員会」「ICT委員会）」「経営学会評議員会（「運営委員会）」」「東濃地域総合研究所会議（以下「東濃総研会議」という。）（「運営委員会）」が設置されている。

#### 「教授会」

本学における教育研究に関わる最高意思決定機関である教授会は、「学則」第8条の6に基づいて定められた「中京学院大学教授会規程」（以下「教授会規程」という。）第2条の1にあるように、学長と専任教員をもって組織することとなっている。その審議事項は、「学則」第8条の4に表2-3-1のように規定されている。

**表2-3-1 教授会審議事項（学則より抜粋）**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 教育課程に関すること。</li><li>二 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰等学生の身上に関すること。</li><li>三 学生の試験及び卒業に関すること。</li><li>四 教員の人事に関すること。</li><li>五 学則及びその他の諸規程に関すること。</li><li>六 本学の教育研究活動の状況についての自己点検及び評価に関すること。</li><li>七 その他、本学の運営に関する重要事項。</li></ul> |
|---|

ただし、「学則」第8条の4の四にある「教員の人事に関すること」に関しては、「教授会規程」第7条の2、及び「中京学院大学教員資格審査会規程」第1条にあるように、学長と教授をもって構成する「中京学院大学教員資格審査会」（以下「審査会」という。）において審議することとなっている。

本学における教授会には、上述の「審査会」と「委員長会議」のほか、その下部組織に、「入試・広報委員会」「教務委員会（経営学科・中国ビジネス学科合同）」「学生生活委員会」「キャリア進路委員会」「FD・評価委員会」「出版（紀要）委員会」「GP委員会」の7つの委員会が設置されている。

これらのうち、主に教育研究に関わる意思決定をおこなう組織は「教務委員会（経営学科・中国ビジネス学科合同）」「FD・評価委員会」「出版（紀要）委員会」「GP委員会」の4つである。

①教務委員会（経営学科・中国ビジネス学科合同）

学生の教務等に関する検討・推進、新カリキュラムの検討・構築をおこない、必要に応じて作業部会を設ける。

②FD・評価委員会

FD、FD 懇談会、授業評価、教員評価・自己点検評価制度の検討・推進をおこなう。

③出版（紀要）委員会

紀要・大学通信等の編集・発行をおこなう。

④GP委員会

GP申請内容の検討・推進・事務全般を取り扱う。

「総合メディアセンター会議」

「メディアセンター」の運営に関する検討・推進をおこない、下部組織に「図書館委員会」と「ICT委員会」を置き、図書館サービス充実のための検討・推進、情報教育と情報教育に関わる施設設備の充実を図っている。

「経営学会評議員会」

「経営学会」正会員である本学専任教員で構成され、「経営学会」がおこなう事業に関する予算の承認・会則の改正等に責任を持つ。「経営学会」の実際の運営に関する検

討・推進をおこなう「運営委員会」が設置されている。

「東濃地域総合研究所会議」

「東濃総研」の総合的検討をおこなう会議であり、研究所の実際の運営に関する検討・推進をおこなう「運営委員会」が設置されている。

「学長会議」

学長、経営学部長、総合メディアセンター長、経営学科長、中国ビジネス学科長、別科長、事務局長で構成され、学園及び大学改革推進のための情報共有、諸課題解決、将来の組織検討（教養教育、教育研究支援組織等）、並びに学長の補佐を目的として、月2回程度開催されている。

### **2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。**

「教授会」は、毎月1回第3水曜日に開催され、教育研究に関わる重要事項を決定すると共に、各委員会の審議状況や決定事項の報告がなされ、本学の当面する課題の共有化に努めている。しかし、「教授会」での決定事項が教職員に周知徹底されないことが時折あり、特に職員に対する意思伝達体制の強化が求められている。

「委員長会議」は不定期開催となっているが、これに代替するために「学長会議」が月に2回開催され、本学全体の当面する課題の共有化と教授会運営の効率化のために十分機能し始めている。

各種委員会は、その委員会の特性とその下に置かれた専門部会の検討課題・方法によって開催頻度は異なるが、それぞれの所管する事項について十分審議し、結論を得ている。

「メディアセンター会議」は、本学の使命・目的並びに学生のニーズに沿った図書館サービス並びに情報教育の充実のために、蔵書・施設・設備の更新に努めている。

「経営学会評議員会」は、近年、組織運営上は機能しておらず、「運営委員会」の機能についても、「出版（紀要）委員会」がこれを代替してきていたが、平成21(2009)年度より、正常化を開始している。

「東濃総研会議」は、本学の使命・目的に照らして重要な組織であるが、現在、休止状態にあり、「学長会議」がこれを代替している。

### **(2) 2-3の自己評価**

- ・教育方針等を形成する組織と意思決定過程は、おおむね、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように整備され、機能している。
- ・教育研究に関わる決定事項が教職員、特に教務関係に携わる職員に対して周知徹底されないことが時折あるので、教職員間の意思疎通や決定事項の共有化を万全にする必要があると認識している。
- ・本学のような小規模大学においては、教育研究に関わる意思決定機関の組織を細分化してきめ細かに整備することが人員的に困難であり、現在、「学長会議」がこれを補う形で重要な役割を果たしている。適正な組織整備に向けて、さらに検討を続けている途上

にある。

- ・「メディアセンター会議」は、本学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように、常に施設・設備の向上に取り組んでおり、本学の情報教育の推進に大いに貢献している。

### **(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

- ・「学長会議」と学長直轄の組織を中心に、教育研究に関わる意思決定機関の本学の規模に見合った組織整備に向けた検討を引き続きおこなう。
- ・教職員間の意思疎通や決定事項の共有化を万全にするための方策については、教育研究に責任を持つ教員の代表と事務職員の代表が会する組織である「学長会議」が機能することで、改善に向けて既に始動している。職員に対する情報伝達体制の強化の具体策については、「学長会議」をとおして事務局に検討を要請していく。
- ・本学における情報教育関連施設・設備の充実は他大学にも誇れるものであり、「メディアセンター会議」を中心に、学習者の要求をさらに積極的に取入れて、より一層の利便性向上を図っていく。

### **[基準2の自己評価]**

- ・本学の教育研究組織は、研究組織である「経営学会」の組織運営の正常化や「東濃総研」の活性化等、改善が必要な部分も存在しているが、学部・学科、研究組織である「経営学会」、附属機関である「メディアセンター」等、全体としては、大学の使命・目的を達成するための組織としておおむね適切な規模と構成となっている。
- ・「メディアセンター」は、本学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように、常に施設・設備の向上に取り組んでおり、本学の情報教育の推進に大いに貢献している。
- ・教育研究の基本的な組織相互の関連性についても、改善が必要な部分はあるが、おおむね適切なものとなっている。ただし、本学においては、特に教員に対する教育研究支援体制の整備が喫緊の課題であると認識している。
- ・本学においては、教養教育の企画・実施にあたる常設の組織が存在せず、教養教育が十分できるような組織上の措置が講じられてきていなかったことも事実である。平成20(2008)年に中央教育審議会大学分科会制度・教育部会がその「審議のまとめ」として報告した「構築されるべき学士課程教育」の重要な柱としての教養教育のあり方を検討・企画・実施するための組織を設置し、大学全体としての教養教育の運営上の責任体制を明確化することが、喫緊の課題であると判断している。
- ・教育方針等を形成する組織と意思決定過程は、おおむね、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように整備され、機能していると言えるが、教職員間の意思疎通や教育研究に関わる決定事項の共有化を万全にする必要があると認識している。

### **[基準2の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・学部・学科の規模については、経過措置として存続している「中国ビジネス学科」を除き、現時点ではほぼ適切であるが、時代の変化に伴って柔軟に対応していくために、必要に応じて入学定員の見直しや学部・学科の改組・改編をおこなっていく。
- ・「経営学会」については、組織運営の正常化を開始すると共に、研究活動の再活性化に

に向けた改革を検討中である。

- 「東濃総研」については、平成 20(2008)年度に規程改正をおこなったため、現在は過渡期にあるが、新体制の下で今後のあり方の検討を開始しており、今年度からは、共同研究費の活用等具体的な予算措置が講じられている。
- 教員に対する総合的な教育研究支援体制の整備については、共同研究費や科学研究費の取り扱いを始めとする教員の研究活動に対するサポートをおこなう人員と組織、教員による教育活動に対するサポートをおこなう人員と組織を確保するための、教職員双方から成る教育研究支援組織の検討グループを、本年度内に学長のもとに設置する予定である。
- 本学における教養教育の果たすべき役割を再検討すると共に、学部専門教育との有機的な連携を図るため、学長直轄の組織を、本年度内に設置する予定である。
- 「学長会議」と学長直轄の組織を中心に、教育研究に関わる意思決定機関の本学の規模に見合った組織整備に向けた検討を引き続きおこなう。
- 教育研究に責任を持つ教員の代表と事務職員の代表が会する組織である「学長会議」を活用することで、教職員間の意思疎通や決定事項の共有化を万全にすると共に、職員に対する情報伝達体制の強化の具体策については事務局に検討を要請していく。
- 本学が誇る「メディアセンター」のより一層の利便性向上を図るため、学習者の要求をさらに積極的に取入れ、情報教育関連施設・設備の充実に努める。

**[基準3. 教育課程]**

**3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。**

**(1) 3-1の事実の説明（現状）**

**3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。**

本学は建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を信条とし、学術の研鑽とスポーツ等の実践や鍛錬を通じて智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成し、社会と国家の発展並びに人類の幸福の増進に貢献できる品性高くかつ有為の人材を養成する。

「経営学部」は、建学の精神を踏まえ、教育研究の目的を以下のとおり定めている。

- ①社会の様々な分野で活躍しようとする学生に対して、広範な教養と知識及び情報に関する処理能力と分析力、並びに実務能力を付与する。
- ②国内に限らずグローバルな視点で活躍をめざす学生に対して、経済・経営のダイナミズムを科学的かつ組織的に教授して、将来の産業界のリーダーとしての経営能力と識見、力量を培う。
- ③地域社会に対しては、高齢化社会に対応した生涯学習の場を提供し、積極的に社会に開かれた大学をめざすとともに、国際化に伴って増加する外国人学生及び帰国子女を受け入れ、国際交流を担える能力を育む。

各学科については、**表3-1-1**のとおりである。

**表3-1-1 学科の教育目標**

学科名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
経営学科	企業の経営者やリーダーとして活躍するために必要とされる企業経営に関する基礎的知識と能力に加えて、社会に貢献できる幅広い教養を持った人材の養成を目的とする。
中国ビジネス学科	ビジネスに通用する中国語、総合的なコミュニケーションスキル、日中両国に関する幅広い知識と教養の修得を目標とし、中国ビジネスのエキスパートの養成を目的とする。

これらの教育目標は、「学則」「本学諸規程集」に定められ、ホームページ及び大学案内に記載し公表している。

### 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

建学の精神の下、「経営学部」の教育目的を掲げ、その教育目的を実現するために各学科の教育目的（表3-1-1）をそれぞれ設定し、教育課程を編成している。具体的には以下の編成方針となる。

「経営学科」においては、地元東濃地域、中部圏等の企業、特に中小企業の経営の重要な担い手となる人材の育成が可能となる教育を編成方針として、企業経営に関する基礎的知識と能力の修得に加えて、社会に貢献できる幅広い教養を持った人材の養成を可能とする編成となっている。

「中国ビジネス学科」においては、豊かな国際感覚と国際的知識、特に中国ビジネスのエキスパートとなる人材の育成を可能とする教育を編成方針とし、ビジネスに通用する中国語の修得、総合的なコミュニケーションスキルの修得、日中両国に関する幅広い知識と教養の修得を可能にする編成となっている。

### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学において開講している専門科目は必修科目と選択科目から構成され、必修科目だけでなく、選択科目のなかからも学生は卒業後の進路に合わせて選択する。大学教育では、個々の学生が自らの学習の目的に則って、主体的に履修体系を構築し、それに合わせて科目を選択し聴講するのが本来の姿である。しかし、本学では経営学という高等学校までに学習機会が少なく予備知識が乏しい科目を教育の中心とする学部の性格、また授業内容の専門化・多様化という現状を考慮し、指導的な措置として、効率的な学習典型例を示すことが有効であると判断している。このような観点から、学生の自主性を尊重しつつ、卒業の進路に合わせた履修を可能とすべく、コース制の実施を本学の教育方法の最大の特色としている。

コース制に関しては、従来、「企業経営コース」「経営情報コース」「国際経営コース」の3コース制を採用してきたが、平成21(2009)年4月より3コースをさらに発展させると共に「中国ビジネス学科」の教育内容を吸収し、「企業経営コース」「ビジネス情報コース」「国際地域文化コース」「中国ビジネスコース」の4コース制を採用している。各コースの概要は、以下のとおりである。

#### ①企業経営コース

我が国における企業形態は大企業、中小企業はもとより、ベンチャー企業の台頭等により、実に多様化の様相を呈している。本コースは、このような企業形態を背景とした知識・技術集約型産業の時代に対応するために、企業経営についての総合的な知見を身に付けるコースであり、堅実で新しい経営的発想に立脚して企業の将来ビジョンを考える人材の育成を目的としたコースである。

#### ②ビジネス情報コース

現代社会ではあらゆる分野でOA化がおこなわれ、情報処理に関する様々なシステムが構築されている。本コースは、このような高度情報社会に即応して企業経営を実践していくために、コンピュータやそれに伴う専門的技術を修得し、経営情報に関する豊富

な知識と実践力を備えた人材の育成を目的としたコースである。

### ③国際地域文化コース

現在、世界的に企業活動の国際化が進み、地域社会に立地する中小企業にとっても幅広い視野を備え国際レベルで活躍できる人材が要望される。本コースは、国際情勢や世界各国の事情に通じ、語学に優れ、かつ国際経済人として各分野で活躍する人材の育成を目的としたコースである。

### ④中国ビジネスコース

中国は今、もっとも勢いのある国である。わが国の貿易相手国として米国に代わりトップとなる等、日中経済関係の一体化が進んでいる。これからの日本企業はこれまで以上に中国との連携を強めてゆくことが求められており、中国の政治や経済、文化に精通した人材が求められている。本コースでは経営学の主要科目と共に中国ビジネスを展開する上で必要な様々な分野の知識を学ぶ。

上記4つのコース制の実施により、学生は必修科目に加えて、卒業後の進路に合わせて履修コースごとに掲げた推奨科目を参考にして専門科目を履修し、さらに関連する科目を学習することが可能となっている。学生の履修相談に対しても、「教務委員」や「キャリア支援部」を中心に、コース担当者がきめ細かく対応する態勢を整えており、コース制が本学の教育内容の大きな特色となっている。

## (2) 3-1の自己評価

- ・私立学校にとってのすべてのルーツは建学の精神であり、それに基づく教育目的を明確に定め、その意義を広く社会に問うことが重要である。現在まで建学の精神については、**基準1**で述べたように示してはいるものの、教育目的を学内外に広く示してこられなかった点は反省すべきところである。
- ・その反省に鑑み、平成21(2009)年4月に教育目的を改定し、本学の教育目的を明確にすると共に、教育方法に反映する努力をしている。
- ・教育方法を教育目的に反映させる方策としてコース制の整備をおこない、各コースが目指す人材の養成を可能とするカリキュラム編成がなされつつある。
- ・各コースにおいて教育方法の成熟度に差異が存在する点は改善しなければならない。

## (3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・建学の精神及び教育目的を広く学内外に普及させる方策として、以下の点を実施する。
  - ①建学の精神及び教育目的の学内への周知
    - 1) 建学の精神を各教室・各部署に掲示し、教職員及び学生に周知徹底する。
    - 2) 教育目的を「CAMPUS LIFE」に記載すると共に、オリエンテーション時のガイダンス、及びゼミナールでの少人数教育時に徹底的に啓蒙していく。
  - ②建学の精神及び教育目的の学外への周知
    - 1) 大学から外部に向けて発信するあらゆる広報媒体に、建学の精神を盛り込む。
    - 2) 経営者及び教職員は、各種研修会・「水曜公開講座」等、学外での様々な機会を捉えて、本学の建学の精神をPRする。

3) 大学案内、大学ホームページに教育目的を記載すると共に、オープンキャンパス時等高校生・保護者と接する機会には教育目的を詳細に説明する。

- ・学部・学科の教育目的が4つのコースにおいて反映されるシステムを構築すると共に、コースごとに教育目的を設定し、各コースが目指す人材の養成が可能なカリキュラム編成を随時検討する。
- ・平成22(2010)年4月1日をもって「中国ビジネス学科」が募集停止されるのに伴い、「中国ビジネス学科」の教育目的を「経営学科」で如何に引き継いでいくかは喫緊の課題であり、「中国ビジネスコース」において「中国ビジネス学科」の教育目的を継承する教育体制の構築を早急に進めていく。

### 3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

#### (1) 3-2の事実の説明(現状)

##### 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

企業経営に関する基礎的知識と能力に加えて、社会に貢献できる幅広い教養を持った人材の養成、及び中国ビジネスのエキスパート養成という編成方針に即して、本学の教養分野は「人間の探求」「環境と科学」「現代科学の探求」「国際化と日本」等の科目群、総合科目群、「英語」「ドイツ語」「中国語」「スペイン語」等の外国語科目群から編成されている。また、専門科目群においても平成21(2009)年度からスタートさせた4つのコース制において、それぞれのコースの中で専門科目を体系的に配置している。具体例として、「企業経営コース」における専門科目の科目体系は図3-2-1、2のようにになっている。

図3-2-1 企業経営コースの科目体系（経営分野）

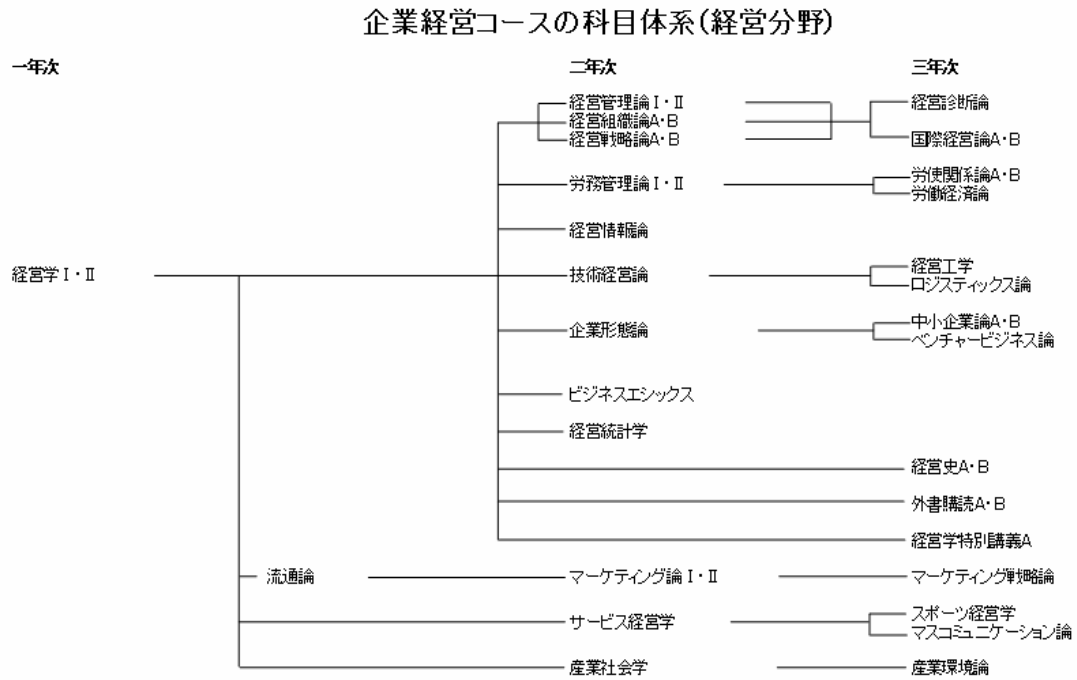
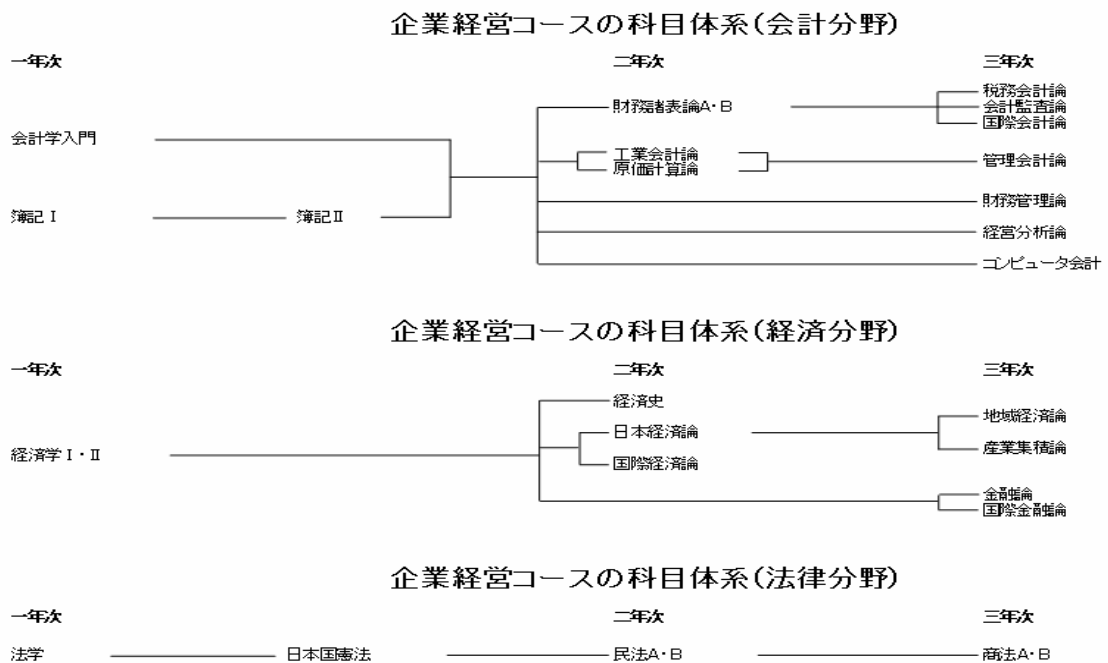


図3-2-2 企業経営コースの科目体系（会計分野）（経済分野）（法律分野）



**3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。**

本学では Semester 制を採用した上で、教育課程の編成方針に即して授業科目が設置され、授業内容が整備されている。代表的な科目及びその内容は表 3-2-1 のとおりである。

**表 3-2-1 授業科目と授業内容**

授業科目	授業内容
経営学 I・II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営学の意義と役割</li> <li>・ 経営学の歴史</li> <li>・ 企業の経営者と管理者</li> </ul>
中小企業論 I・II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本経済の発展と中小企業</li> <li>・ 国際化と中小企業</li> <li>・ 中小企業政策</li> </ul>
マーケティング論 I・II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケティングの概念</li> <li>・ ブランド</li> <li>・ 環境とマーケティング</li> </ul>
国際経営論 A・B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際経営の制度と環境</li> <li>・ 異文化経営</li> <li>・ 国際経営の事例</li> </ul>
地域経済論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業社会の苦悩、市場社会の限界</li> <li>・ 財政から見る地域経済</li> <li>・ 東濃地域の経済構造と特色</li> </ul>
国際会計論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際会計基準委員会の沿革</li> <li>・ 収益の認識と測定</li> <li>・ 税効果会計</li> </ul>
情報処理概論 A・B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータの構成要素</li> <li>・ コンピュータの動作原理</li> <li>・ 情報システムと社会</li> </ul>
中国ビジネス総論 A・B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中ビジネスの歩み</li> <li>・ 中国市場でのマーケティング</li> <li>・ 異文化交流と中国企業の特徴</li> </ul>

教育課程は、主要科目として、「経営学系科目」「経済学系科目」及び「会計学系科目」があり、主要科目以外の科目として「商法」「民法」等の法学系科目や情報関係科目等がある。また、これらの主要科目は、学生が、より深く学習していくよう基礎・基本科目、「経営管理論 I・II」「中小企業論 A・B」「財務諸表論 A・B」「国際経営論 A・B」等の発展・応用科目等から構成されている。

なお、平成19(2007)年度からは「中国ビジネス学科」を新たに設置し、1学部2学科（経営学部経営学科・中国ビジネス学科）の体制を整え、教育課程を編成している。

### 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

入学時に、「CAMPUS LIFE」を学生全員に配布している。これには、年間学事予定を冊子内の「学年暦」によって示している。また、履修登録期間、授業期間、試験期間を同内の「授業日程表」によって明示しており、履修登録の方法、カリキュラム等も合わせて記している。平成20(2008)年度は、年間学事・授業期間ともに変更なく当初の予定通り運営された。

### 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・終了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

「CAMPUS LIFE」に記載されている「試験及び成績評価」により、教育・学習結果の評価が公平かつ適切に実施されるように定められている。

履修科目の成績は、各科目担当教員が授業の位置づけと達成目標及び評価方法・基準に即して達成度を総合的に評価している。具体的には、定期試験、追試験及び再試験等の試験結果を主とし、それに出席率、平常の学習態度、レポート提出及び小テスト等を加味して評価しており、その評価方法は科目ごとに「SYLLABUS」において明示されている。なお、「SYLLABUS」については、平成21(2009)年度より、さらに具体性の高いフレームワークに変更し、授業の到達目標や予習・復習の内容も示すようにした。

科目の成績評価の評語は公表されており、100～90点が「S」、89～80点が「A」、79～70点が「B」、69～60点が「C」となり、ここまですべて合格である。なお、不合格の場合でも、59～30点は「D」とされ、一部の学生（4年次生）と一部の授業（必修科目）については、2コマ分の補習授業をおこなった上で再試験を受けることができ、合格点に達すれば「C」の評価が下される。29点以下及び出席不足の学生の評価は「F」となり、不合格となる。成績評価が合格の場合、その授業科目に定められた単位が認定される。

また、資格取得による授業科目免除の道も開かれており、例えば、日商簿記3級合格者は、「簿記Ⅰ」及び「簿記Ⅱ」が免除され、中国語検定準4級合格者は、「中国語Ⅰ」を免除される。資格取得により授業が免除され所定の単位が認定される科目の一覧は、「資料3-5」のとおりであり、免除科目の成績評価については「N（認定）」とし、正規の授業を受講して得られる成績評価とは区別している。

進級要件は特に定められていないが、卒業要件に関しては、本学に4年・8期（編入学生等については、学則第23条（注1）の規定に基づいて定められた在学すべき年数）以上在学し、学則第26条（注2）に定める授業科目及び単位数（卒業要件124単位以上：教養科目、外国語科目、専門科目にはさらに詳細な必要条件がある）を修得した者については、「教授会」の議を経て学長が卒業を認定する。

（注1）学則23条：第19条、第20条、及び第21条の規定により入学した者が既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。（第19条は編入学、第20条は転入学、第21条は再入学を意味する）

（注2）学則26条：本学経営学部経営学科及び中国ビジネス学科において開講する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。（本報告書では別表1は、「資料3-6」に相当する）

**3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定等、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。**

本学の授業は、通常1コマ80分で実施され、これを単位換算における2時間としており、春学期（4月1日～9月30日）と秋学期（10月1日～3月31日）の Semester 制を採用し、各学期15週の授業をおこなっている。講義及び演習については、本学が定める時間（15～30時間）の授業をもって1単位としている。実技については、本学が定める時間（30～45時間）の授業をもって1単位としている。

履修単位数に関しては、過度な履修登録を避け、単位取得を着実にこなえるよう履修科目の上限が**表3-2-2**のとおり定められている。

**表3-2-2 履修科目の上限**

年次	1年次		2年次		3年次		4年次
学期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	上限なし
履修 上限	22 単位	20 単位	20 単位	20 単位	18 単位	18 単位	(但し春期2単位、秋期に4単位以上の履修が必要)

※秋入学生は、それぞれ春期と秋期を入れ替える。

**3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。**

学生のニーズや教育目的に合わせたカリキュラム改革は随時おこなわれており、教育目的の実現のため教育方法にも特色を持たせている。具体例として以下の点をあげることができる。

①全学年少人数ゼミ制度

智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成するため、4年間にわたる少人数ゼミナールを実施している。教養教育を演習形式でおこなう「基礎ゼミ」（1年次）、「教養ゼミ」（2年次）及び専門教育を演習形式でおこなう「専門テーマゼミ」（3年次）、「専門卒業研究」（4年次）を通じ、学生と教員の対話を拡大することにより、個々の学生の適正・能力を最大限に引き出すことを目的とした双方向教育を実践している。なお、ゼミは各年次とも前期は必修とし、後期は選択としているが、後期においても履修指導により全学生の履修を目指している。

②教養・語学教育の充実

社会の中で活躍する一社会人としての基礎を修得させるため、教養教育に力を注いでいる。教養分野を「人間の探求」「環境と科学」「現代社会の探求」「国際化と日本」等の分野に分類し、それぞれの分野において複数の教養科目を修得するシステムとなっている。また、語学においても英語科目以外に「ドイツ語」「中国語」「スペイン語」「日本語」（留学生科目）があり、多くの学生が様々な語学の学習をおこなっている。

### ③総合科目の設置

従来から、一般的な四年制大学において教養科目と専門科目との間の断絶が指摘されている点に鑑み、カリキュラム編成に当たっては両者の中間に「総合科目」を配して、前者から後者への導入の役割を果たさせることにしている。

### ④現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）の展開

社会の様々な分野で活躍する人材の養成という教育目的の実現を目指し、平成 19(2007)年度に選定された「現代 GP」（テーマ：就労意識の低い学生に対するキャリア教育）により、就労意識の低い学生を念頭においた「キャリア支援科目」を多数設けた。「資料 3-7」のように職業論を中心に、自分を知る科目として、「基礎ゼミ A」「グループワーク」総合的コミュニケーション能力開発のための「コミュニケーション論」「新聞リーディング」「日本語表現法」「パブリックスピーキング」等の科目設定がそれである。さらにボランティア等の社会活動や資格取得、学内活動にキャリアポイントを与え、ポイントを積み立てることにより単位を与える仕組みを取入れた。（100 ポイントで 2 単位を与え、上限は 10 単位とする。「資料 3-8」）

### ⑤e ラーニング教育の実施

メールやインターネットを活用した「e ラーニング」を実施している科目が存在する。自宅にしながらパソコンを使って講義を自習できるほか、メールでのレポート提出、カリキュラムや問題集のダウンロードができる等、時間を有効活用する効果的な学習システムが構築されている。

### ⑥国際ネットワーク大学コンソーシアム

本学だけではなく、他大学の科目も履修できるように「国際ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加し、幅広い教養教育・専門教育が実現できるような体制を構築している。

### ⑦留学制度

「中国ビジネス学科」においては、中国ビジネスのエキスパートとなる人材の育成という教育目的を実現させるため、上海外国語大学に2年次夏期休暇中の短期留学、2年次の2月から3年次11月までの長期留学を実施している。

**3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

本学は、通信教育をおこなっていないため該当なし。

## (2) 3-2の自己評価

- ・建学の精神、使命・目的を中心に据えた教育課程の編成方針に即してコース制を整備すると共に、教育課程を体系的に編成すべく努力を続けており、内容的におおむね適正になってきている。
- ・平成 19(2007)年度にスタートした「中国ビジネス学科」が、学生募集の不調により平成 22(2010)年 4 月 1 日付で募集停止をおこなうことは、反省すべき点である。

- ・カリキュラムの改定については、本学では、ほぼ数年置きにおこなってきているが、平成 20(2008)年度からは科目の整理と共に配当年次についてかなりの変更をおこない、科目体系の編成が改善された。
- ・外国語科目群に関しては、従来 12 単位取得を課しており、「経営学部」の学生としてはかなりの負荷を掛けていたという状況を考慮し、平成 20(2008)年度入学生からは 8 単位取得に改正し、負荷を軽減している。
- ・各授業科目、授業内容は、学部・学科の教育目的に沿って作成されており、授業の主旨、具体的達成目標、予習・復習の課題を「SYLLABUS」で明らかにすると共に、学生への周知を十分に図っている。
- ・年間学事予定、授業期間、履修方法等は、「CAMPUS LIFE」に明示されており、入学時に配布している。
- ・年次・学期別履修上限、卒業要件等を適切に定め、運用している。
- ・成績評価については、各授業の目標、及び評価方法を「SYLLABUS」において各教員が明示しており、その成績評価システムは適切に運営されている。
- ・成績の段階評価として、「S」「A」「B」「C」「F」は通常用いられているが、「D」の一部に再試験が認められるのは本学の成績評価の特徴である。評価「D」で再試験を認められた学生は、当該学期内に合格の評価を得るために、補講への参加等、再試験のための学習努力を喚起する効果を発揮していたが、近年、単位取得が計画通りに進まず、卒業要件を満たせない学生も増加しつつある。
- ・教育方法については、**3-2-⑥**で述べたような特色ある工夫がなされており、その多くについて良好な教育効果を得てきたが、時代の流れと共に学生のニーズも学生の気質も変化しており、その対応が遅れていることが課題として顕在化してきている。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育課程は全体としておおむね教育目的に合わせた体系的な編成になりつつある。しかし、コースによって、その成熟度が異なっており、今後、各コースによる体系的編成を早期に進める。
- ・4つのコース独自に教育目的を定め、各コースが養成する人材像を明確化する。
- ・コース制運用の詳細を早期に決定し、コース制を機能させる。
- ・「中国ビジネス学科」の教育理念を経営学科で継承する体制を構築する。
- ・現在、現代 GP を取得してから 3 年が経過することもあり、現代 GP 科目の整備をおこなうと共に、関連する教養科目群の改革を実施する。
- ・教育課程の授業科目に関しては、学生の関心や能力が多様化する現状を踏まえ、学部・学科の教育目的を常に念頭に置きながら改定、進化させ、学生の学習意欲を喚起すると共に、本学の教育姿勢を地域・社会に発信する。
- ・年間学事予定、授業期間、履修方法等は、「CAMPUS LIFE」だけでなく、Web 上の「campus@venue」にも記載し、学生の利便性を図る。
- ・本学の成績評価システムに関しては、学生の学習効果を向上させる意味で一定の効果を得られてきたと考える。しかし、近年、単位取得が計画通りに進まず、卒業要件を満たせない学生も増加しつつあり、再試験制度の見直しを実施することによって、学生の単

位取得状況の改善を図る。

- ・「インターンシップ」「ボランティア」等段階をつける成績評価が難しい科目に関しては、出席や取り組み姿勢を重視し、段階的な成績評価はおこなわない「認定科目（認定と不認定の2段階評価のみ）」の設定を検討する。

### 3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

**3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等により、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。**

#### (1) 3-3-①の事実の説明（現状）

学生の学習状況を測るアンケートとしては、「学生授業アンケート」を実施しており、授業の理解度を調査することにより、教育目的の達成度を考察している。資格取得に関しては、単位読替が可能な科目について学生から自己申告させている。学生の意識調査は現在おこなっていない。就職状況の調査に関しては、就職支援をするなかで学生の就職活動状況を把握すると共に、内定を獲得した学生には必ず就職決定先を申告させている。「企業アンケート」に関しては、本学で実施する「学内企業展」へ参加した企業に対してアンケートをおこなっており、結果をもとに就職支援に役立てている。また、卒業生本人に対する調査に関しては、同窓会事務局が現勤務先の調査をおこなった場合、その回答を「キャリア支援部」でも共有することになっている。

これらの各種アンケートによる学生の調査はおこなっているが、その調査結果を教育目的の達成状況の点検・評価にまで十分活用しきれていないのが現状である。

#### (2) 3-3の自己評価

- ・3-3-①で述べたとおり、いくつかのアンケート調査を実施しているが、学生の状況を把握するためには不十分である。
- ・アンケート調査を効果的に実施しうるシステムを構築する必要がある。
- ・アンケート調査の結果を教育目的達成状況の点検・評価に活用すべく改善しなければならない。

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の学習状況の調査に関しては、授業アンケートだけでなく学問に対する個人的な関心や資格取得状況も含めたアンケートを実施する。
- ・すでに実施している「学生生活アンケート」と合わせて学生の意識調査も実施する。
- ・卒業生の就職先企業にアンケートをおこない、卒業生の勤務状況、本学に期待すること等を調査する。
- ・「キャリア支援部」や委員会を中心に、各種アンケート調査を教育目的の達成状況の点検や評価につなげるシステムを早急に構築し、教育目的実現の一助とする。

### **[基準3の自己評価]**

- ・学部・学科では、建学の精神、使命・目的に沿って教育目的を明確に設定している。
- ・建学の精神、教育目的を広く学内外に周知できていない。
- ・学部・学科では、教育目的に沿って教育課程の編成方針を設定し、それを教育方法に反映する努力を重ねている。
- ・学部・学科の教育課程は、体系的に編成され、それに即した授業科目、配当年次、授業内容になってきている。
- ・現代 GP 科目の整備、教養科目群の改革を早急に実現しなければならない。
- ・「中国ビジネス学科」の教育理念を「経営学科」で継承することが必要である。
- ・年間学事予定、授業期間、履修方法、卒業要件等は適切に定められている。また、成績評価システムも適切に運用されており、再試験制度も含めて厳正な成績評価に努めている。
- ・本学では、教育目的に即して教育内容・方法に関して多くの特色ある工夫・試みを実施しており、随時、適切な改定を進めながら成果を得る努力を続けている。

### **[基準3の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・建学の精神、教育目的を広く学内外に周知し、本学の教育姿勢を地域・社会に発信する。
- ・平成 21(2008)年度に新しく設定した教育目的に沿って、今後はさらに教育方法等の改善を図っていく。
- ・4つのコースで独自の教育目的を設定し、各コースが目指す人材の育成を図る。
- ・コース制の運営方法を精査し、機能させる。
- ・教養科目群の改定を実施し、教養教育のさらなる充実を図ると共に、専門教育との一体化を推進する。
- ・教育内容・方法に関する特色ある工夫・試みを今後も継続し、学生の将来に役立つ教育の充実に努める。
- ・大学全入時代を迎えると共に留学生が増加しているなか、学生の学力低下が懸念されているが、学生が4年間で卒業要件を満たすことを支援し、それを可能とする制度の制定を早急に進める。
- ・各種アンケートを充実させ、教育目的の達成度を推し測り、教育目的の達成状況を振り返ることのできる評価システムを構築する。

**[基準4. 学生]**

**4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。**

**(1) 4-1の事実の説明（現状）**

**4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。**

「経営学部」の単科大学として、平成5(1993)年開学以来、本学からは、2,303名の卒業生が社会に送り出され、各方面で活躍をしている。これは、本学が建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」に則り、豊かで幅広く深い教養を修得させると共に、学部・学科の専攻に係わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成してきた成果である。

本学は、建学の精神、教育目的に基づき、**表4-1-1**のとおりアドミッションポリシーを掲げている。

**表4-1-1 中京学院大学のアドミッションポリシー**

中京学院大学は建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を信条とし、学術の研鑽とスポーツ等の実践や鍛錬を通じて智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成し、国家と社会の発展に寄与し、人類の幸福の増進に貢献できる品性高くかつ有為の人材を養成する。そのために、中京学院大学経営学部では、企業・組織の経営に関心があり、次のような心がまえを持っている学生を求める。

- (1) 経営学を志す人
- (2) 柔軟な思考力のある人
- (3) 自ら考え行動できる人
- (4) 何事に対しても挑戦する意欲のある人
- (5) コミュニケーション能力のある人
- (6) スポーツを通して人間的に成長したい人
- (7) 特定の分野について優れた能力を持っている人

本学のアドミッションポリシーは明確な文章及び箇条書き形式で、ホームページ及び入学試験要項に掲載されており、本学を志望する受験生や学外に向け周知を図っている。また、学生募集に際して、高校訪問、オープンキャンパス、大学説明会等の機会にアドミッションポリシーを対象者に対し口頭で説明している。

**4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。**

本学「経営学部」へ入学できる者は、「学則」第15条第1項の各号のいずれかに該当し、本学の入学選考試験に合格した者であるが、その入学選考試験については、次の方法により実施している。

- ①AO 入試
- ②推薦入試（指定校・系列校、前期・後期）
- ③一般入試（前期・中期・後期）
- ④センター試験利用入試（前期・後期）
- ⑤留学生試験
- ⑥社会人入試
- ⑦編入学試験
- ⑧帰国子女

なお、AO 入試においてはスポーツ、資格、学業特待生、自己推薦の区分を設け志願者の得意とするところでの選考を実施している。これら各入学選考試験は、それぞれアドミッションポリシーに沿って入学試験内容を設定し選考を実施している。

本学「経営学部」の入学選考試験は、「教授会」のもとに「入試・広報委員会」が組織され、学長、学部長、学科長、別科長、事務局長、総務部長、渉外部長が構成員となり、「入試・広報委員会」と「渉外部」が中心となり全学体制で実施している。

入試日程・試験科目及び入試要項等については、「入試・広報委員会」と「渉外部」により素案を作成、「教授会」の審議を経た上で決定している。入試問題作成にあたっては、学部長が1科目につき2、3名の作成担当者を本学専任教員から選出し、学長承認の上、作成をおこない、「入試・広報委員会」で点検することで出題ミスを未然に防止するようにしている。入学選考試験の実施運営体制については、入試日程・科目・要項等決定と同様の手続きのもと、「入試・広報委員会」「渉外部」を中心に全学体制でその業務をおこなっている。試験監督並びに採点業務については、専任教員の割り当てにより公平・公正に実施している。合否判定については、「入試・広報委員会」が合否判定原案を作成し、「教授会」において公正な審議の上、最終決定している。

**4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。**

本学「経営学部」の平成21(2009)年度の入学定員は、「経営学科」150人、「中国ビジネス学科」30人、「経営学科」3年次編入学定員20名であり、収容定員は760人である。平成22(2010)年4月に「中国ビジネス学科」の募集停止をおこなうため(平成21(2009)年2月中国ビジネス学科募集停止届提出済、平成21(2009)年12月までに収容定員変更認可申請提出予定)、平成22(2010)年度は、収容定員640人となる。

収容定員及び入学定員に関しては、平成5(1993)年4月開学時入学定員150人であったが、平成9(1997)年4月より入学定員及び3年次編入学定員増をおこない、入学定員を30人増員し180人、編入学定員20人とした。同時に教員数も増員した。平成19(2007)年4

月に「中国ビジネス学科」増設のため「経営学科」入学定員 180 人から 30 人を振り分け、「経営学科」入学定員 150 人、「中国ビジネス学科」入学定員 30 人とした。しかしながら、「経営学科」の入学者は、平成 19(2007)年度 133 人、平成 20(2008)年度 123 人、平成 21(2009)年度は 163 人であり、「中国ビジネス学科」の入学者は、平成 19(2007)年度 8 人、平成 20(2008)年度 2 人、平成 21(2009)年度入学者は、なしであった。「中国ビジネス学科」については、開設年度より 2 年連続入学定員を満たすことができなかつたため、教育にふさわしい環境の確保のため、平成 20(2008)年度中に募集停止を決定し、平成 22(2010)年度には収容定員を 640 人とする。

在籍学生数については、平成 21 (2009) 年 5 月 1 日現在 598 人であり収容定員充足率 78.6%である。本学の専任教員数は 29 人であるので、専任教員 1 人当たりの学生数は 20.6 人である。

## (2) 4-1 の自己評価

- ・本学「経営学部」のアドミッションポリシーは明確にされており、また、その内容が学生募集要項やホームページ上に記載され、学外に発信されている。
- ・本学は、アドミッションポリシーに基づき、多様な形態の入学選考試験を実施しており、入学試験の実施運営並びに合否判定においても、「教授会」の下部組織である「入試・広報委員会」及び「渉外部」が中心となり、全学体制のもと公正、厳格におこなっている。よって、アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されている。ただし、近年の入学試験形態の多様化、入学生の基礎学力の低下をはじめとする学生の質保証の観点から、今後試験形態について検討をしていく必要がある。
- ・本学の平成 21(2009)年度の収容定員充足率は 78.6%であり、18 歳人口の減少に伴い入学定員割れの状態がここ数年続いている。平成 21(2009)年度の入学者数は 165 名であり、平成 20(2008)年度と比較し 30%増加したものの、今後も定員確保のために全学挙げて取組んでいく。また、中国ビジネス学科の募集停止をすることで、収容定員を減員し、適正規模となるようにしている。
- ・平成 21(2009)年度在籍学生数は 598 人と少なく、専任教員 1 人当たりの学生数が 20.6 人であり、授業についても少人数で実施されていることが多い。

教育にふさわしい環境確保のため、平成 21(2009)年度は「中国ビジネス学科」の募集停止等の改善途中であるものの、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業をおこなう学生数が適切に管理されているといえる。

## (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学にとって、学生の定員確保が最重要課題である。平成 21(2009)年度の入学生数については、平成 20(2008)年度入学生数より 30%増加した。来年度以降も、本学のアドミッションポリシーを入学案内、広報印刷物等に明確に示す等し、その周知徹底を図り、さらには本学の教育内容改善を図ることにより、定員確保については全学、全教職員一丸となり取組んでいく。

## 4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

### (1) 4-2の事実の説明(現状)

#### 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学における学習支援は、少人数を生かした個別の支援を目標としている。中心となっている組織部門は、教授会下部組織である「教務委員会」「学生生活委員会」「キャリア進路委員会」、本学附属機関である「メディアセンター」並びに事務組織としての「キャリア支援部」が学生の学習支援、生活支援、進路支援、留学生関係を「留学生支援部」が担当している。

上記組織が密接に連携し、学生支援を展開している。具体的な学習支援については以下のとおりである。

#### ①オリエンテーションの実施

学期当初に全学年に対してオリエンテーションを実施している。内容は、履修に関する説明、進路に関する説明を始めとした全般的な支援をすると共に、オリエンテーション終了後には、希望する学生に対して個別の履修指導等をおこなっている。また、学生の希望に応じた科目選択等の支援もおこなっている。

#### ②新入学生オリエンテーション

学生にとって大学での学習は、高等学校での学習(履修)方法とは異なる形での学習の展開となるため、入学時に大学での履修がスムーズにおこなえることが重要であると言う観点から入学式直後に2日間の新入生オリエンテーションを実施している。内容は、大学生活全般の説明・指導、履修方法、学部長または学科長による教育の目標、本学における学習体制の説明等多岐に亘った内容である。また、1年次春学期の必修科目である「基礎ゼミ」のクラス分けもおこなっている。

#### ③「CAMPUS LIFE」「SYLLABUS」の配布・活用

大学における全般的な内容を網羅した「CAMPUS LIFE」を入学時に配布し、学生の学習における参考資料としている。また、授業概要、教員紹介を掲載した「SYLLABUS」を毎年度始めに配布し、学生の授業選択に活用している。

#### ④メディアオアシス・コンピュータ室開放

「メディアセンター〈特別教室館〉」(以下「特別教室館」という。)に自習室「メディアオアシス」を設置し、学生が自習に使用できるコンピュータを配置している。また、コンピュータ室(3室設置)についても授業の空時間においては自由に利用できることとしており、学生の情報教育での復習、自習、レポートの作成等に利用できるようにしている。学生には、入学時全員に学内サーバーにログインできるID・パスワード・メールアドレスを配布しており、情報教育におけるeラーニングにも活用されている。

#### ⑤留学生支援部

本学には、多くの留学生が在籍しており、留学生のほとんどが中国からの留学生である。留学生の学習、大学生活を支援するために「留学生支援部」を設置している。「留学生支援部」では、教員や「キャリア支援部」を始めとした他部門との連携のもと、留学生の入国から入学後の学習、生活支援、進路支援にいたるまでの支援をおこなっている。

また、留学生と地域社会との交流や、留学を希望する学生への留学案内等もおこなっている。

#### ⑥ オフィスアワー

学生の大学生活全般にわたる相談等に応じるため、各教員が待機している特定の時間をオフィスアワーとして設定し、学生の大学生活がより充実したものとなるよう支援している。

専任教員は、授業時間と出勤日を考慮して、オフィスアワーの可能な時間帯と場所を春学期と秋学期の初めに学生に掲示している。掲示した時間帯については、教員は会議・出張等を除き、できる限り相談場所に待機し、学生は自由に指定場所に行き、相談できる。なお、深刻な相談や、時間を要する相談については、教員と学生の間で日程や相談場所を事前に調整して対応している。

オフィスアワーは、専任教員のほかに、非常勤教員についても大学に出勤する曜日と時間帯を考慮し、授業の前後の空き時間や昼休みを利用して、対応している。非常勤教員が大学に出勤しない曜日については、「キャリア支援部」を通じて、電子メールでの相談を受け付けている。

#### ⑦ 資格による単位認定及び単位互換制度

本学においては、学生の多様な学習方法、知識の獲得方法を支援・評価するために、授業科目により達成目標に応じた資格・検定試験（種別・級別）を設定しており、合格した場合、当該授業科目の単位の認定をおこなっている。また、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」による岐阜県内加盟大学で「単位互換協定」を締結しており、他大学の提供講義の履修が可能となっている。その取得単位は、成績評価も含め本学の単位として認定している。

### 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は、通信教育をおこなっていないため、該当なし。

### 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

毎学期、学期終了前の1~2週にわたりゼミナールを除く、開講授業科目の「学生授業アンケート」を実施し、授業に対する学生の意見、感想を調査している。アンケート結果は、担当教員へフィードバックされ、その後の授業改善に活用されている。また、年1回全学生を対象にした「学生生活アンケート」を実施し、集計後学生の大学における学習環境、生活環境、大学全般に対する意見を調査している。

## (2) 4-2の自己評価

- ・学生の学習支援体制は、大学での全体的な学生支援を含め、機能している。小規模大学という利点を生かしての個別指導を展開しており、教職員一丸となり、学生にとってより身近な支援を実施している。教授会下部組織である各種委員会、附属機関、及び「キャリア支援部」が連携しつつ、それぞれで学生の学習支援、生活支援、進路支援等の機

能の充実を図っている。

- ・「キャリア支援部」は、教学部門・進路部門・生活支援部門が一体化することにより、教員、各委員会間の調整を図ることができ、教員と職員とが連携して学生に対する支援をおこなうことができている。また、留学生の支援体制についても、「留学生支援部」を中心として全般的に機能しているといえる。
- ・オリエンテーションの実施、「CAMPUS LIFE」「SYLLABUS」の配布・活用等をおこなっている。現状の学生の状況、ニーズ等細部にわたる内容の改善がされている。
- ・オフィスアワーにおいては、毎学期実施しているが、教員の研究室を訪れる学生は試験前の時期に集中しており、普段利用する学生がほとんどいないのが現状である。
- ・学生の意見を汲み上げる仕組みとしては、定期的におこなうアンケートにより実施しているが、結果をどのように活用していくかは、各教員、関係部門にゆだねられているのが現状である。

### **(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）**

- ・本学において、学生の学習支援体制を充実させるためには、教員と学生の支援機関である「キャリア支援部」のサービスの充実が重要であり、入学から卒業にいたるまでの各時期に、応じた支援体制を確立していく。また現在実施している、体制、施策をさらに見直し、学生の状況とニーズに即した内容となるよう改善を継続的に図っていく。
- ・オリエンテーション（新生を含む）の内容の見直しと効果的実施（学習、履修に対する理解度向上、学習方法等の解説、自己理解等）により、効率的な履修、学習ができるよう検討していく。
- ・「CAMPUS LIFE」「SYLLABUS」の掲載内容、フォーマット及び活用方法の再考（授業内容に対する理解度向上、到達目標、学習方法等の理解度向上）をおこなうことで、大学生活をより充実したものにし、学生の就学意欲、キャンパス・施設の利用の増加を図る。
- ・オフィスアワーの利用者数の増加のために学生への周知やオフィスアワーへの理解等の改善を図っていく。
- ・学生の現状とニーズに即した新たな支援策の整備（単位低取得者・就学困難者への対応）をすることで退学者の減少へ繋げるよう努めていく。
- ・学生からの意見を汲み上げる仕組みについては、現在実施しているアンケート結果の利用方法を確立し、有効的な活用がされるシステムを構築させていく。

### **4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。**

#### **(1) 4-3の事実の説明（現状）**

#### **4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**

本学では、学生が学習やクラブ活動に専念し、十分な教育の効果を上げるため、学生1人ひとりが充実した学生生活を送ることが大切であると考えている。そこで、「キャリア支援部」及び「学生生活委員会」では、学生生活の全般を把握すると共に、生活の改善及び指導や助言をおこなっている。

さらに留学生の支援を充実させるため、「留学生支援部」が留学生に関するキャンパス内での支援のほか、生活面に対しても支援している。なお、「留学生支援部」には、中国語、英語を話せる職員が常駐しており、留学生の不安要素でもある言語問題を含め、留学生の不安軽減に役立っている。

「学生生活委員会」は、教授会の下部組織であり、学生サービス・厚生補導に関する諮問があれば委員会で審議し、教授会に報告または上程する。

「キャリア支援部」では、学生の生活状況や心身の健康面の把握をはじめ、学内外の人間関係、生活面の不安から生じる悩みや疑問に対し、複数の窓口を設け、緊急時の連絡を密にしながら、対応や解決等に取り組んでいる。

第1に、「キャリア支援部」では、職員全員が学生の窓口となり、速やかに学生生活の指導や助言をおこなっている。

第2に、各教員がオフィスアワーを設定し、学生は、面談担当者を自由に選択し相談できる。

第3に、1年次から4年次までのゼミ担当教員による面談を通じて、進路や生活面さらに就職等の種々の相談に応じている。また、課外活動をしている学生が多く、各クラブの部長・監督・コーチが学生生活の指導や助言をおこなっている。

第4に、留学生の対応のため、「留学生支援部」に職員を配置して、生活面や進路等の相談等の支援をおこなっている。

これらの制度をとおして、「キャリア支援部」の職員を中心に、学生に対して適切な指導がなされるよう、各委員会及び教職員等と緊密に連絡を取り合いながら、学生サービスや厚生補導に努めている。

その他には、各ゼミナール単位での春・秋に1回程度、学内でバーベキューや学外での食事会等を計画している。留学生には「留学生支援部」にて「別科日本語専修過程」の学生が中心ではあるが、年1回の小旅行をとおして、日本の文化に触れる等、コミュニケーションを図っている。「キャリア支援部」としては、これらの行事の企画や運営について、議論を重ねながら取り組んでいる。

特に留学生には、寮生活やアルバイト等において、環境や生活習慣の違いから戸惑いも多く難しい面があるため、「留学生支援部」にてコミュニケーションを取りながら支援及び指導をおこなっている。また、窓口では、外国人登録の指導をはじめ、国民健康保険への加入、在留期間更新の申請の取り次ぎ、資格外活動許可申請の取り次ぎ等も支援している。県内に在住する外国人との交流、地元市民との交流、地元の高校に対し語学をとおした交流、日本語スピーチコンテストにも積極的に参加させている。さらには平成20(2008)年度より「中国ビジネス学科」の学生は、短期・長期の中国への留学をすることから、留学に必要な指導もおこなっている。

#### 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済支援として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金の他に、財団法人、民間団体等からの各種奨学金制度の取り扱いを紹介している。また、本学独自の奨学金制度として、「特待生制度に関する規程」があり、入学時の成績を基準に、学業優秀者やスポーツでの優秀者に対して支援をおこなう他、経済的に困窮している学生に対して

も対処した規程が、表 4-3-1 の制度である。

**表 4-3-1 特待生制度に関する規程 別表 (抜粋)**

分類	区分	待遇
1.学業成績	(1)評定平均値 3.7 以上	①入学金全額免除②授業料半額免除
	(2)評定平均値 4.2 以上	①入学金全額免除②授業料半額免除 ③奨学金給付(授業料半額相当額まで)
2.系列校	(1)系列校	①入学金全額免除②授業料半額免除
	(2)成績優秀者	①入学金全額免除②授業料半額免除 ③奨学金給付 (授業料半額相当額まで)
3.スポーツ	(1)部活動	①授業料半額免除
	(2)競技実績優秀者	①学校納入金 (学則規程) の一部 (全部) を全額又は半額免除
4.経済的事情	(1)経済的事情	①学校納入金 (学則規程) の一部 (全部) を全額又は半額免除
5.在学生	(1)成績上位	①授業料半額免除
6.特別事情	(1)特別事情	①学校納入金 (学則規程) の一部 (全部) を全額又は半額免除

その他、生活面での支援として、留学生及び全国より学生が集まるため、学生寮を完備しており、学内には 27 人収容可能な女子寮があり、学外に約 30 人収容可能な男子寮が 2 棟完備されている。平成 21(2009)年度では 71%の入居率である。寮のほかにも「住宅賃借料補助金規程」があり、大学の指定する住宅に居住するものに対して援助をおこなう制度があり、これらを利用することで学生の就学支援に繋げている。

アルバイトにおいては、「キャリア支援部」にて求人票の受付をおこない、仕事の内容を吟味し、安全かつ有益な情報を学生に提供している。なお、これらに関しては、「CAMPUS LIFE」にも紹介方法等を掲載している。

#### 4-3-3 ③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学は、スポーツを振興し、平成 21(2009)年度は、体育系 13 団体 270 人が所属して日夜練習に励んでいる。体育会系クラブには、活動費があり、各クラブの規模や実績に応じて分配されている。その他に、全国大会出場クラブには特別予算が設けられている。

また、頻繁に開催される対外試合または合宿・遠征等には、大学所有の大型バス 1 台、中型バス 1 台、マイクロバス 1 台を事前の利用計画に基づいて使用することで、移動費や

交通費等の学生負担を軽減している。なお、これらの車両はクラブの他に、ゼミ旅行や合宿等にも利用することができる。

施設面においては、学内施設として、体育館、卓球場、ゴルフ練習場、ソフトボールグラウンド等があり、学外の施設（苗木公園野球場、サンライフ、市民運動場、近隣のゴルフ場、中津川警察署剣道場、中津川弓道場等）を利用するクラブに対しては、支援費を支給している。

#### 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生に対する健康相談・心的支援・生活相談等については、4-3-①の視点でも述べたように、4つの制度があり、対応も「キャリア支援部」の職員、オフィスアワーの各教員、ゼミナール担当の各教員、「留学生支援部」の職員、各クラブの部長・監督・コーチにて、あらゆる問題に対応をしているが、その内容は、学生生活、アルバイトの斡旋、住居の斡旋、苦情処理、人間関係、健康面等である。

健康や生活相談については、「キャリア支援部」で相談することが多くなる傾向にある。ゼミにおいては、ゼミナール担当教員が、学業のみならず、生活相談や心的支援、就職・進学相談に至るま幅広く、指導や助言をおこなっている。

中津川市は地震災害指定地域となっていることから、「CAMPUS LIFE」により避難場所や経路図を確認するよう学生にも注意をうながしている。学内には看板の設置が少なく、今後の検討課題の1つである。

また、健康面では、気分が優れない等の軽易の症状については、保健室の利用、軽傷等は、「キャリア支援部」等で対応をしているが、常駐する医療関係スタッフ（医師・看護師・保健師等）がいないことから、学校医として近隣の病院に委託している。診断を必要とする学生への対応に関しては、「キャリア支援部」の職員が学校医に連絡すると共に、同行して対処している。また、AED（自動体外式除細動器）を6号館1階事務所に設置をしており、緊急時の安全体制を確保している。

課外活動をしている学生対応は、体育会系の各クラブの部長・監督・コーチが健康面や心的支援を含め、学生生活全般の指導や助言をおこなっている。

留学生に関しては、「留学生支援部」の職員が窓口となり、緊密に連絡を取り、きめ細かい指導体制を構築している。

#### 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

全学生を対象とした、「学生生活アンケート」を、年1回おこなうことにより、大学生生活、大学への要望、提案等に関する調査を実施して、学生の意見を汲み上げて、教授会で報告している。また、「キャリア支援部」や「留学生支援部」においては、窓口業務を通じて学生の意見や要望を汲み上げ、必要に応じて各委員会に連絡している。

さらに、学生からの意見を汲み上げるシステムとして、「ひとことBOX」がある。これは学生からの大学生生活全般に関する意見や要望等が直接伝わるシステムであり「キャリア支援部」に設置している。特に期間を設けず、学生がいつでも利用できるため、情報が風化する前に対応することができている。「ひとことBOX」は、アンケートとは異なり、項

目の設定がなく、学生が書きたいことを書けるため、学生生活や、講義について等、幅広い情報や意見を収集している。開封は「キャリア支援部」がおこない、直接学長に報告することになっている。学長は「キャリア支援部」からの報告後、内容を吟味し直接学生に回答することもあり、関係する教員や部署に検討を指示し、改善させることもある。また、必要に応じて「教授会」において周知徹底させることもある。

## (2) 4-3の自己評価

- ・学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等のための相談室は、「キャリア支援部」や6号館1階の事務室にスペースを設けて対応している。教務・学生・就職関係のセクションが1箇所に集結したことにより、学生が履修・成績、学生生活、就職活動関係までを1つの場所でサービスが受けられるようになった。
- ・「キャリア支援部」、教員（ゼミナール担当、オフィスアワー時の対応）、「留学生支援部」の職員、体育会系の各クラブの部長・監督コーチ等で緊密な連携を取り、学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等については、適切に機能している。
- ・学生に対する経済的支援制度は、表4-3-1等で示したとおりの制度があり、学生への経済的支援を適切におこなうことで、学生生活、学習面への負担軽減となっている。
- ・学生への課外活動支援は、活動費の助成、バス等の交通手段の提供、スポーツ特待生制度による経済的支援、学外施設を利用して練習する体育会系クラブへの施設費の一部を経済的支援としておこなっている。
- ・学生サービスに対する、学生の意見等を汲み上げるシステムは、全学生を対象とした大学生活、大学への要望、提案等に関する調査「学生生活アンケート」の実施、「ひとことBOX」の設置等、常に学生からの意見、要望等を汲み上げるシステムは適切に整備されている。特に「ひとことBOX」は、学生の意見が表れやすいこともあり学長が確認することで、トップダウンで指示が出るため内容によっては、反映されやすくなっている。

## (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学では、6号館1階に教務・学生・就職（進路支援）業務を集結させ、オープンカウンターにすることで、学生とのコミュニケーションをとり易い環境を整えているが、さらに学生の利用が増えるよう努めていく。
- ・退学者の歯止めや、授業の欠席が続く学生に関しては、適切に対応しているが、積極的に相談してくる学生が少ない傾向がみられるため、教員（ゼミナール担当、オフィスアワー時の対応）、「留学生支援部」、体育会系の各クラブの部長、監督、コーチ等への情報提供等を迅速におこなえるよう努めていく。
- ・課外活動では、学外施設を利用しているクラブが多く、クラブ費で支援をおこなっているが、時間的・経済的にも負担がかかることがあるため、現状の施設維持を図りながらさらに充実させていく。
- ・学生相談室や保健室はあるものの、カウンセラーや看護師資格者等が配置されていないため、厚生補導の組織の充実を目指していく。

#### 4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### (1) 4-4の事実の説明(現状)

##### 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

学生の就職・進学支援のための組織としては、教授会下部組織として「キャリア進路委員会」、また事務組織として「キャリア支援部」を設置している。「キャリア支援部」は、入学から卒業まで学生のキャリア形成を総合的に支援することを目指して組織されたものである。こうした本学の教務・学生・就職(進路支援)業務を統合して総合的に取組むという事務組織の特徴の背景には、本学の学生の進路決定については、入学後からのキャリア形成、単位取得も含めた学習支援との連携が必要であるとの考えから、就職支援業務も含めてトータル的な学生支援として教務、学生厚生補導と独立したものとするよりも統合した方が有効的であるとの判断からである。

「キャリア進路委員会」は4、5名の委員(教員)とキャリア支援部長とによって構成されており、ガイダンス等の就職支援事業、資格支援事業等の検討をおこなっている。

就職・進学に対する相談・助言体制は、3年次におこなわれる進路ガイダンスと個人面談、「学内企業説明会」、さらに4年次に学生各自の進路決定の進捗状況に応じておこなわれる個別の相談・助言等を展開している。

就職ガイダンスは、3年次の春学期(前期)から実施し、毎年15回程度を実施している。内容は、春学期においては卒業後の就職に対する基礎的、社会的知識、秋学期(後期)においては、進路選択における具体的な知識、スキルを内容としている。また、進路に関するアセスメントを実施している。

さらに本学においては、小規模大学という利点を生かし、3年次全員に対する2回の個人面談を実施している。個人面談によりガイダンス等では伝えることのできない個々の希望進路に対する個別的問題や相談に対しての助言が可能である。就職活動年次である4年次においても就職、進路に関する相談・助言等は、個別の対応を基本としており、3年次個人面談から蓄積されたデータ(進路面談票として蓄積)が有効的に活用されている。

平成18(2006)年度から、公務員希望者には外部から講師を招聘し「公務員試験対策サークル」を大学が経費を負担し、試験対策のみならず公務職につくための心構え等の助言の場ともなっている。また、公務員講座を実施し希望者に対する支援をおこなっている。また、「学内企業説明会」を3年次の1月末におこない、4年次の就職活動開始時期にあわせ、学内に企業、地方公共団体、国家機関等を学生の志望に応じて招聘し実施している。学生は、「学内企業説明会」を通じて就職活動を開始し、進路が決定する等一定の効果を上げている。

##### 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

インターンシップについては、授業科目として平成16(2004)年度から設置し、単位認定している。「岐阜県インターンシップ推進協議会」にも加入している。インターンシップ先の企業は、地元の企業を想定すると共に学生の希望進路にあわせ学生自らが探してくる企業をも想定している。しかし、単位取得学生が平成19(2007)年度1人、平成20(2008)年度2名と履修者が少なく、単位認定基準をクリアし単位取得に至る学生がわずかであるの

が現状である。

資格取得に対する支援については、学内において資格検定試験を積極的に実施し、学生が受験しやすい体制を整えている。開設資格試験・検定試験は、学部の専門に関連したビジネス系資格（ビジネス検定・ビジネス法務検定等）、情報系資格試験（MOS（Microsoft Office Specialist）、MCAS（Microsoft Certified Application Specialist）、IC<sup>3</sup>（Internet and Computing Core Certification）等）、基礎的知識の検定試験（日本語検定・漢字検定等）等多岐にわたっている。資格取得に関しては、本学の現代GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）との取組みとあわせて、学生のキャリアに対するモチベーションアップに寄与している。また一部ではあるがMOS等については、対策講座も実施している。

キャリア教育のための支援体制については、各年次のプログラムと全体的な体制をとっている。1年次に対しては、全員に「自己発見レポート」を受験させ、学生各自の自己理解を促進し、大学生活の目標の設定を図り、進路意識を高めようとしている。大学教育と同時に、将来の就職への意識を高めようとするものである。また、2年次全員を対象に、「自己プログレスレポート」とその「レポートセミナー」をおこない、1年間の学生生活成果を振り返り、学業等への動機づけをおこなっている。

授業科目においては、「教養特別講義A・B」（1年次開講科目）「専門特別講義A・B」（3年次開講科目）において、企業での勤務経験を持つ者を非常勤講師として招聘し、その体験を背景に学生の仕事に対する具体的イメージを醸成し、学生が就職活動等進路決定に望むことができるようキャリアデザイン基礎、就労意識、キャリア形成等の内容を教授し、就職支援の一環としている。

さらには、現代GPの事業により、新たに平成20(2008)年度からキャリア教育に関する授業科目を本学の現代GPの分野でいう「職業論5科目」「総合的コミュニケーション能力開発6科目」を教養科目として新設した。また、「キャリアポイント制度」を設け、資格取得、学生の学内行事への参加や課外活動に対し積極的に評価する制度を設け、学生のモチベーションアップのための施策を講じている。

また、留学生に対しては、特に日本語の修得に対する支援に力を入れており「日本語能力検定」試験対策講座を開設している。

## （2）4-4の自己評価

- ・就職・進学に対する相談・助言体制としては、「キャリア進路委員会」と「キャリア支援部」との協働により適切に機能しているといえる。小規模大学であることの利点を生かした学生個々に対する指導助言を軸として就職・進路ガイダンスの展開が効果を上げていると考えている。また、本学に多く在籍する運動部の学生に対する運動部監督の助言・支援もその一助となっている。
- ・平成20(2008)年度の就職率を見ると94%であり、本学の就職支援業務は好ましい結果を出していると言える。
- ・インターンシップに関しては、キャリア教育に対して効果的に機能しているとはいえない。インターンシップ自体は学生の就業意識の向上、キャリア教育に効果的であるという認識は持っているが、学生の利用状況が少ないのが現状である。

- ・資格支援に関しては、学生の資格試験・検定試験の受験機会の拡大が図られ効果的であるといえるが、それに対する対策講座等が少ない点が今後の課題である。
- ・現代 GP の「キャリアポイント制度」が平成 20(2008)年度から実働している。現在は、中間期にあり「キャリアポイント制度」導入による効果測定結果としては、利用者自体は、導入期ということもあり 20.2%にとどまってはいるが、資格取得のための検定試験を初めて受けた学生が、24.4%と学生のモチベーションを上げるきっかけにもなっており、一定の成果がでている。また、これらの現代 GP の取組みが本学の進路支援の一助となっている部分は評価できる。

### **(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）**

- ・就職支援に関しては、担当部署である「キャリア支援部」にて引き続き就職支援の更なる効果的対応、具体的には、個人面談、学生への指導として、履歴書の作成、面接指導、筆記試験への対応等の充実を図る。また、教員組織である「キャリア進路委員会」との協力体制をより効果的に機能させ、教職員協働による支援を続けていく。
- ・インターンシップについては、履修学生の増加に向けての対策が急務であることから、履修促進、インターンシップ支援体制の構築等の施策を講じる。
- ・キャリア教育に関しては、早期の取組みが効果を上げるとの考えから従来から実施している「自己発見レポート」及び「自己プログレスレポート」の有効活用のため、「基礎ゼミ」（1年）と「教養ゼミ」（2年）の時間に、ゼミ担当教員も参加して学生向けフォローセミナーを開催する等の方策を実施していく。
- ・個別の指導・助言が本学における就職支援、キャリア教育支援の基本であることから、学生の就職活動への取組み、就職・進路決定支援体制をより良いものにするために、学生による評価と学生のニーズの把握に取組み、その結果を業務改善に結びつけていく。

### **[基準4の自己評価]**

- ・本学のアドミッションポリシーは、明確にされており、アドミッションポリシーに沿って、入学の要件や入学試験が適切に運用されている。
- ・本学では、「SYLLBUS」「CAMPUS LIFE」の配布、履修ガイダンス、全学年少人数ゼミナール制度、「メディアセンター」、各種資格取得講座等の学習支援システムをとおして、学習支援体制が適切に運営されている。
- ・全学年の少人数ゼミナール制度、「学生授業アンケート」、事務局等の窓口、学長宛ての「ひとことBOX」等により、学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムも適切に整備されている。
- ・学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等の相談室は、「キャリア支援部」、6号館1階の事務室にスペースを設けて対応している。教務・学生・就職（進路支援）業務が一か所に集結したことにより、1人の学生が成績・学生生活・就職までを1つの場所でサービスが受けられるようになったことは評価できる。
- ・「キャリア支援部」の窓口、教員（ゼミナール担当、オフィスアワー時の対応）、「留学生支援部」の職員、クラブの部長・監督コーチ等で緊密な連携を取り、学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等については、適切に機能している。

- ・学生に対する経済的支援制度については、特待生制度、住宅費支援制度があり、学生への経済的支援は適切におこなわれている。
- ・学生への課外活動支援は、学術の研鑽とスポーツ等の実践を通じて、智・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成することから、スポーツの振興を図るため、クラブに対する活動費の助成、バス等の交通手段の提供、スポーツ特待生制度による経済的支援、学外施設を利用して練習するクラブにおいては、施設費の一部を経済的支援としておこなっている。
- ・学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムは、全学生を対象とした大学生活、大学への要望、提案等に関する調査「学生生活アンケート」を実施している。また、「キャリア支援部」や「留学生支援部」においては、窓口業務を通じて学生の意見や要望を汲み上げている。このように、学生サービスに対する意見等を汲み上げるシステムは適切に整備している。
- ・就職に対する相談・助言体制としては、3年次におこなわれる進路ガイダンスと個人面談、「学内企業説明会」、さらに本学においては、小規模大学という利点を生かし、3年次全員に対する2回の個人面談を実施している。4年次においては、学生各自の進路決定の進捗状況に応じておこなわれる個別の相談・助言等を展開している。
- ・ゼミナール担当の教員が、ゼミナール所属学生の就職相談・助言に携わり、就職・進路ガイダンスの展開も効果を上げている。また、体育会系クラブの指導者も、部員の就職について相談・助言をおこなっている。進学に対する相談・助言については、他大学の大学院への進学についての相談・助言体制を整えている。本学の就職・進学指導は、キャリア教育により展開しており、キャリア教育のための支援体制として、資格取得講座、インターンシップがあり、支援体制は整備されている。その他、「キャリア進路委員会」と「キャリア支援部」との協働により適切に機能している。

#### **[基準4の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・本学の最重要課題は、入学定員の確保にある。そのためにも、本学のアドミッションポリシーを、広く高校の教諭や高校生に知らせる必要がある。今まで、入学案内に、アドミッションポリシーの記載がなかったため、周知徹底が不十分であったことを踏まえ、広報印刷物等に明確に示し、様々な方法で周知徹底を図っていく。さらには本学の教育内容改善を図り、定員確保については全学、全教職員一丸となり取り組んでいく。
- ・本学のような少人数大学にとって、退学者を少なくしていくことも重要な課題である。退学者の理由は経済的理由、進路変更、学習意欲の低下等が多く、経済的措置の検討と共に、学習意欲の喚起や入学時よりのキャリア教育の見直しをする等の教育改善を図っていく。
- ・学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムとして、アンケート結果の利用方法を確立し、大学生活全般についての意見・要望等に加えて、学習支援に対する意見等を汲み上げるシステムのなかで、それらを有効的に活用できるように、内容や運用方法の見直しを図っていく。
- ・学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等のための相談室は、「キャリア支援部」の窓口等で対応している。しかし、退学者の歯止めや、授業の欠席が続く学

生に関しては、適切に対応しているが、積極的に相談してくる学生が少ない傾向がみられ、相談にくる時には本人の意思が強く退学を決めた後というケースが目立つ。情報の提供が遅いこともあり、学生の情報共有を速やかに教員（ゼミナール担当、オフィスアワー時の対応）、事務局、体育会系の各クラブの部長・監督・コーチ等でおこなうことが重要であり、さらに検討・改善を図っていく。

- ・ 課外活動の面では、学外施設を利用しているクラブが多く、時間的・経済的にも負担がかかるため、大学として施設の充実を検討していく。また、体育会系のクラブの活動に偏っているため、文化会系のクラブ、ボランティア活動等の課外活動にも、今後支援をおこなうための制度づくりや活動奨励策を検討していく。
- ・ 本学では、建学の精神に基づき知・徳・体に調和がとれ、「真剣味」をもち、実践的な専門性を身につけたビジネス社会において果敢に挑戦する人材育成を目指している。キャリア教育の充実を図るために、新たな就職指導の将来計画を模索している。現段階では、従来から実施している「自己発見レポート」及び「自己プログレスレポート」の有効活用のため、「基礎ゼミ」（1年次）と「教養ゼミ」（2年次）の時間に、ゼミ担当教員も参加して、学生向けのフォローセミナーを開催する等の方策を実施し、さらに内容を検討していく。

**[基準5. 教員]**

**5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。**

**(1) 5-1の事実の説明（現状）**

**5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。**

中京学院大学における平成21(2009)年度の専任教員数は、表5-1-1に示すとおりである。

**表5-1-1 平成21年度全学の教員数（平成21年5月1日現在）**

学部・学科		専任教員数					助手
		教授	准教授	専任講師	助教	計	
経営学部	経営学科	13	5	3	2	23	0
	中国ビジネス学科	2	2	1	1	6	0
経営学部 計		15	7	4	3	29	0

平成20(2008)年度については、31名であったが、定年退職及び自己都合による退職者がいたため、平成21(2009)年度現在の教員数は、29名である。本学は、平成22(2010)年度より中国ビジネス学科を募集停止することから、経営学部の入学定員は150名となり、必要教員数が減少する。平成21(2009)年度現在では、基準の人数を2名満たしていないが、平成22(2010)年度の募集停止により必要教員数が減少するため、本年度のみの措置として専任教員採用をおこなわず、現在の専任教員数で運営している。なお、退職者によるカリキュラム、学生指導への影響については、本年度定年退職した教員1名を客員教授として迎えると共に、もう1名に関しては、非常勤講師2名を採用することで、対応しているため、学生への影響はない。

**5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。**

本学における全専任教員の年齢構成は、表5-1-2のようになっており、平均年齢は少し高めになっているが、おおむね適切な年齢構成になっている。ただし60歳代の教授は数年以内に定年を迎えるため、40歳代での教授や専任講師・助教の准教授昇格により、次時代への体制作りを図っていかなければならない。

表5-1-2 平成21年度・全専任教員の年齢構成（平成21年5月1日現在）

職 位	71歳 以上	66歳 ～ 70歳	61歳 ～ 65歳	56歳 ～ 60歳	51歳 ～ 55歳	46歳 ～ 50歳	41歳 ～ 45歳	36歳 ～ 40歳	31歳 ～ 35歳	26歳 ～ 30歳	計
教 授	0	1	8	2	3	1	0	0	0	0	15
准教授	0	0	0	0	1	2	3	1	0	0	7
専任講師	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4
助 教	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
計	0	1	8	2	4	5	3	4	2	0	29

また、各教員の学位の種類と本学における担当科目との関係は表5-1-3のとおりであり、学位の種類や分野に応じた、専門教員を配置しているといえる。また、本学の教員の中には市長経験者もあり、実務経験に基づく実践的知識の教授に貢献している。

表5-1-3 専任教員の学位等と担当科目との関係

学 位 等	担 当 科 目
経営学科	
教育学士	「経営学特別講義A」
理学博士	「情報処理概論A・B」 「Linux・Java 言語I・II」
商学修士	「流通論」 「マーケティング論I・II」 「国際マーケティング論」 「マーケティング戦略論」 「欧米事情」（オムニバス：主担当）※2
経済学修士	「労務管理論I・II」 「労使関係論I・II」 「労働経済論」
体育学士	「スポーツA・B」 「健康の科学」 「スポーツ経営学」（オムニバス）※2
文学修士	「ドイツ語I・II・III・IV」 「ドイツ語会話I・II」 「民族と文化」
文学修士	「英語総合I・II」 「セレクトイングリッシュC・E」 「時事英語A・B」 「文学と表現」（オムニバス：主担当）※2 「欧米事情」（オムニバス：主担当）※2
工学士	「情報処理概論A・B」 「ICT応用」 「プレゼンテーション」 「データベース演習I・II」 「マルチメディア論」

中京学院大学

経営学修士	「経営学 I・II」「経営管理論 I・II」 「スポーツ経営学」(オムニバス) ※2
経営学修士	「会計学入門」「簿記 I」「財務諸表論 A・B」 「経営分析論」「所得税会計論」「財務管理論」 「法人税会計論」「国際会計論」「インターンシップ」 ※1
経済学博士	「経済学 I・II」「日本経済論」 「欧米事情」(オムニバス) ※2
理学博士	「地球環境と生物進化」「自然と生態系」
経済学修士	「歴史学」「経済史 I・II」「外書購読 A・B」 「ボランティア」 ※1
文学修士	「人間論の哲学」「倫理学」「哲学」「グループワーク」 「社会と職業」
経営学修士	「ICT 基本 A・B」「Web プログラミング論 I・II」 「経営組織論 A・B」「管理工学 I」「経営情報論」
博士(経営学)	「簿記 I・II」「工業会計論」「原価計算論」 「管理会計論」「会計情報システム論」 「欧米事情」(オムニバス) ※2
博士(学術)	「サービス経営学」「経営戦略論 A・B」 「技術経営論」「ベンチャービジネス論」 「スポーツ経営学」(オムニバス: 主担当) ※2
博士(理学)	「ICT 基本 A・B」「数学と論理」「経営統計学」
修士(認知科学)	「ICT 基本 A・B」「ビジネス文書」 「ネットワーク演習 I・II」「情報ネットワーク論」 「スポーツ経営学」(オムニバス) ※2
法学修士	「法学」「日本国憲法」「民法 A・B」 「商法 A・B」「消費者法」「欧米事情」(オムニバス) ※2
博士(経済学)	「ロジスティックス論 I・II」「経営史 A・B」 「国際経営論 A・B」 「欧米事情」(オムニバス) ※2
国際学修士	「スペイン語 I・II・III・IV」「国際文化論」 「国際関係論 I・II」「欧米事情」(オムニバス) ※2
教育学修士	「日本語 I・II」

中京学院大学

中国ビジネス学科	
商学士	「中国事情」「中国事情Ⅰ・Ⅱ」「中国ビジネス総論Ⅰ」 「ビジネスコミュニケーションⅠ・Ⅱ」「現代中国政治Ⅱ」 「貿易実務」※1
経済学博士 法学博士	「中国経済論Ⅱ」「現代中国政治Ⅰ」「中国ビジネス総論Ⅱ」
人類学修士	「英語総合Ⅰ・Ⅱ」「アドヴァンストA・B」 「セレクトイングリッシュA・B」
博士（文学）	「日本語Ⅰ・Ⅱ」「基礎中国語ⅠA・ⅠB・ⅠC・ⅠD」 「基礎中国語ⅡA・ⅡB・ⅡC・ⅡD」
文学修士	「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「中国語会話Ⅰ・Ⅱ」 「文学と表現」（オムニバス）※2
中国学修士	「中国史Ⅰ・Ⅱ」「日中関係論」「日中ビジネス論」

※1 単位認定のみの科目 ※2 オムニバス講義

平成 21(2009)年度における専任教員の男女構成、外国人教員数、職位構成は表 5-1-4 に示すとおりであり、バランス良く構成されている。専任教員の内、主に教養科目を中心に担当している教員は 12 名、専門科目を中心に担当している教員は 17 名であり、各教員の専門領域に合わせて適切に配置されている。

表 5-1-4 平成 21 年度 職位・男女・外国人教員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

職 位	教 授		准教授		専任講師		助 教		兼任講師	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
日本人 教員数	12	3	3	3(1)	2	2(1)	2	1	12	6
外国人 教員数	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0
計	15		7		4		3		20	

（ ）内は帰化外国人教員で内数

本学における職位別の教員数は教授が 29 名中 15 名（52%）と 50%を上回っており、准教授 7 名（24%）、専任講師 4 名（14%）、助教 3 名（10%）という数については、各職位に教員が適切に配置されているといえる。

専任教員の男女構成比は 19 対 10 となっており、女性教員の内 6 名は語学担当教員であり適切な採用及び配置状況であると考えている。

また、外国人教員は専任教員 1 名、非常勤講師 2 名であるが、日本人教員の内 2 名は日本に帰化した教員であることから、実質的なネイティブ教員数は 5 名であり、その割合は

17%となる。本学のような「経営学部」1学部で収容定員760人の小規模大学における外国人教員数としては、適切な数と考える。

採用人事においては、教育経験及び研究業績豊富な人材の登用をおこなっており、教育課程の遂行において充実した教育・指導が適切におこなっていると認識している。また、兼任講師においても教育経験、職務経験豊富な教員が揃っており、教育課程の円滑な遂行が実施されていると考える。

## (2) 5-1の自己評価

- ・現状において専任教員の数、年齢構成、配置、職位別人数とも問題なく配置されていると考える。平成22(2010)年度より「中国ビジネス学科」を募集停止することから、必要教員数が減少するが、今後の教員数に関しては、定年を迎える教員の専門等を考慮して、中長期的な調整が必要である。
- ・非常勤講師の数が多いのは総授業科目数が多いためであるが、授業科目の再検討を進め調整をしていく必要がある。

## (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・教育研究目的を達成するために、専門分野、年齢を考慮しながら、本学の方針にあった教員を確保していく。
- ・平成22(2010)年度の「中国ビジネス学科」の募集停止に伴い、入学定員が減少することから、必要教員数が現在よりも少なくなるが、今後2年間については、「中国ビジネス学科」に学生が在籍するため、定年を迎える教員数や、専門分野を考慮に入れて、適正な教員数を確保する。特に60歳代の教授には、「経営学部」の主要科目を担当するものが多く、今後の採用人事は、主要科目の後任を補充することを第一に考えていく。

## 5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

### (1) 5-2の事実の説明(現状)

#### 5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用については、教員の定年や他大学への割愛により欠員が生じた場合やカリキュラム構成上必要となった時に採用人事をおこなっている。採用にあたっては、これまで「教務委員会」の意見を参考にしながら、学長と学部長が協議し、新たに採用しようとする者の担当科目を決めてきた。そして全教員に、指定した科目を担当可能な候補者を推薦してもらい、専任の教授で構成される「人事教授会」で審議するという方式をとってきた。

審議にあたっては「中京学院大学教員選考規程」及び「中京学院大学教員資格認定基準」(以下「資格認定基準」という。)に従い、主査1名、副査2名の審査委員会により、業績を中心に審査し、必要な場合にはさらに面接をおこなったうえで、人間性、教授能力を確かめ、「人事教授会」に対し審査結果報告をおこない、出席者の3分の2以上の賛成で決議し、この結果を理事会に報告し、最終決定がなされていた。

平成17(2005)年度から学園本部(以下「本部」という。)に人事部が設置され、ここで本法人の採用人事を決定することになり、安達学園にとってふさわしい、中京学院大学に

とってふさわしい教職員を選び、「人事教授会」では業績審査のみをすることになった（平成 17(2005)年 4 月定例教授会議事録）。候補者については公募と推薦を併用している。

「人事教授会」は、平成 20(2008)年度より「教員資格審査会」（以下「審査会」という。）として運営している。

昇任については「資格認定基準」に基づき、「審査会」で審議されている。准教授と専任講師・助教の業績リストを「審査会」に提出し、現職位中の業績数、在職年数、在籍委員会における貢献度を基準に候補者を選出し、候補者それぞれに主査1名、副査2名の審査委員会を設け、1ヶ月程度の審査期間を経た後の「審査会」で審査報告をおこない、出席者の2分の1の賛成を持って昇任を決め、この決議された結果は理事会に報告され、最終決定がなされている。

### 5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用についてはこれまで、「中京学院大学教員選考規程」があったが、「本部人事部」により採用が決められるようになってからは、本規程は停止状態にあった。理由としては、この規程は手続き上の規程であり、どのような人材をどのような基準で採用するかについては、全く触れられておらず、改正の必要があり、平成 20(2008)年度より、「中京学院大学教員選考規程」を「中京学院大学教員資格審査会規程」（以下「審査会規程」という。）と名称変更し、新たな規程を整備し、これに従って採用人事をおこなうことになっている。

教員の昇任については「資格認定基準」がある。この基準には教授、准教授、助教（基準では講師および助手）の資格が定められているが、業績の数や質、下位職の在任期間についての規程がない抽象的な基準が定められているだけである。これは本学のような小規模大学においては、教歴や研究能力のみで昇任人事を決めることはできず、そこに融通性を持たせる必要があったためであると考えられるが、「審査会」においても前例との兼ね合いが問題となってきた。

平成 20(2008)年度より、昇任の手続き規程である「資格審査会規程」及び下位職の在職年数や研究業績対象、本数等が詳細に規定された「資格認定基準」が作成された。今後はこれらの規程に沿って昇任人事がおこなわれていく。

### (2) 5-2の自己評価

- ・大学においては教育研究の立場から、人事に関しては本来「審査会」がその全責任を負うべきである。しかし本学のような小規模大学においては、設置基準に定められた最低に近い教員数で大学を運営していくことが望ましく、本学においても学生数が十分確保されていた時には、必要教員数以上の人員で運営されてきた。昨今の社会情勢にあっては、教学の立場からのみ人事を決めることは無駄な人員を抱える恐れがあり、大学の財政に大きな影響を与える結果となる。このため採用・昇任人事については経営側との十分な事前協議の上、採用人数や昇任人数及び職位の調整を図る必要がある。平成 20(2008)年度より、教員の採用、昇任に関する規程を見直し、基準を明確にすることで、適切に運営され高い研究業績や実務経験を有する教員を配置できると考えている。

**(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

- ・平成 20(2008)年度より、新たに整備された「資格審査会規程」「資格認定基準」に基づく教員採用及び昇任についての状況を踏まえ、必要に応じて点検し、改定をおこなっていく。
- ・常に規程や基準を再検討し、激変する大学環境に迅速に対応できる新たな規程や基準を作成する努力を続けるなかで、教員の質の確保と教育の質をより高めていく方向を模索していく。

**5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

**(1) 5-3の事実の説明（現状）**

**5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

教員の教育担当時間は、表5-3-1にあるとおりである。教員の担当時間数の「平均値」という観点では、教員の担当授業数は適切な時間数になっている。また、学部長、学科長等の大学の運営に携わる役職担当教員の授業科目の担当数は、その業務を鑑み担当授業量を配慮することで減じている。また、担当専門分野によって教員間での担当数の差異は避けられないが、これは授業科目の分野の設置授業科目数の多少によるものであり、平成 20(2008)年度のカリキュラムの一部変更によりほぼ解消したといえる。

**表5-3-1 学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）（平成21年5月1日現在）**

教員 区分	教授	准教授	専任講師	助教	備考
最高	6.5 授業時間	8.0 授業時間	6.0 授業時間	5.5 授業時間	1 授業時間 80 分
最低	3.0 授業時間	4.5 授業時間	5.0 授業時間	4.0 授業時間	
平均	5.0 授業時間	5.5 授業時間	5.5 授業時間	4.5 授業時間	

**5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) ・ RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。**

本学においてはTA (Teaching Assistant) 制度は導入していないが、「情報処理演習」においてはSA (Student Assistant) 制度を導入して教育補助をおこなっている。「SA制度」は、授業科目履修者数に応じてその人数を増減し、演習科目での教室内個別指導の補助をおこなうもので、SAとなる学生に対しては担当授業科目の単位取得者、所定の資格取得者であること等の基準を設けている。このことは、SA配置授業科目の教育の向上と共に

SAとなる学生の個々の知識向上にも寄与している。

### 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

本学では、教員の研究活動を助成する制度として、個人研究費、共同研究費がある。

個人研究費は、専任教員に一律年額40万円を支給している。

共同研究費は、研究・教育の振興を図る目的で、本学の専任教員が学内または学外の研究者と共同で行おこなう研究活動に対し、助成するものとして設けられたが、平19(2007)年度と平成20(2008)年度には、その実施を財政的な理由から見送ってきた。

しかし平成21(2009)年度からは、教員の研究費を50万から40万に減額してできた余裕資金のうち120万円を共同研究費として計上している。共同でおこなう研究活動または、個人でおこなう研究活動に対し、助成するものとして設けられており、申請をすることで、使用でき、研究内容によっては、10万円を超える金額の申請も可能となっている。研究費の使用については、各教員の研究内容が異なるため、研究用図書、学会、旅費、消耗品等の細かな内訳金額は設定しておらず、研究をする上で使用しやすくなっている。ただし、「研究費使用ガイド」を作成して、一定の基準は設定している。

#### (2) 5-3の自己評価

- ・教員の担当授業時間数については、教員間での差異があるものの教育研究に与える影響は少ないと考え、教育研究上問題ないとする。
- ・TAに代わる「SA制度」についても効果的に機能しており、教員の講義内での補助として、またSAの知識向上にも役立てられていることから効果的に機能しているといえる。
- ・研究費については、各教員の研究内容に対応できるように一定の使用ルールを設けながらも柔軟な使用を可能にするために、研究旅費との区別をせずに、使用できるように設定している。
- ・共同研究費は、平成21(2009)年度より、各教員の研究費の一部を共同研究費にあてることで、研究活動の活性化を図る上でも重要な役割であると考えている。

#### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員の授業担当時間数については、大幅なカリキュラム等の変更がない限り現状のまま推移していくため、問題ないとするが、担当授業数の多い教員の負担軽減については、授業時間配当（学期、担当者）、開講科目（カリキュラム）の見直し等を図っていく。
- ・TA制度に代わる本学における「SA制度」については、現行の導入科目に加えて、平成21(2009)年度からは、留学生の履修科目である「日本語I・II」についても導入されることとなっており、今後も必要に応じて拡大していく。
- ・個人研究費では、平成21(2009)年度から、研究活動の活性化を図るために、一定額の支給は維持し、研究成果・研究計画等を基に適切な分配方法を導入する等、教員の教育研究方針に沿った支給方法の検討を開始している。
- ・共同研究費は、複数の教員が共同でおこなう研究のみではなく、教員個々が教育研究の

必要に応じて申請し、使用できるようにしている。これらの制度の導入結果が出ていないため、研究活動への成果、問題点を考察し、研究活動の活性化につながるよう改善していく。また、外部研究費の獲得については、本学の学部教育研究の特性上、難しい面があるが教員の意識改革を含め、積極的に取り組んでいく。

#### 5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

##### (1) 5-4の事実の説明(現状)

##### 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では、教員によるFD(Faculty Development)と自己点検評価及び評価制度の検討に関する活動を有機的に推進するために、平成21(2009)年度より、「教授会」の下部組織として、旧「FD活動推進委員会」と旧「評価制度検討委員会」とを統合して「FD・評価委員会」を設置し、FD等の組織的な取組みをおこなっている。

本学のFDは、全学的な教育改革となるべく、以下に示す4つの考え方に基づいて、継続的に取り組んでいる。

- ①学生が授業をどの程度理解し、どのように評価しているかを、教員が把握し納得した上で、授業改善を考えること。
- ②教員の自発的な意志で、授業を一定期間、教職員や来訪者に公開した後に、授業公開に参加した教員の間で、メールあるいは「FD 懇談会」における議論を通じて、授業へのコメントや感想、改善点を検討し、教員自ら授業改善を考えること。
- ③先進的なFD活動を実践している大学から講師を招き、「FD 講演会」を開催し、他大学の実情を知ると同時に、講師との意見交換をおこなうことにより、教職員の意識改革を促し、本学で実行可能な授業改革の方策を検討すること。
- ④学内の教育施設に関する「教育環境データベース」を構築し、学内に公開すると共に、より良い教育を実施するためには、どのような設備を用意するのが望ましいかを、教員の間で議論し、優先順位を決めたうえで、計画的に教育設備を充実させる。

##### ①について

##### 1) 「学生授業アンケート」

春期・秋期、各1回、「学生授業アンケート」を実施している。平成21(2009)年度の春期からは、マークシート方式のアンケートに改善され、集計が手早くできるようになった。アンケート結果は、コンピュータ処理され、各教員にフィードバックされる。集計結果の取りまとめは、春期と秋期ごとにまとめられている。

##### 2) オフィスアワー

学生からの質問に答えると共に、学生の状況をよりよく知るために、オフィスアワーを設定している。オフィスアワーは、平成18(2006)年度より実施しており、オフィスアワーを通じて、学生の大学生活がより充実したものとなるよう努力している。

平成19(2007)年4月に専任教員を対象として、平成18(2006)年度分のオフィスアワ

一の実態をアンケート調査した。その結果、指定したオフィスアワーに学生が相談に訪れるのは稀であり、オフィスアワーとは無関係に学生の講義の空き時間に研究室を訪問する傾向がある。実際の相談は、ゼミの時間やキャンパス内での立ち話、通学時のバスの中での相談が数件あった程度である。定期試験の前には、試験に関する相談や質問が集中することがある。一方、明確な目的意識を持った学生のなかには、語学の個人授業のため定期的に研究室を訪問したり、留学生の大学院進学の指導を定期的におこなったりするケースが数件あった。

### 3) 教員から見た教育上の問題点についての改善

「教育上の問題点や障害及びそれに対する対処法・工夫」について教員に意見をもとめ、いくつかの意見の指摘があった。特に、ゼミ教育の問題点を指摘する声が多かった。このような、ゼミ教育への意見を踏まえて、1年次から、ゼミを中心とした教育の継続性を図るための「教育カルテ」を実施している。

#### ②について

授業科目のなかから、教員の判断で公開してよい授業を選択して、春期と秋期の15週から16週の授業時間の中頃の2週間程度を授業公開の期間と定め、教職員が自由に授業を見学できるようにしている。全体の授業時間割表にマークして、どの教員がどの時間帯の科目を公開しているのかを掲示して、教職員と学生に公開している。平成20(2008)年度の春期には2回の合計4週間にわたって授業公開を実施した。平成20(2008)年度の秋期には、11月の1ヶ月間を授業公開月間として授業公開を実施した。

平成21(2009)年度については、教育環境や学生の受講態度の格差改善を目的としており、授業公開期間を6月1日から6月30日までの1ヶ月間と設定している。各教員の申し出のあった非公開科目を除く全科目が対象となる。

#### ③について

FD活動推進のため、これまでに2回「FD講演会」を開催した。その概要は、次のとおりである。

第1回「FD講演会」を、平成19(2007)年7月25日(水)14時～16時に、夏目達也氏(名古屋大学高等教育研究センター教授)を招き、「大学教育改革とFD」をテーマにして開催した。講演の具体的な内容は、大学を取り巻く環境(内部、外部)の変化、各大学におけるFD実施状況、各大学での取組み、FDの内容、授業改善、少人数教育、授業評価、「名古屋大学」でのFDの取組み等である。第2回「FD講演会」を、平成20(2008)年9月10日(水)15時～16時40分に、宗像恵氏(近畿大学副学長)を招き、「授業改善につながる「学生による授業評価」と教育評価」をテーマにして開催した。講演の具体的な内容は、日本と米国のFD活動の比較や、教員の教育力向上の重要性等である。

講演の一部始終をデジタルビデオ撮影し、学内に公開している。「FD・評価委員会」専用のファイル上にデータを格納し、「FD講演会」に出席できなかった教職員のために、後日、講演の様子を見られるように便宜を図っている。

#### ④について

「教育環境データベース」は、教室の座席数や情報教育環境(コンピュータ、OHP、プロジェクター等)の設備や、教室の特徴が文章で記述されている。この「教育環境データベース」には、現在のところ、学内の主要な教室数箇所の教育環境や設備をデータベース

化して、「FD・評価委員会」のファイル上で公開され、全教員に公開している。今後、学内の全教室を対象としたデータの追加、拡充を図っていく。さらに、コンピュータ演習室のパソコンの更新に伴って、利用しなくなった旧型のパソコンを大教室や共同研究室に配置し、より多くの場所でパソコンを利用した講義を可能にするよう教育環境のIT化を進めている。現在のところ、4箇所の教室にパソコンが設置され、講義用のデータを用意すれば、手軽に講義が実施できるようになっている。

#### **5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。**

本学の教員の評価体制については、「FD・評価委員会」が、「学生授業アンケート」を春期・秋期に各1回、計2回実施している。アンケート調査の集計結果は、個別に授業担当者に通知される。各授業担当者は自己の調査結果に基づいて意見や反省点、改善点を提出している。

#### **(2) 5-4の自己評価**

- ・本学では、教育研究活動を改善するための組織的取組みとして、「教授会」とその下部組織である「FD・評価委員会」を組織し、授業及び研究業績に関する自己点検活動を通じて、改善に取り組んでいる。
- ・教員の自己点検・自己評価（研究業績）については教授会の下で年に一度、期限を限り、全教員に提出を要請し、自己点検・自己評価活動のための基礎データを収集している。特に、准教授以下の教員に対しては、自己点検・自己評価活動のために収集した業績等を、「審査会」での昇任のための基礎データとして利用し、研究活動の活性化に努めている。
- ・春学期と秋学期の中頃に実施する授業公開・授業公開後の授業改善のための「FD 懇談会」、他大学の先進的なFD活動の実態を知ると共に、そのFD活動の本学での適用の可能性を検討するための「FD 講演会」、より良い教育をおこなうための教育環境の充実を目指し構築中の「教育環境データベース」等の活用を通じて、授業改善に向けた取組みをおこなっている。
- ・年2回（春と秋の学期末）実施している「学生授業アンケート」に関する設問の設定、集計、分析、担当教員への集計結果の通知、さらには「授業改善報告書」の提出という、授業に関する一連の自己点検活動をおこなっている。

これらの点から、本学では、全学的な自己点検・自己評価体制（一部の教員を除く）が整っており、教育研究活動活性化のための取組みがなされていると評価できる。

#### **(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）**

- ・教員にフィードバックされた「学生授業アンケート」の結果をさらに有効に活用する方法を検討する。さらに、授業公開への参加教員や対象科目数を増やし、授業公開後の「FD 懇談会」での議論をとおして、授業公開への参加者の数を増やし、より良い授業の実施を目指して議論を重ねていく。

- ・FD 活動に関しては、基本的な取組み形態ができてきたことから、学生の要望・ニーズ等も取入れながら、今後はテーマ別に取組み内容の一層の向上を目指す。具体的には、授業公開、授業公開後の「FD 懇談会」、「FD 講演会」、「教育環境データベース」の構築等についての取組みをより充実させていく。

#### **[基準5の自己評価]**

- ・現在の専任教員数は、2名不足であるが、平成22(2010)年度より「中国ビジネス学科」を募集停止することから、基準の人数が減少するため平成21(2009)年度に限りの処置としていたが、不足人数に関しては、客員教授と非常勤講師2名により補っているため、学生への影響がないよう配慮をしている。
- ・学科の教員バランスは、「経営学科」と「中国ビジネス学科」別に見ても良く配置されている。平成 22(2010)年度の募集停止を見据え、「中国ビジネス学科」の教員 2 名を経営学科に配置換えをすることで、学生数に適した配置をおこなっている。ただし、本学の「資格認定基準」に合致する教員を求めているためとはいえ、教員の年齢が全体的に高く、若手教員が少ないという観点から、若手の育成を考慮に入れた教員組織の検討を要する。
- ・教員の採用・昇任については、本学の特徴に合わせた方針を明確に打ち出している点、実際の採用・昇任については「資格審査会」及び「教員資格審査作業部会」を適切に運用している点で評価できる。
- ・教員 1 人当たりの授業担当コマ数に関しても、平均すると週 5.1 授業時間であり、最大でも 8.0 授業時間である。また、一部の役職者については責任担当授業時間を減じ、大学運営業務に支障が出ないようにしている。したがって、教員の教育担当時間は適切に配分されているといえる。
- ・教員の教育研究活動支援については、本学では「キャリア支援部」と「総務部」が組織的に支援する体制をとっている。個人研究費については、教育研究支援体制として充分機能している。
- ・「FD・評価委員会」が、授業公開と授業公開後の「FD 懇談会」により授業改善に向けた取組みをおこない、さらに、「学生授業アンケート」を実施することにより、教育課題についての検討を続け、たえず教育活動の改善を目指して努力している。これらの点で、本学の教育研究活動の向上・活性化のための取組みは評価できる。

#### **[基準5の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・大学の将来を展望し、専門分野、年齢構成等も考慮しながら本学の教員採用方針に合った教員の確保を進めていく。また、教員人事に関する規程等も再点検をして、適正な人材確保につながるよう検討を重ねていく。
- ・教員の教育研究活動を支援する体制については、現在の事務局による支援体制をさらに強化していき、外部資金の獲得に向けて努力をしていく。
- ・SA 制度については、現在の運用方法を基に議論を重ね、本学の教育活動推進のために見直しを図っていく。

- ・教育研究活動等については、学生の要望・ニーズ等も取入れながらFD活動への取組みを積み重ねていくと共に、「学生授業アンケート」の結果を有効に活用するための多角的な検討を進め、授業公開及び「FD懇談会」の参加者を増やすことで、さらなる充実を図っていく。

**[基準6. 職員]**

**6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。**

**(1) 6-1の事実の説明(現状)**

**6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。**

職員の配置については、本学に限定した配置ではなく、本部及び法人に所属する各学校(以下「学園各学校」という。)間の異動もあり、学園全体で効果的な業務遂行ができるように考慮している。組織改組等に伴う人員の確保が必要な場合においても、学園内での異動等により適切に配置することができる。

本学職員の組織編成においては2つの職責を果たすことを念頭にしている。教員の教育研究を支援する職責と学生の支援を手厚くおこなう職責の双方を円滑に果たす体制づくりである。

特に本学は開学以来少人数教育を実践しているため、事務局では教員の教育研究支援はもとより、特に学生支援と学生満足度向上に重きを置く方針をとり、**6-2**で言及する職員の資質向上策に傾注してきた。

そのために組織編制の視点においては、学生と職員の接点を多くするよう組織編制を改善し、緊密な相互関係の確立を目指してきた。

まず、現在の事務局職員の構成は、**表6-1-1**、**表6-1-2**のとおりであるが専任職員数が多いことがわかる。これは専任職員の半数が運動部監督・コーチを兼任しており、通常業務とクラブ等の課外活動の両側面から学生を支援しており、本学の特徴の1つである。

**表6-1-1 事務局職員の構成(平成21年5月1日現在)**

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	23	0	10	4	37

**表6-1-2 部署別内訳(平成21年5月1日現在)**

事務局	総務部	渉外部	キャリア 支援部	留学生 支援部	メディア センター	その他
1	6 (2)	9 (2)	7 (1)	3 (1)	4 (1)	7 (7)

( ) 内は非常勤職員で内数

本学の組織編制の改善経緯としては、従来の組織を**表6-1-3**のとおり改編して、学生の満足度をより高める組織体制への移行を試みてきた。

**表 6-1-3 組織改編表**

旧組織名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学 生 部	キャリア支援部	キャリア支援部	キャリア支援部
教 務 部			
就 職 部			
国 際 部	留学生支援部	異文化交流センター	留学生支援部
総 務 部	総務部	総務部	総務部
広 報 部	渉外部	渉外部	渉外部

平成 16(2004)年以前の学生は学生部・教務部・国際部等細かく分割された窓口と担当を変えなければ必要な手続きが出来ない不合理さがあった。よって平成 17(2005)年度より「学生部」「教務部」「国際部」「就職部」を、学生に関する業務の一元化を図るため「学生 CS (学生満足度) 部」として統合した。学生の目線に立った組織改編により、その不合理さが解消された。平成 18(2006)年度は、入学から卒業までを完全掌握すべく、「学生 CS 部」の名称を「キャリア支援部」とした。

また、「学生 CS 部」に統合した「国際部」を留学生支援の強化をするために「留学生支援部」として再編し、日常的に留学生にとっての相談エリアにすると共に、留学生が楽しんで集える各種行事の企画運営を司る位置づけにした。この結果、各職員は各セクションの業務目的・業務範疇がより明確になり、適切な業務分担と対応が図られるようになりつつある。

**6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。**

本学の職員の採用・昇任・異動の方針については、創設時より理事長兼務の学長が業務を執行担当してきた歴史があり、近年まで学長に委ねる体制であった。よって就業規則等の基本的な規程は整備されていたものの、細部まで明確かつ具体的に策定された基準、マニュアルの未整備状態は否めなかった。しかし、平成17(2005)年度から学園組織の改編により本部に「人事部」が組織され、人事に関する業務を学園として集約化し、全体戦略機能を持つように革新させた。さらに平成19(2007)年度より人事関係業務に関するマニュアルが整備検討されてきており、平成20(2008)年度には職員の採用・昇任・異動の基準方針がより明確化された。

**6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。**

職員の採用に関しては、「本部人事部」が統括的におこなっており、必要人員数、配置部署について「本部人事部」と大学事務局とにおいて協議し、求める人材像の確保に努めている。建学の精神に基づく大学の使命・目的を達成し維持することが、本学の職員組織を編成する上での前提であり、人事運営上の原則となっている。

職員の採用については、法人の「就業規則」第 2 章第 3 条の採用に関する規程、「法人

及び法人に所属する各学校の教職員の採用は、特に別段の定めがある場合を除き、就職を希望する者の中から選考する。」ことになっており、採用の流れとしては「本部人事部」が事務局各部署の責任者から要請を受け、両者間で候補者の要件を協議検討し公募の上選考する。具体的な選考方法については、候補者に対して適性試験、筆記試験、面接等の審査を課して選抜する仕組みが確立している。

異動については、「就業規則」第2章第4条に従っておこなわれており、昇任・異動は、原則的に4月の定期人事異動でおこなわれる。昇任・異動に関する具体的方針については平成20(2008)年度4月に導入された「新給与マニュアル」にて明確化された。新給与導入に際して、職能資格制度を導入し、それぞれの等級の職能要件、職務基準を明確にするようにしたが、運用に際しては今後も検討を要するものとする。

## (2) 6-1の自己評価

- ・理事長兼学長の時代を含め近年まで職員組織の編成及び人事関係においては大きな支障は表出しなかった。その後、学生支援と学生満足度向上に重きをおく方針をとり、組織編成等も改善させ、業務の合理化も進展しつつある。ただ従来からの本学の職員組織の特徴としては、学園各学校卒業生の採用が多いことがあげられる。その結果、組織としての結束、愛校意識による協調性に強みが発揮される点は優れた長所といえるが、半面、業務遂行において職員相互間の触発と向上心に甘さが見られる点があり、組織の規律ある風土形成という視点からは短所といえる。しかし、総じて学園組織改編による「本部人事部」の設置と本学の取組みとの連携により組織・運営体制そのものが大きく前進してきている。
- ・職能資格制度、目標管理制度も用いた人事制度は今後も改善をしていく必要がある。

## (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学に対する社会のニーズは今後も多様化すると共に、大学をとりまく環境が俄然厳しくなっており、地方大学である本学もその煽りは大きい。経営的な観点からは、人件費拡大を容認できない状況にあり、そのなかで今後教学組織や学生への支援を充実・向上させることができる事務組織とするためには、必然的に組織を構成する職員一人ひとりの担当する業務が広範囲になり、かつ正確性と迅速性が求められる。また、職員は、より専門的な知識・技術及び専門能力と同時に業務の効率性を高める管理能力も求められる。このような現状を踏まえて、これまでよりさらにスキルと知識の向上が求められる。このような時代にモチベーションをもって自らを高めていくことのできる人材を学園として求めていく必要がある。そのためにも、職能資格制度をより充実させ、指標を明確にしていく。
- ・急激な社会変化に対応するためにも、迅速な組織改善・改革を念頭に「本部人事部」と本学との協調体制を維持して、時代に即応した組織編成のさらなる検討を図っていく。
- ・人材の適正登用・適正配置が不可欠との認識で「本部人事部」と本学で方向性が一致している。これらを視野に入れて職能資格制度、目標管理制度、昇格試験等人事関係の制度の構築及び規程等のルール化の整備と充実を図りつつあり、組織のガバナンスを強固にしていく。

## 6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

### (1) 6-2の事実の説明（現状）

#### 6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

近年の教育関連法規の改変や規制緩和等による大学業務の多様化・複雑化を考えると、事務職員の資質・能力の向上は大学運営上極めて重要であると認識している。平成16(2004)年度より本学も職員の能力向上を方針に掲げて、資質向上策に積極的に取り組んできた。特に閉鎖的になりがちな大学職員組織において広い視野と新しい視点の気付きを得ていくために、外部講師を招く等、積極的な研修を取入れた。

平成20(2008)年度においては、学内では部長補佐以上の管理職を対象に年2回の管理職研修をとおして、管理職の重要な職責である部下育成についての研修を実施した。また、一般職員を対象に年2回の研修をとおして業務の効率化に向けた業務改善の研修を実施した。上記以外にも各業務の内容に応じて、文部科学省、日本私立大学協会等、その他が主催する各専門分野の説明会や研修会に積極的に参加し、個々の能力向上に努めている。さらに、「本部人事部」の予算内において受講料を支援して自己啓発の奨励にも努めている。しかしながら、業務多忙のなかで自己啓発に取り組む職員が少ないのが現状である。

平成20(2008)年度においては具体的に下記のようなSD(Staff Development)活動が展開された。

#### ①「管理職研修」(10月及び2月の2回)の実施

学園各学校の事務局長、部長、部長補佐を対象に多様化かつ複雑化する事務業務のなかで管理職の役割を再認識し学校目標を効果的に達成させるための目標設定や部下育成についての研修を実施した。具体的には目標管理制度、職能資格制度に際して管理職に責任をもった運用ができるようにワークを中心とした研修内容であった。

#### ②「職員研修」(8月及び3月の2回)の実施

学園各学校の部長補佐、一般職員を対象に多様化する事務業務を効率的に進めるためにどのような業務改善が必要であるのか、いかにして無駄・無理・ムラを排除することができるのかを考える研修内容であった。また、自分自身が上司から何を期待され、何を使命とするのかを考え、部署目標を効果的に達成するための自己統制による目標設定をおこなう研修内容であった。

#### ③「自己啓発」の奨励

「産業能率大学」が実施する通信教育講座を利用した自己啓発の推奨に努めた。あくまでも自己申告制度であるが目標設定の段階で個々の職員においてどのような知識・技術を向上させる必要があるのかを考え、セルフモチベーション力をもって自己啓発に取り組むように促した。

#### ④「各種研修会への参加」

文部科学省、日本私立大学協会において実施される研修への派遣及び学外で開催される研修会・セミナー等に随時適任者を派遣し、参加後の報告書作成や所属部門における情報共有の実施等、現場へのフィードバックを課し、本人の資質向上と共に、職場の活性化へ

の還元を図っている。また、「本部人事部」において研修会参加にかかる費用を予算計上し、学外で開催される研修会・セミナー等への参加に際して人材育成の観点から候補者が選抜され参加を促されている。

さらに平成 18(2006)年度から、人材育成を主眼にすえた目標管理制度を導入して試行している。大学全体の目標、各部署の目標、そして、個人目標を設定して、その達成状況から振り返りをおこない、部局の上司と職員間で目標とすべき能力及びスキルを擦り合わせて日常業務をとおして人材育成を図るよう展開している。平成 20(2008)年度には職能要件、職務基準が明確になり平成 21(2009)年度の昇格試験の実施に向けて目標管理制度が定着するように努めている。

### (2) 6-2の自己評価

- ・大学経営が厳しくなる現況下、専任職員数の制限も不可欠となっている。専任職員の減少することで、職員一人ひとりの職務内容の増加に伴い、迅速かつ的確な判断、処理能力が要求される。当然一人ひとりの職責を意識させると共に資質能力の向上を図ることを目的に本学では今日まで積極的な研修参加支援を展開してきた。現時点では確実に前進中という段階であり、職員の言動に努力と進歩がみられてきている。ただし今後の成果測定に関しては試験等を視野に入れ、客観的に分析して継続させていく必要がある。

### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後人事制度改革の進行により、職能資格制度と連動しつつ期待人材像に沿った必要な人材育成に寄与できる効果的な研修体制を構築する。さらに、平成 18(2006)年度より導入された目標管理制度を効果的に運用できるように職員個々の意識改革とスキルアップを進めていく必要がある。改善・向上のための具体的方策は以下を実施する。
  - ①能力向上を積極的に求め、各種資格を取得した職員には報奨制度をもってその士気を高めている。その結果、学生に還元可能な意義ある資格の取得者も出現しているため、継続的に奨励していく。
  - ②学内外研修を OJT(On the Job Training)、OffJT(Off the Job Training)ともに制度としての体系化を確立させる。
  - ③新しい就業規則の導入に付随して昇任等の基準に関して知識レベル・スキルレベルにおける資格要件・職務基準を設定してキャリア形成の体系を考えていく。さらに内部研修・外部研修・自己啓発を実施した後、資格要件確認試験等を実施する。大学職員としての資質とキャリア形成に恵まれた職員の育成を目指す。
  - ④採用時点において、外部から中途採用人材を登用することも視野に入れ、現有戦力の触発とレベルアップを図っている。

これらをとおして職員間に SD の定着を図り、事務局職員機能の充実と向上をより推進していく予定である。

### 6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

#### (1) 6-3の事実の説明(現状)

##### 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育支援をおこなう組織体制としては、「キャリア支援部」「留学生支援部」「メディアセンター」が設置されている。「教授会」に事務局の担当部長が出席すると共に、下部組織である委員会においても部長のほか、直接学生に対する支援をおこなう職員等も出席している。

本学における「キャリア支援部」は、表6-1-3のとおり包括した部門であり、その主たる目的である学生に対する学習支援、進路支援等のトータル的支援をおこなっている。具体的には、学生個々の成績、出席状況、生活情報、課外活動状況等を複合的に提供でき、教育支援に寄与している。また、各委員会(教務委員会・キャリア進路委員会・学生生活委員会)とも連携体制がとられている。

「留学生支援部」においては、留学生に対し、留学生が抱える特有の諸問題、日本語修得に対する課外講座、進路支援等の支援をおこなっている。

「メディアセンター」は、「図書館」「特別教室館」に分類されているが、それぞれ専門的職員を配置し、「特別教室館」においては情報関連科目におけるシステムの維持管理、教材作成補助、学生の課外個別指導等をおこなっているほか、常時学生に対して自習室として開放するコンピュータ室を提供している。「図書館」においても学生の図書検索、教員の研究図書の選書への支援をおこなっている。

また、「総務部」においても科学研究費補助金の獲得等、教育研究の活性化の視点から教員と連携し、サポートするよう努めている。

#### (2) 6-3の自己評価

- ・教育研究支援の中心的部門である「キャリア支援部」は、包括した部門となってから4年目である。各部門において現時点では一応の成果と効果を挙げている。また、各委員会に事務局職員が出席する等して教員組織と連携する体制も整っている。しかし、限られた職員数での教育支援体制であるため不十分さは否めない点については、部内事務業務の改善と省力化を図り、教育研究支援のための施策を再構築していく。

#### (3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・機能的に教育研究を支援するために体制の検討・改善、SD等により職員の能力向上(専門職の配置を含め)を図り、効果の上がる方策を講じていく。
- ・多様化する学生ニーズ、教員の研究体制への柔軟な支援が求められており、この点に関しても今後、組織体制も含め充実させる。

#### [基準6の自己評価]

- ・学園組織改変による「本部人事部」の設置と本学の取組みとの連携により、職員の組織・運営体制の改善・促進が図られている。職員の採用・昇任・異動の方針については、人事関係業務に関するマニュアルが検討整備され、職員の採用・昇任・異動の方針が明確

に定められ、適切に運営されている。職能資格制度、目標管理制度を用いた人事制度については、今後も改善していく必要がある。

- ・職員一人ひとりの資質能力の向上を図るため、積極的な研修参加支援を展開させてきている。ただしその成果に関しては、試験等を視野に入れた客観的な分析をしていくと共に継続させていく必要がある。
- ・大学の教育研究支援については、「キャリア支援部」が包括的な部門として機能している。また、事務職員が教員組織と連携する体制も整っている。しかし、限られた職員数での体制であるため、部内事務業務の改善と省力化を図り、教育研究支援のための施策を再構築していかなければならない。

上記のとおり、教育研究上の目的を達成するために、職員の人事政策・研修、教育研究支援のための事務体制が整備・構築され、おおむね機能している。

#### **【基準6の改善・向上方策（将来計画）】**

- ・教学組織や学生への支援をさらに充実・向上させることができる事務組織にするためには、職員一人ひとりのスキルと知識の向上が求められる。職能資格制度や目標管理制度をより充実させ、指標を明確にしていくと共に、研修制度の確立を図り、大学職員としての資質とキャリア形成に恵まれた職員育成を目指す。そして、本部人事部と本学との協調体制を維持しつつ、時代に即応した組織編制の更なる検討を図る。さらに、人事関係制度の構築及び規程等の整備と充実を図り、職員組織のガバナンスを強固にしていく。

[基準 7. 管理運営]

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

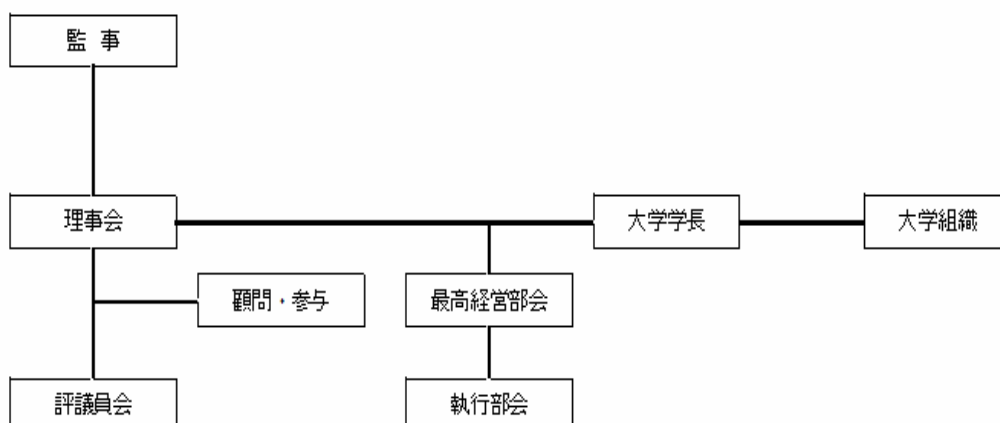
法人全体の管理運営は、「学校法人安達学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)及び「理事会細則」に基づき管理運営体制が整備されている。

大学の管理運営は、「学則」及び「本学諸規程集」に基づき管理運営体制が整備されている。

①法人の管理運営体制

法人の機関・役員・学園本部は、法人の管理運営に関する業務を遂行している。法人の管理運営体制は、**図 7-1-1**のとおりである。

**図 7-1-1 管理運営組織(平成21年5月現在)**



1) 「理事会」

「理事会」は、学校法人の業務を決定する理事によって組織されている。法人の代表権は「寄附行為」第7条の理事長と「寄附行為」第8条の副理事長に与えられている。

学校法人の業務は「理事会」で決定する。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することが出来ない。「理事会」の議事は法令に特別な規定がある場合及び「寄附行為」に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決定される(「寄附行為」第6条第8項)。また、理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理し、学校法人の管理運営の最高責任者として位置づけられている。なお、「理事会」は規程に基づいて運営され**表 7-1-1**に示す審議事項のほか、**表 7-1-2**の「理事会細則」に示す特に重要な事項について審議する。

**表 7-1-1 審議事項**

1	予算、借入金（一時の借入金を除く）、基本財産の処分及び運用財産中の不動産及び積立金の処分、不動産の買付けに関する事項
2	事業計画
3	決算
4	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
5	合併及び解散事項
6	残余財産の処分に関する事項
7	寄付金品の募集に関する事項
8	寄附行為の変更に関する事項
9	その他学校法人の業務に関する重要事項

**表 7-1-2 理事会細則に示す特に重要な事項**

1	法人に所属する各学校の管理運営に関する一切の業務 （人事、経理、施設並びに諸規程の制定改廃及びその他）
2	法人に所属する各学校の教授会及び教職員会よりの諮問に関する事項
3	法人に所属する各学校の所轄庁に対する認可届出に関する事項
4	寄附行為及び法令によって定められている事項
5	その他、学校法人の人事及び業務に関する重要事項
6	学校法人安達学園及び法人に所属する各学校の所属長の任免に関する事項
7	各学校の管理職の任免に関する事項
8	大学及び短期大学の教員の任免及びその資格に関する事項

「定例理事会」は、毎年3月及び5月の年2回開催している。その他必要に応じて「臨時理事会」が開催される。平成20(2008)年度の「定例理事会」は平成20(2008)年5月27日と平成21(2009)年3月24日に開催した。平成20(2008)年5月27日の理事会は、平成19(2007)年度収支決算報告及び平成20(2008)年5月31日に任期満了となる学校法人安達学園役員改選等の議案を審議した。平成21(2009)年3月24日の理事会は平成21(2009)年度収支予算及び中京学院大学看護学部の認可申請に係る件の他、今後の本法人の方針等の議案を審議した。「臨時理事会」は平成20(2008)年7月10日、9月22日、10月23日、12月16日、平成21(2009)年2月17日と5回開催したが、「中京学院大学看護学部」設置に係る内容の他、本学及び「中京短期大学」の経営の方向性を検討する議題及び「最高経営部会」の設置、本部の所在地変更、平成20(2008)年度補正予算等について審議した。

2) 「最高経営部会」

平成 21(2009)年 2 月 17 日の「臨時理事会」にて「最高経営部会」（以下「経営部会」という。）の設置を決定した。

「経営部会」は、平成 21(2009)年 4 月 1 日より「理事会」から委嘱を受け、学園の経営方針を立案し、学園経営の健全化及び安定化を図ることを目的としている。「経営部会」は、「理事会」の直属の組織である。

3) 「監事」

監事は、学校法人の法定監査機関であり、学校法人の業務監査と学校法人の財産状況を監査するもので、その性格上、単独にその業務をおこなう。なお、監事の職務については、「私立学校法」第 37 条第 3 項に基づき「寄附行為」第 16 条に規定している。監事は、来学し、法人監査人(公認会計士)の監査に立会い、会計監査をおこなうと共に、会計担当者から業務執行の状況につき説明を受ける等、業務監査も適切におこなっている。来学監査は、平成 19(2007)年 11 月 26 日、平成 20(2008)年 4 月 28 日、平成 21(2009)年 4 月 28 日に実施している。

4) 「評議員会」

「評議員会」は、「理事会」の諮問機関として、「理事会」から諮問を受けた事項について意見を述べる。決定された意見は「理事会」を拘束するものではない。「評議員会」の役割は、学校法人に対する意見を広範に求め、その意見を反映させて学校法人の公共性を保つために組織される。「定例評議員会」は、毎年 3 月及び 5 月の年 2 回開催される。その他必要に応じて「臨時評議員会」が開催される。平成 20(2008)年度の「定例評議員会」は平成 20(2008)年 5 月 27 日、平成 21(2009)年 3 月 24 日に開催した。平成 20(2008)年 5 月 27 日開催の「定例評議員会」は、平成 19(2007)年度収支決算報告及び平成 20(2008)年 5 月 31 日に任期満了となる本法人評議員の改選等の議案を審議した。平成 21(2009)年 3 月 24 日開催の「定例評議員会」は、平成 21(2009)年度収支予算及び「中京学院大学看護学部」の認可申請、今後の本法人の方針等の議案を審議した。「臨時評議員会」は平成 20(2008)年 12 月 16 日に開催した。本学及び「中京短期大学」の経営の方向性を検討する議題や「中京学院大学看護学部」設置に関する内容の他、本部の所在地変更等について審議した。「評議員会」は、「寄附行為」第 20 条に掲げる事項について諮問をおこなう位置付けである。

②大学の管理運営体制

大学には、意思決定機関ではないが、大学の管理運営、教育研究活動等について検討する「学長会議」をはじめ、教学に関する審議機関としての「教授会」等、表 7-1-3 のとおり、大学の管理運営、学部学科に関する事項等を審議検討する委員会や会議体がある。

表 7-1-3 平成 21 年度大学会議・委員会組織

会議・委員会	目的及び機能
教授会	教授会規程に規定する事項及び FD 活動推進のための諸事項審議
委員長会議	教学面における情報共有、諸課題解決検討、教授会効果的運営
教員資格審査会	教員の資格審査
教員資格審査作業部会	教員資格審査の実作業
入試・広報委員会	入学生の選抜（別科を含む）と大学の広報に関する検討
教務委員会 (経営学科・中国ビジネス学科) 合同	学生の教務等に関する検討・推進 新カリキュラムの検討・構築 (必要に応じて作業部会を設ける)
学生生活委員会	学生の生活等に関する検討・推進
キャリア進路委員会	学生の進路の支援等に関する検討・推進
FD・評価委員会	FD、FD 懇談会、授業評価、 教員評価・自己点検評価制度の検討・推進
出版（紀要）委員会	紀要・大学通信等の編集・発行
GP 委員会	GP 申請内容の検討・推進・事務全般
総合メディアセンター会議	総合メディアセンターの運営に関する検討・推進
図書館委員会	図書館サービス充実のための検討・推進
ICT 委員会	情報教育と情報教育に関する施設設備充実
東濃地域総合研究所会議	東濃地域総合研究所の総合的検討
運営委員会	東濃総合研究所の運営に関する検討・推進
別科日本語専修会議	別科日本語専修に関する検討・推進
学長会議	学園及び大学改革推進の為の情報共有、 諸課題解決、将来の組織検討（教養教育、教育研究支援組織等）、学長の補佐

中京学院大学

部長会議	事務面情報・進捗状況の共有、諸課題の解決策検討、事務局運営の効果的推進
安全・衛生委員会	労働基準法に基づく健康管理と防災対策
セクシュアル・ハラスメント防止人権委員会	セクシュアル・ハラスメントへの対応

パワー・ハラスメント防止人権委員会	パワー・ハラスメントへの対応
認証評価対策委員会	認証評価実施に関する準備業務全般
認証評価対策作業部会	認証評価実施に関する準備業務の実作業

「学長会議」

「学長会議」は、大学の教育研究活動や、管理運営上の課題について検討する機関として、学長が召集し、月1～2回程度開催されている。「学長会議」は、学長、学部長、総合メディアセンター長、経営学科長、中国ビジネス学科長、別科長、事務局長により構成されている。学長については、学園の理事であるため、学園の管理運営方針や「理事会」「評議員会」での審議・決定事項を大学幹部へ伝達し、学園と大学との意思疎通を図る役割を果たしている。「学長会議」で審議検討された事項は、「教授会」、その下部組織である委員会に提案され審議・決定されている。「学長会議」については、学長の強いリーダーシップのもと大学の管理運営並びに教育研究に関する事項について企画立案する機能を果たしている。

「教授会」

「学則」第8条により規定された「教授会」は、学長と専任教員をもって構成され、「学則」第8条第4項及び「教授会規程」第6条に規定されている事項について審議をおこなっている。これらの事項を審議するにあたり、「学長会議」あるいは「教授会」の下部組織である各種委員会で原案を策定し、「教授会」で決定している。また、「学則」第8条及び「教授会規程」第6条に規定されている事項のほか「教授会」の議決を必要とする事項についても審議をおこなっている。ただし、「教授会規程」第6条第1項第6号に関する事項は、別に「審査会」にて審議をおこなっている。

これまでの「教授会規程」では学長及び教授を構成員とし、「教授会」の議を経てその他の教員を構成員とすることができると規定していたが、平成20(2008)年4月1日より専任教員すべてを構成員とするよう「教授会規程」の変更をおこない、専任教員全員による運営の明確化を図った。

また、「教授会」には事務局長及び事務部門の各部長がオブザーバーとして出席しており、決定事項は迅速に事務処理がなされ、実行に移される体制となっている。

「委員会」

「教授会」の下部組織として各種委員会を設置し、学部学科運営に関する検討・推進を

図っている。この委員会については、学長が教職員からの意見等を参考の上、各委員長及び委員の任命をおこなっている。また、必要がある場合は委員長会議をおこない、教学に関する事項、管理運営に関する事項等諸課題の解決・検討、「教授会」の効果的運営について検討をおこなっている。

#### 「別科日本語専修課程」

本学は、「別科日本語専修課程」を設置している。別科長として、本学経営学部教員を任命し、別科長を中心に運営をおこなっている。また、「別科日本語専修課程」に配置されている教員により「別科日本語専修会議」を設け、検討・推進を図り、「留学生支援部」が別科事務室としての役割を果たしている。

#### 「事務局」

大学事務局は、「総務部」「キャリア支援部」「渉外部」「留学生支援部」の4部門からなり、「総務部」は管理運営全般、「キャリア支援部」は教育研究支援や学生サポート、「留学生支援部」は留学生の教育研究支援やサポート、「渉外部」は学生募集や地域交流等、重要な役割を担っている。事務局長はこの4部門を統括し、大学事務局の円滑な管理及び運営を図っている。

大学事務局では、毎週月曜日に事務局職員（メディアセンター職員を含む）全員で、「朝会」を開催している。この「朝会」で、学園の管理運営方針や「理事会」「評議員会」「教授会」、並びに「学長会議」での審議・決定事項等を全職員へ伝達することで、職員間での情報共有及び共通認識をもつよう図っている。事務局の部門間においては、「部長会」を月2回開催し、各部門の情報交換をおこない、業務執行の方策をはじめ必要事項等を検討・審議することで、部門間の調整を図っている。

### 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員を選任については、「寄附行為」に定められ明示されている。

#### ①理事の選任

理事の選任については、「寄附行為」第11条第1項に定められている。理事の定数は、「寄附行為」第5条第1項第1号により9人以内とされ、理事は、「寄附行為」第11条第1項第1号から第5号により選任される。平成21(2009)年5月1日現在、理事9人は、中津川市長、瑞浪市長、県議会議員等自治体公的関係者3人、地元病院名誉院長、本法人の大学学長、短期大学学長、高等学校校長、元学園職員、学園長の9人で構成されている。

#### ②監事の選任

監事の選任については、「寄附行為」第12条に定められている。監事の定数は、「寄附行為」第5条第1項第2号により2人と定められている。選任については、「寄附行為」第12条により、法人の理事、評議員及び職員（学長、校長、教員その他の職員を含む）以外の者であって、理事会において選出された候補者のうちから評議員会の承認を得て、理事長が選任することとされている。平成21(2009)年5月現在、監事2人は公認会計士及び地元産業界の経営者が就任し、監事としての業務を務めている。

③評議員の選任（役員ではないが、法人機関の構成員であるため、ここに記載する。）

「評議員会」は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織することになっており（私立学校法第41条第2項）、本法人では「寄附行為」第19条第1項で23人以内の評議員をもって組織するとされている。評議員は、「寄附行為」第21条第1項第1号から第6号により選任される。平成21(2009)年5月現在の評議員23人は、国会議員、自治体公的関係者、弁護士、医師、地元産業界経営者、学識経験者、卒業生、法人関係職員等で構成されている。本法人では、平成17(2005)年4月1日施行の私立学校法改正に沿って、理事会、評議員会で慎重に審議し「寄附行為」の改正を決議し、文部科学大臣に申請、平成17(2005)年5月に認可を得て改正し施行している。理事会と大学との密接な関係を保つために本法人の大学の学長と、短期大学の学長が理事に就任しており、「教授会」、大学事務局等の意向を理事会に反映させることができる。「理事会」の方針も学長より直接伝わり実行に移すことができる。

### **(2) 7-1の自己評価**

- ・本学は、平成5(1993)年4月に中津川市、恵那市、瑞浪市、土岐市、多治見市をはじめ周辺各自治体からの強い要望と創設費の一部支援を受けて設立された。地元地域との密接な関わりの中、役員及び評議員に地元自治体関係者が就任し、地域に密着した大学という捉え方をしている。「理事会」「評議員会」への出席は、理事、監事、評議員とも良好である。
- ・本学の管理体制は、「教授会」、各委員会及び事務局各部において、連携を図り、学長のリーダーシップの下、意思決定や伝達等がおこなわれ、大学の目的を達成するための管理運営が順調に図られている。また、管理体制の強化を図るため、必要となる諸規程の整備に努めている。

### **(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）**

- ・本法人の理事、評議員の人は、地元地域と密接な関係を保つ上で地元の各界を代表する立場の人々の中からおこなわれている。国会議員、地元自治体関係者、弁護士、地元医師、地元産業界、学識経験者、卒業生等の構成であるが、本法人にとっては、最適な人選構成であり、今後も地元地域との連携を強固なものにして管理運営にあたっていく。
- ・理事長及び学長のリーダーシップの下で、大学の使命を果たすべく、業務の円滑な推進に努めていく。
- ・「理事会」「評議員会」への支援組織として学園各学校の代表者によって組織する「安達学園執行部会」（以下「執行部会」という。）を設け、学園経営の円滑なる管理及び運営を図る役割を果たしているが、平成21(2009)年4月1日から学園の経営方針の策定等管理の統括運営部門として「経営部会」を設置し、経営環境の変化に迅速に対応できるようにした。「理事会」「評議員会」と大学の関係をさらに強固なものにしていくため、今後もしっかりとした管理運営体制を築いていく。
- ・学内においては、学長の下、「理事会」「教授会」での様々な情報の伝達及び決定事項について、今まで以上に迅速に対応して、各委員会及び事務局各部にて、対応をしていくように、努力していく。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### (1) 7-2の事実の説明(現状)

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

学長は、本学教学部門の最高責任者であると同時に、「寄附行為」第11条第1項第4号により選出された理事として理事会の構成員でもある。また、経営方針等について企画・立案する「経営部会」の構成員となっている。さらに、本部も含め学園各学校の長により構成される「執行部会」に事務局長と共に毎月1回参加し、学園各学校の経営に関する事項やその他重要な事項について協議し、業務の執行が円滑におこなわれるようにしている。

学内においては、意思決定機関ではないが、学長、学部長、学科長、総合メディアセンター長、別科長、事務局長が参加する「学長会議」を月1~2回程度開催し、全学的な諸問題の抽出や「理事会」や「執行部会」における報告、審議依頼事項等について意見交換をおこなっている。また、学長が議長を務め、全専任教員及び大学管理部門の長が全て参加する「教授会」において、諸課題の審議・協議・調整がおこなわれている。さらに、「教授会」の下部組織で学長が議長を務める「委員長会議」を必要に応じ開催し、学長のリーダーシップの下、管理部門と教学部門の連絡・調整を図っている。

大学事務局内においては、各部門長も参加する「教授会」での決定事項等の事務処理を適切におこない、執行する体制が取られている。また、総務部長、渉外部長、キャリア支援部長、留学生支援部長、メディアセンター長補佐が参加する「部長会議」が月に2回開催され、大学内における管理部門と教学部門諸事項について検討・調整を図っている。

### (2) 7-2の自己評価

- ・「理事会」「経営部会」「執行部会」における審議決定事項は、「学長会議」並びに「教授会」で学長から伝達され、教学部門から法人部門への意思伝達についても、学長が橋渡しの役を担うことでその意思が尊重される体制になっている。また学内における管理部門と教学部門の連携についても、「教授会」「委員長会議」「部長会議」において学長または事務局長が中心となり十分に図られている。

### (3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・少子化をはじめとする大学を取り巻く環境は、ますます厳しいものになってくる。予算、事業計画中期計画、学生募集等、大学経営に関わる事項を統括する管理部門と教学部門の連携については、今後ますます強化していく必要性があり、平成21(2009)年度から、本法人に「経営部会」が設置され、法人の理事でもある本学学長はこの構成員となっている。教学部門における最高責任者である学長のリーダーシップを十分に発揮できる組織体制づくりをしていくことで、その連携を強固なものにしていく。

**7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。**

**(1) 7-3の事実の説明(現状)**

**7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実地体制が整えられているか。**

平成8(1996)年4月～平成11(1999)年3月までの自己点検・自己評価報告書(平成13(2001)年12月発行)を作成している。

学生に対しては、「学生授業アンケート」を実施し、授業に対する学生の意見、感想を調査している。また、年1回全学生を対象にした「学生生活アンケート」を実施し、学生の大学における学習環境、生活環境、大学全般に対する意見を調査している。

FD(Faculty Development)活動の一環として授業公開をしており、授業を一定期間、教職員や来訪者に公開した後に、授業公開に参加した教員の間で、「FD懇談会」等における議論を通じて、授業へのコメントや感想、改善点を検討し、改善を図っている。

**7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。**

アンケート等の実施結果については、主管となる委員会及び部署によりその内容について検討されている。内容によっては、事務局にて改善できること等は、対応をしており、「教授会」の決定が必要な内容に関しては、委員会及び事務局より、内容の承認を得て、対応している。

**7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。**

平成8(1996)年4月～平成11(1999)年3月までの自己点検・自己評価報告書(平成13(2001)年12月発行)を作成して学内外へ公表している。

アンケート等に関しては、「学生による授業評価集計表」(平成11(1999)年度、平成12(2000)年度の全体評価、平成12(2000)年度講座別評価、平成13(2001)年の全体・講座別評価、平成14(2002)年の全体・教員別評価、平成15(2003)年の教員別評価)、「授業評価アンケート集計結果」(平成16(2004)年度秋期、平成17(2005)年度)、「学生授業アンケート」(平成18(2006)年度、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度)を、「メディアセンター〈図書館〉」(以下「図書館」という。)にて、閲覧できるように設置して、学内外へ公表している。

**(2) 7-3の自己評価**

・本学は、学生によるアンケートを、自己点検の中心として、おこなっている。

講義に関する内容については、「学生授業アンケート」では、授業に対する学生の意見、感想を調査している。アンケート結果だけでは、必ずしも正確な状況把握ができるわけではなく、「FD・評価委員会」による、授業公開等において、教員間での改善を図る等多方面での、検討改善をおこなっている。

学生生活、施設等に関する事項については、「学生生活アンケート」及び「ひとことBOX」による学生の視点と教職員の観点から内容を検討し改善に役立っている。

- ・大学全体としての自己点検については、大学機関別認証評価の受審を機に平成 20 (2008) 年度より「(財) 日本高等教育評価機構」より示された「大学評価基準」にしたがい、問題点の改善を図っている。

### **(3) 7-3の改善・向上方策 (将来計画)**

- ・教育研究活動の向上及び改善を図るために、自己点検活動をさらに推進していく。
- ・「FD・評価委員会」と「キャリア支援部」間で協議しその活性化を促し実践する。
- ・「学生授業アンケート」と「授業公開」の方法や評価点等について議論を深め、検討を重ねていく。
- ・調査結果の外部公開については、これまでほとんどなされてこなかったが、「FD・評価委員会」と「キャリア支援部」で公開の方法について、学長のリーダーシップの下、検討していく。
- ・認証評価の目的は健全なる大学運営に対する各大学の自助努力にあり、その内容を検証するものであるからして、日常の実践記録を克明に保管管理すると共に、その実践を土台とした検討と対策が講じられなければならない。教学部門と事務局部門の連携の下に、「理事会」を含めた法人全体の観点でさらなる自己点検・評価活動への適切な対応を図っていく。

### **[基準7の自己評価]**

- ・本学は、平成 5(1993)年 4 月に開学以来、教学面、学生募集面、施設設備面等順調に推移してきた。平成 17(2005)年 4 月 1 日施行の私立学校法の法律改正を受け、本法人の寄附行為を平成 17(2005)年 5 月に文部科学大臣の認可を得て改正施行している。
- ・管理運営に関わる役員及び評議員の選任は、規程に明確に定められている。地元地域との関係が反映される構成となるよう努めている。
- ・事業計画、予算、決算及び重要事項となる管理運営の基本方針や諸規程の制定、改廃等は、理事会、評議員会に全て諮って決議されている。
- ・管理部門と教学部門の連携についても、学長のリーダーシップの下、各組織・会議体において意思決定や伝達等がおこなわれ、大学の目的を達成するための管理運営が順調に図られるよう努力している。
- ・本学が、地域に密着し支持され、充実及び発展するためには、常に社会の動向を注視し、教育現場の改善・向上に努め、教育研究活動の成果に高い評価を得ていく必要がある。
- ・自己点検評価については、学生によるアンケートを中心としておこなっているものの、自己点検評価報告書の作成については不十分である。しかしながら、平成 20(2008)年度より「(財) 日本高等教育評価機構」より示された「大学評価基準」にしたがい問題点の改善を図っている。

### **[基準7の改善・向上方策 (将来計画)]**

- ・本学は平成 5(1993)年に開設以来、16 年間教育研究活動をおこなってきた大学である。また地方大学であり 1 学部入学定員 180 名 (平成 22(2010)年度より入学定員 150 名) の小規模大学である。このような状況と現在の社会環境の中、建学の精神である「学術

とスポーツの真剣味の殿堂たれ」に基づき、地域に根ざした大学の管理運営に取り組んでいかなければならない。そのためにも、本法人においては理事長、本学においては学長のリーダーシップを十分に発揮できる組織体制づくりをしていく。

- 本年度設置した「経営部会」の機能強化により、経営方針の明確化や管理運営体制の強化をさらに図っていく。
- 今後大学を運営していくにあたり、学生や地域のニーズを的確に捉え、対応していくための施策を検討していく。また、本学の教育研究目的を達成するためにも、自己点検・評価活動を活発におこない、その結果を教育研究活動の向上並びに大学の管理運営に反映させていく組織体制や評価制度の確立を図っていく。さらに、結果の学外公表についても、本年度の自己点検評価報告書のホームページへの掲載をはじめ、公表手段や内容を検討し、広く学外へ発信していく。

**[基準 8. 財務]**

**8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。**

**(1) 8-1の事実の説明(現状)**

**8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。**

本学は「地元で大学を」という強い要請と隣接する可児市、愛知県春日井市、長野県南信州地区の市町村からも設立要望を受け、平成 5(1993)年 4 月に東濃地区 5 市の中津川市より 5 億円、恵那市・瑞浪市・土岐市・多治見市より各 2,500 万円の支援の下に開学した。

「経営学部経営学科」の単科大学としてスタートし、平成 17(2005)年度に「別科日本語専修課程」を開設し、平成 19(2007)年度より経営学部にて 2 つ目の学科として「中国ビジネス学科」を立ち上げたが、学生の募集状況が思わしくなく、平成 22(2010)年度に、学生の募集を停止することを決定している。

一方、地域社会及び東濃 5 市からの強い要望を受け、平成 22(2010)年度に「看護学部」の設置を目指して準備を進めている。

**表 8-1-1 消費収支計算書の主な数値年度比較**

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
帰属収支差額 (単位千円)	60,965	△ 57,317	△ 41,351	30,460	△98,472	△76,774
消費収支差額 (単位千円)	10,225	△112,633	△134,743	△45,308	△133,850	△69,376
奨学費 (単位千円)	171,522	240,861	284,441	309,257	259,704	231,123

収入・支出のバランスについては、表 8-1-1 に示すように厳しい状況が続いている。平成 16(2004)年度より支出が増大し消費収支差額がマイナスとなった。主な要因として、入学者の確保の一貫としてスポーツクラブ生を中心に奨学生の基準を緩和し学生募集をおこなった結果、入学生は確保できたが、奨学費の増大を招いてしまった。新たな学生募集戦略として、留学生の日本語能力の向上と生活習慣の修得及び本科へのスムーズな入学とを目指して「別科日本語専修課程」を開設した。

**8-1-② 適切に会計処理がなされているか。**

会計処理については、「寄附行為」「経理規程」及び学校法人会計基準に基づいて処理をおこなっている。本学では教育研究目標を達成するため、本法人の中期経営計画に基づき、予算編成、予算執行を計画的に実施し教育研究効果の向上に繋がる運営をおこなっている。予算編成の手順としては、①理事長より毎年 11 月頃に学園の目標・中期経営計画の目標・

年次目標が設定提示され、②12月中旬に大学の年次目標の設定、12月下旬には学部、学科、部門、部課の年次目標と年次事業計画の設定、③年次収入・支出の積算見直し④予算の積算と編成、予算書原案を作成、⑤学園全体で調整、⑥評議員会・理事会で予算書の承認と一連の過程を経て予算編成をおこなっている。承認された予算は、事務局長から各部署へ通知される。予算執行の手続きとして、学部長・部長には10万円、学長・事務局長へは50万円の決済権限が与えられ、予算範囲と支出目的により申請者からの可否を判断し処理する。予算執行状況については、毎月予算実績を理事長に報告すると共に、Web上で学長・学部長・事務局長・各部長等の予算執行責任者及び担当者が閲覧できるようにするなど予算管理に努めている。

経理業務の役割分担としては、大学の事務局では、授業料管理、証明書・検定・講習・講座の申し込み、旅費交通費の処理、物品購入の処理、個人研究費の管理、伝票起票等を行い、「本部経理部」では物品購入等の業者への支払い、旅費交通費の支払い、伝票の入力業務、財務諸表の作成、予算管理、給与支給管理、資金の管理運用等をおこなっている。

### 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

会計監査に関しては、公認会計士による会計監査と監事による監査をおこなっている。公認会計士監査は、平成20(2008)年度は監査責任者3名により12日間(延36日間)、公認会計士事務所で3日間(延9日間)実施している。なお、監査人より、監査意見の表明に当たり他の公認会計士の審査を受けたとの報告を受けている。監査は学校法人会計基準に準拠し、一般に公正妥当と認められる方法によりおこなわれ、監査要点として取引内容のチェックと帳簿や証拠類の突合、実査による現物確認、内部統制の有効性の確認、基準準拠性、決算書類の残高確認と表示の妥当性等を年間スケジュールに従って前述の日数で定期的に実施している。

監事は2名とも学外者で、本法人運営全般に係る業務執行状況及び財産の状況について監査し、「理事会」「評議員会」で監査報告をおこなっている。また、常に「理事会」へ出席し運営全般の状況を把握し、必要に応じて意見を述べている。監事と公認会計士との連携として、毎年2回、期中の11月と決算期の4月に合同で監査をおこない、本法人の監査状況や決算概要等の意見交換をおこなっている。

## (2) 8-1の自己評価

- ・少子化時代に対応する学園のあり方・あるべき方向性、大学のあり方・あるべき方向性の指針として平成17(2005)年12月に「中期経営計画(2006-2010)」を策定した。その基本コンセプトである「体質改善と競争力強化」を具現化させるために、現状打破と課題克服のための全体方針として①独自性商品の開拓②組織体質の強化・人材レベルの向上③経営の効率化の3項目を掲げた。

本学の取組みとして具体的には以下のとおりである。

### ①「独自性商品の開拓」

前述した「中国ビジネス学科」を新設した。「中国ビジネス学科」の教育内容は経済的、地域的、時代的な時勢を得たものであって地域経営者、高校の進学担当者等には好

意的に受け入れられたが、中国社会の特殊性から、受験者・保護者の安心感が得られず期待したより入学者の獲得ができなかった。

②「組織体質の強化・人材レベルの向上」

大学組織の再編、各委員会組織や事務組織の再編を通じて機能強化と能力・能率向上を図る研修制度の確立と定着化を推進した。

③「経営の効率化」

第1に収入の安定化を図るために、新入生確保の対策として広報戦略及びエリア戦略の確立と実施、広報活動における特待生制度の見直しを図っている。

第2に支出の見直しとして、人件費、教育研究経費、管理経費、施設設備投資について検討した。人件費は、給料制度の見直しと教育研究に支障がでない適正人員の確保をおこなった。教育研究経費、管理経費、施設設備投資については、無駄を省き教育研究向上の効果的な使用を進めてきた。

以上、ここでは中期経営計画の中間的实施状況を経営的側面で述べてきたが、計画通りに実行し、結果が得られたもの、計画が頓挫したもの、結果が裏目に出たものと多々あるが、この中期経営計画を基にした予算編成で着実に実施してきた。ただし、学園内外の環境変化及び不測の事態により「中期経営計画(2006-2010)」の見直しを余儀なくされ、「経営部会」において、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの中期経営計画の抜本的な修正をおこなっている。

- ・会計処理は学校法人会計基準に準拠し、会計監査は私立学校振興助成法及び私立学校法に準拠して適切に処理をしている。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

前述したように、経営の安定化を図るため、「経営部会」において、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの中期経営計画を表8-1-2のとおり策定した。

表8-1-2 平成21年度～平成25年度 消費収支予算シュミレーション

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
帰属収支差額 (単位千円)	△175,627,543	△117,882,384	△39,230,052	8,195,999	43,642,047
消費収支差額 (単位千円)	△201,814,543	△130,882,384	△60,230,052	△46,804,001	30,642,047
奨学費 (単位千円)	218,402,500	191,600,000	183,184,000	174,752,160	176,304,638
経営学部 入学生数	165名	165名	165名	165名	165名
経営学部 3年次編入生数	10名	10名	10名	10名	10名
別科日本語専修 入学生数	60名	60名	60名	60名	60名

**8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。**

**(1) 8-2の事実の説明（現状）**

**8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。**

本法人の財務情報の公開として、5月から6月にかけて学校別に「本部経理部」より決算説明会が実施され、学校別・学科別に決算の詳細と予算概要を説明している。併せて、学園報「C-TIMES」(平成20(2008)年7月号)に学園全体の計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)を掲載している。

平成16(2004)年度決算より、計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)、財産目録、事業報告書、監事の監査報告書、公認会計士の監査報告書を本部及び本学の事務局に備え付け、利害関係者からの請求があった場合には閲覧できるようにしている。

**(2) 8-2の自己評価**

- ・学園各学校及び本学での決算説明会では、資金収支計算書や消費収支計算書の基礎となる、在籍数推移と予測、学生生徒等納付金収入の推移と予測、教職員数推移・人件費の推移、施設設備投資推移と予測等、経年比較と将来シミュレーションで、現在大学の置かれている状況に理解を得ることができ、情報公開の目的を達している。

**(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）**

- ・学内者には時間を掛け詳細に亘って説明を実施しているが、学外者に対しては、十分な公開を如何におこなうかが課題であり、「本部経理部」にて、公開方法・内容を検討して、解り易い形で公開することにより、説明責任を果たしていく。

**8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

**(1) 8-3の事実の説明（現状）**

**8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP (Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。**

本学は地元の中津川市からの支援によって設立された経緯もあり、歴代の市長は本法人の理事に就任して頂き、中津川市との強い結び付きがあり、行政上の課題や研究テーマ等の委託研究を引き受けている。

**表 8-3-1 中津川市よりの受託研究**

年 度	研 究 課 題	受託研究費
平成14年度	げんき都市・中津川市におけるボランティア・NPO など諸団体の協働について	100万円
平成15年度	中津川市地域における自治体マーケティングのあり方について	100万円

中津川市の地域経済に対する、本学「経営学部」の保有する知的資源の活用と地域貢献とを目的に、中津川商工会議所の事業委託を受けている。

**表 8-3-2 中津川商工会議所よりの事業受託・受託研究**

年 度	研 究 課 題	受託研究費
平成 15 年度	国道 257 号線中津川～下呂間および山口村～福岡町間の改良による時間短縮の可能性について	50 万円
平成 16 年度	中心市街地活性化コンセンサス形成事業に関わる調査	50 万円
平成 18 年度	中仙道中津川かいわい認定事業に係る公式テキスト編集作成	45 万円
平成 20 年度	各種資料収集分析及び市民に対する説明の仕組みづくり	50 万円

文部科学省の現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）で平成 19(2007)年度より採択され特別補助を受けている。

資金運用は本部で運用管理がおこなわれており、資金運用規程に基づき資金運用管理委員会で実施している。運用の目標は、優先順位の高い順に安全性、流動性、利回りとし、着実に運用益（受取利息配当金・有価証券売却差額）を計上していたが、平成 20(2008)年度からは運用益を生むままでに至っていない。

### （2）8-3の自己評価

- ・ 学生生徒等納付金収入の安定的確保維持が大学経営の基本であるが、少子化の進行により厳しい状況になりつつある。少しでも、学生生徒等納付金収入の減少をカバーすべく、補助金の増額、委託事業の拡大、資産運用の成果向上等に努力と工夫をおこなっているが現状では充分とはいえない。

### （3）8-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学では研究より教育に主眼を置いて教育研究活動に専念しているが、「科学研究費補助金」申請件数や採択件数に見劣りするものがあり、現代 GP 等を含めて教育と研究にさらなる向上と活性化を図るべく案内や説明会を開催し、申請・採択の促進に努めたい。
- ・ 「東濃総研」を中心に地域社会、地域経済、地域行政との係わりを中津川市に留めることなく、東濃地区のみならず岐阜県全域に拡大し、地域貢献と外部資金獲得源として各種の事業受託・受託研究・共同研究・産学官の連携事業等を積極的に押し進める。

### 【基準 8 の自己評価】

- ・ 地方の中山間地域に位置する 1 学部 2 学科の小規模大学が、少子化時代に、その存在価値を発揮して存続していくことは、如何に困難な道であるかは本学教職員及び学園関係者の共通理解である。何の方策もなくただ手を拱いているだけでは、少子化の時代に呑み込まれ、収支バランスの維持を図ることが困難である。奇策や特効薬はない。ただ、ありとあらゆる挑戦と努力と忍耐で大学の価値を創造し、確固たる光を放つ地域の教育

研究機関として確立することが、財務基盤の強化に繋がることになる。

**【基準8の改善・向上方策（将来計画）】**

- ・経営の安定化を図るべく「経営部会」において、平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度までの中期経営計画を全教職員の理解と協力を得て、学生の確保及び経費削減に努め、経営の安定化を図っていく。

[基準 9. 教育研究環境]

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

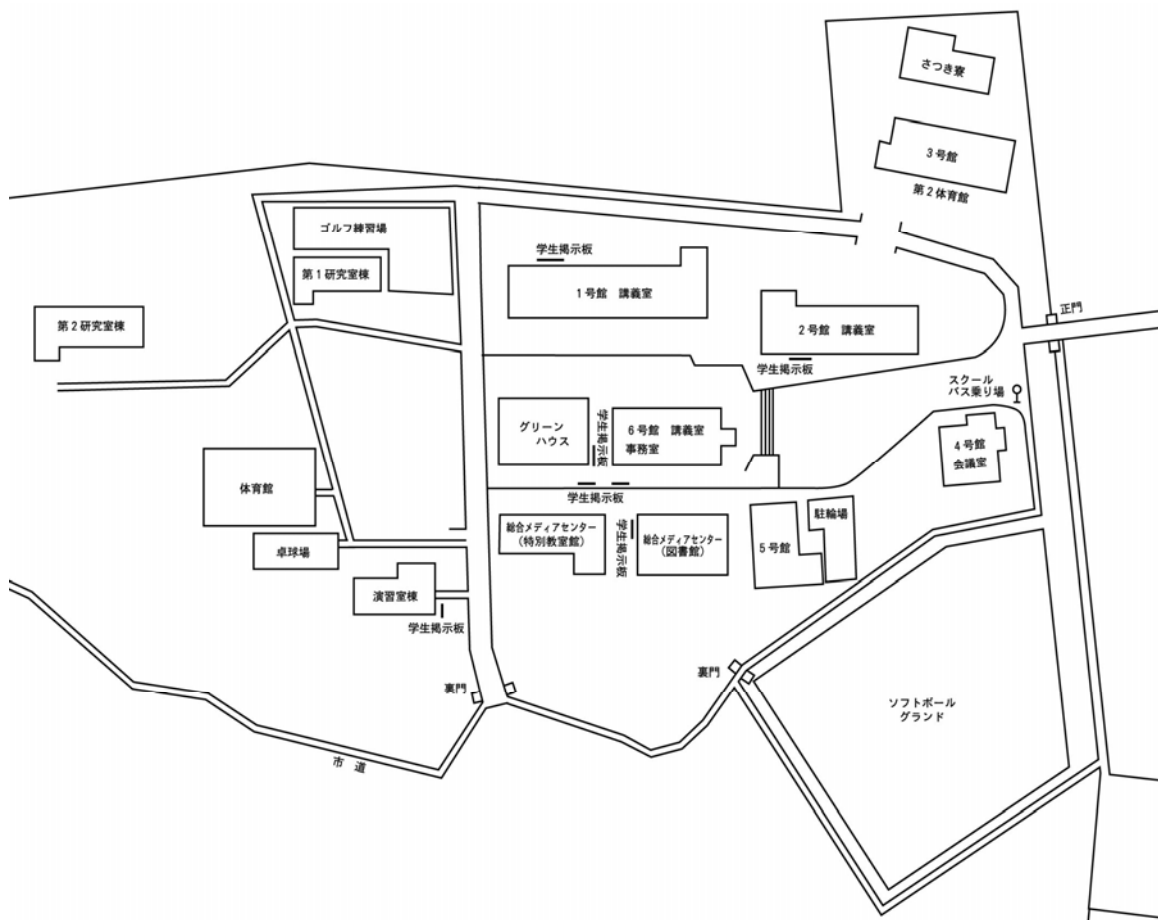
9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、岐阜県東濃地域にあり、中津川市の中心市街地にある JR 中津川駅から約 5km の距離にある。図 9-1-1 及び図 9-1-2 は、大学の位置、キャンパスの概要である。

図 9-1-1 大学の位置



図9-1-2 中京学院大学キャンパスの配置概要



校地や校舎の面積は、表9-1-1のとおりであり、設置基準上必要な面積よりも広く、学生たちに十分な活動空間を与えている。

また、施設概要は、表9-1-2、3のとおりである。

表9-1-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
44,292m <sup>2</sup>	7,600 m <sup>2</sup>	9,472 m <sup>2</sup>	4,793 m <sup>2</sup>

表9-1-2 中京学院大学の施設概要(キャンパス内)

名称	建物面積 (m <sup>2</sup> )	階	主要施設
1号館	1,499.52m <sup>2</sup>	3	保健室・管理室・講義室 10 教室
2号館	1,138.25m <sup>2</sup>	3	講義室 7 教室・大学祭実行委員室 留学生支援部 (別科事務室)
3号館 (第2体育館)	393.90m <sup>2</sup>	1	トレーニングルーム・レスリング場

中京学院大学

4号館	330.41m <sup>2</sup>	2	渉外部・大会議室
5号館 (クラブハウス)	243.00m <sup>2</sup>	1	8部屋
6号館	1,165.50m <sup>2</sup>	3	キャリア支援部・非常勤講師室・総務部 理事長室・学長室・学部長室 第2視聴覚教室・学園本部
演習室棟	617.80m <sup>2</sup>	3	資料室2部屋・演習室10教室
総合メディアセンター (特別教室館)	1,217.68m <sup>2</sup>	3	コンピュータ演習室3部屋 第1視聴覚教室 メディアオアシス(自習室・事務所)
総合メディアセンター (図書館)	1,236.88m <sup>2</sup>	2	閲覧室・書庫・事務所
体育館	1,102.5m <sup>2</sup>	1	
卓球場	319.5m <sup>2</sup>	1	
グリーンハウス	634.60m <sup>2</sup>	2	食堂・物品販売コーナー・娯楽室
第1研究室棟	618.60m <sup>2</sup>	3	共同研究室・研究室16室 学生相談室
第2研究室棟	618.60m <sup>2</sup>	3	共同研究室・研究室16室
ソフトボールグラウンド	6,722m <sup>2</sup>	—	
ゴルフ練習場	1021.6m <sup>2</sup>	1	
さつき寮	617.8m <sup>2</sup>	3	女子寮

表9-1-3 中京学院大学の施設概要(大学外施設)

名称	建物面積 (m <sup>2</sup> )	階	主要施設
男子学生会館	800m <sup>2</sup>	4	男子寮
かやの木寮	810m <sup>2</sup>	3	男子寮

①運動場及び体育施設

運動施設については、「体育館」「3号館(第2体育館)」「卓球場」「ゴルフ練習場」「ソフトボールグラウンド」があり、各施設とも、授業及びクラブ活動で使用していない場合は、一般学生や教職員の利用も可能となっている。

②研究室

研究室は、「第1研究室棟」「第2研究室棟」があり、「第1研究室棟」は、個人研究室が16室、「学生相談室」が1室、「共同研究室」が1室からなっており、「第2研究室棟」は、個人研究室が16室、「外国語共同研究室」が1室、「共同研究室」が1室である。

③学生寮

学生寮は、全国から入学する学生に対して、個室タイプと共同タイプのものを用意している。個室タイプの入寮定員は62名、共同タイプの入寮定員は27名である。

④総合メディアセンター

「メディアセンター」は、「図書館」と「特別教室館」から成り立っている。

図書館の所蔵数は平成 17(2005)年度から大幅な増書がおこなわれており、現在 9 万 6,582 冊である。平成 17(2005)年度からは、毎年平均約 1 万冊のペースで増やしてきている。DVD 等の視聴覚資料も、毎年増やしている。

紙媒体とは別に電子媒体の利用も促進している。現在、電子ジャーナル 242 種類、データベース 2 種類を年間契約している。平成 18(2006)年度から一般市民にも「図書館」を開放しており平成 20(2008)年度の年間の学外利用者は 999 人であった。なお、平成 21(2009)年度内に「中津川市立図書館」との連携をおこなう予定である。

蔵書の主な特徴として経営・経済分野はもちろんであるが、一般利用者向けに自然科学、文学、哲学、音楽、地域文化史等を重点的に集めている。また平成 17(2005)年度からは社史を集めており現在 1,500 冊を数え、中部地域の企業の社史の収集に力を入れている。蔵書が増えるにともない、開架部分のスペースを確保するため、閉架の一階部分を開架として供用をおこなっている。

図書検索のために館内にパソコン端末機を設置しており、蔵書検索や電子ジャーナルの講読等に利用されている。ホームページにて蔵書検索をおこなうことができる。

「メディアセンター」に設置されているコンピュータ設置台数は、表 9-1-4 に示すとおりである。

表 9-1-4 コンピュータ設置台数 (学内)

名称・教室名		コンピュータ設置台数
総合 メ デ ィ ア セ ン タ ー	(特別教室館)	
	第 1 コンピュータ室	33 台 (省スペース型 2 画面パソコン)
	第 2 コンピュータ室	69 台 (デスクトップ型 2 画面パソコン)
	第 3 コンピュータ室	41 台 (ノート型パソコン)
	メディアオアシス (自習室)	18 台 (デスクトップ型 1 画面パソコン)
	メディアオアシス (事務所)	40 台 貸出し用ノートパソコン
	(図書館)	5 台 閲覧用
計		206 台

「特別教室館」内の「メディアオアシス」は、MOS (Microsoft Office Specialist)、MCAS (Microsoft Certified Application Specialist)、IC<sup>3</sup> (Internet and Computing Core Certification) の試験会場として、学生の資格取得にも活用されている。試験対策用の図書や自宅での学習用にノートパソコンの貸し出しもおこなっている。

「メディアセンター」は一般市民にも開放されており、開館時間は午前 9 時から午後 6 時である。土、日、祝日、年末年始は閉館している。

一般教室においても、パソコンを用いたプレゼンテーション等、AV機器の充実を継続しておこなっている。

### 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

一般の施設設備の維持管理は、「総務部」が担当している。施設設備の保守点検業務は外部へ委託している。また、清掃業務はパートに業務依頼をしており、年1回は専門の清掃業者と委託契約をして、維持管理に努めている。

学内警備業務に関しても、各棟に、職員を配置し、施設設備の確認及び施錠をしている。夜間に関しては、定時に門の施錠や各棟の見回り施錠確認をしている。その他、主要な建物については、警備会社と契約をしており、施設設備等の維持運営が適切におこなわれている。

「特別教室館」内のコンピュータ施設、「図書館」の管理は「メディアセンター」が担当しており、運営は「総合メディアセンター会議」（以下「メディアセンター会議」という。）が統括し、そのうち「図書館」の運営は、下部組織である「図書館委員会」の教員や職員が協議しながら最適な環境を維持するように努めている。コンピュータの維持や貸し出し、情報処理機器の維持や更新時期については「メディアセンター会議」の下部組織である「ICT委員会」の教員や職員が協議しながら最適な環境を維持するように努めている。

#### （2）9-1の自己評価

- ・現状においては、校地、校舎とも、ゆとりのある教育環境を有しており、適切な状態で維持運営されている。ただし、近年建物が老朽化していることも事実であり、耐震調査の結果、問題がある棟が判明したため、これについては年次計画を立て、改修していく。施設の老朽化については、毎年予算に合わせ、必要な箇所より修繕をおこなっている。平成20(2008)年度については、第1研究室棟、第2研究室棟及び「さつき寮」の非常階段、「3号館（第2体育館）」「グリーンハウス2階」及び「卓球場」の壁の改修等をおこなった。
- ・コンピュータ台数計203台のうち、第1コンピュータ室と第2コンピュータ室に設置した計101台のコンピュータは2画面タイプのコンピュータである。eラーニング画面と表計算ソフトのワークシート画面を2画面で表示させながら演習がおこなえる。
- ・コンピュータ設置台数に関しても、計203台と小規模ながら、学生数からみても充足している数といえることから、本学の特色であるIT教育関連の専用の施設設備はおおむね充実しているといえる。
- ・「図書館」では特色をもった蔵書をおこなうなかで、中部地域の企業の社史を継続的に収集している。現在約1,500冊を収集し、市民や研究用途に使われている。
- ・「メディアセンター」の開館時間は、午後6時までであるが、「図書館」「特別教室館」共に、専任のスタッフが常駐し、学生の相談等にも対応している。クラブ生が多数を占めることから、講義終了後の学生の利用時間に関しても問題なく対応できている。
- ・「メディアセンター」の最新情報等は常時ホームページに掲載し、職員情報等もブログ形式で掲載し、親しみのある「メディアセンター」の情報発進にも役立てている。

### (3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・施設の修繕については、平成24(2012)年度の耐震補強にあわせておこなっていくため、現在各棟の現状を踏まえて、今後計画を立てていく。
- ・情報処理施設に関しては、比較的良好に整備されているが、情報系の教科以外の講義がおこなわれる、「1号館」「2号館」「演習室棟」に関しては、予算により、優先順位を決めて整備を進めているが、今後も視聴覚設備の充実を図っていく。
- ・「図書館」の利用促進の一環として、平成21(2009)年度からは、「図書館」内に従来まで教職員用の会議室であった場所を「Community Room」として、ゼミが開講できるようにし、パソコンを設置して、アクセス通路を設けた。
- ・「特別教室館」では、「第1コンピュータ室」のコンピュータの処理速度を改善し、より多重の作業ができるように2画面タイプのコンピュータから大型の1画面タイプのコンピュータに替え、より専門性を高めた授業がおこなえるようにしていく計画である。
- ・ICT(Information and Communication Technology)教育のインフラや教育コンテンツにおいても、常にアップデートして、設備内容の一層の拡充・整備を図っていく。

## 9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

### (1) 9-2の事実の説明(現状)

#### 9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

建物の安全性については、昭和56(1981)年の建築基準法以前の建物(「1号館」「2号館」「3号館」「4号館」「第1研究室棟」「第2研究室棟」「演習室棟」「さつき寮」)について平成19(2007)年度に耐震調査を実施した。「2号館」「3号館」「4号館」「演習室棟」「さつき寮」については、適切な耐震性能があると診断されたが、「1号館」「第1研究室棟」「第2研究室棟」については、若干の補強が必要であるとの診断結果が出たことにより、補強計画を立てた。

アスベスト対策については、平成17(2005)年度に調査を実施したが、本学には石綿等の粉塵の飛散による暴露の恐れがないと診断され、安全性が確認されている。

バリアフリーについては、平成18(2006)年度より、学内施設のバリアフリー化に向けて推進しており、平成18(2006)年度には「図書館」入口、平成19(2007)年度には「特別教室館」入口にそれぞれスロープを設置した。

学内の警備について、各棟に管理責任者を置き、学内のセキュリティについては、警備会社に外部委託をしている。

また、夜間の見回り及び、門の施錠管理については、毎日定時に確認して管理している。

AED(自動体外式除細動器)を「6号館」事務所に設置して、緊急時の安全体制を確保している。

### (2) 9-2の自己評価

- ・耐震についても補強が必要であると診断された「1号館」「第1研究室棟」「第2研究室棟」については、補強工事をおこなう必要がある。
- ・情報処理施設に関しては、比較的良好に整備されているが、情報系の教科以外の講義が

おこなわれる、「1号館」「2号館」に関しては、予算等の兼ね合い、教室の使用状況により、優先順位を決め、整備を進めているが、まだ不十分な箇所もあり、今後も視聴覚設備の充実を図っていく。

- ・学内のバリアフリー化は、平成18(2006)年度から実施されている。現在の状況は、学外の利用者に配慮して、「メディアセンター」の「図書館」「特別教室館」への移動がスロープでおこなえるようにしたが、その他の棟に関しては、まだ十分とはいえず、今後も整備していく。

### (3) 9-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・学内のバリアフリー化は、平成18(2006)年度から年次計画により「図書館」入口、平成19(2007)年度には「特別教室館」入口にそれぞれスロープを設置してきた。今後は、トイレ等校舎内のバリアフリー化整備も検討していく。
- ・耐震についても補強が必要であると診断された箇所について、平成24(2012)年度に補強工事をおこなう予定である。
- ・トイレ等の施設については、老朽化も含め、今後学生等の要望を受けて、改善をしていく。

## 9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

### (1) 9-3の事実の説明(現状)

#### 9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

##### ①通学・通勤環境

本学は山間にキャンパスがあるため、自然環境には恵まれており、教育環境的には申し分ない。通学に関しては、「北恵那交通」と業務委託をしており、中津川駅より通学バスを運行している。学生及び教職員は、学生証、職員証を提示することにより、利用でき、通学にかかわらず「北恵那交通」のバスに関しては、どの区間も利用が可能となっている。鉄道の遅れ等により「北恵那交通」のバスの時刻では講義時間に間に合わない場合に関しても、「北恵那交通」との連携により、発車時刻を調整することで、学生の学習の妨げにならない配慮をおこなっている。

##### ②生活環境

学生生活に必要な環境として、学生食堂「グリーンハウス」、売店、学生の休憩場所として、「グリーンハウス2階」、「メディアセンター」の「メディアオアシス」「ガーデンテラス」等が配置されている。

喫煙対策については、指定喫煙場所を2箇所設け、分煙化を計ることで、非喫煙者への配慮した環境づくりをおこなっている。

##### ③学習環境

本学の位置する岐阜県では、各大学間や県内主要施設が、光ファイバー網で結ばれた「岐阜情報スーパーハイウェイ」の整備がされている。

学内の無線LANの範囲は、平成21(2009)年3月に「1号館」「2号館」の工事をおこなった

ことにより、大学内すべてにおいて使用可能となり、休憩中にも学習できる環境を整えている。また「メディアオアシス」では、ノートパソコンの貸し出しをおこなっているため、学内でのノートパソコンによる情報検索やレポート作成に活用している。

### **(2) 9-3の自己評価**

- ・本学までのアクセスの確保は、学生及び教職員に定時の確実な通学・通勤手段を提供している。
- ・学生の学生生活を支援する生活・学習環境については、万全体制とは言えないまでも、質的・量的に学生数に対応できる程度であると評価している。

### **(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）**

- ・教育研究環境については、各委員会、学生等の要望を精査し、教育研究の充実を図るために、設備の修繕、改修、機器の更新等、時代の変化に対応した環境づくりを計画的に実施していくよう努める。

### **[基準9の自己評価]**

- ・教育研究活動を推進するために必要な校地・校舎、施設設備が適切に整備され、活用されている。バリアフリー化も進行中である。
- ・建物の老朽化の進行による補修、耐震補強については計画的に整備が必要である。

### **[基準9の改善・向上方策（将来計画）]**

- ・耐震補強については、平成24(2012)年度におこなう計画であり、耐震補強時、老朽化した建物の改修もあわせておこなう予定である。
- ・バリアフリー化に関しては、現在「図書館」「メディアオアシス」への車椅子での移動が可能となっているが、今後も推進していくため、必要箇所等を検討し、安全で快適な教育環境を目指して努力していく。

**[基準10. 社会連携]**

**10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。**

**(1) 10-1の事実の説明（現状）**

**10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。**

①施設の開放

本学は、「体育館」「講義室」「会議室」「図書館」「特別教室館」等、本学の教育研究活動に支障がない限り、施設のほとんどを開放対象としている。「体育館」は、地域のスポーツ団体や高校クラブの合宿、子供会活動等で利用されている。「講義室」及び「会議室」は、県立高等学校の校長会や地域の区長会の会場等、施設の提供をしている。「メディアセンター」は市民に対し図書の貸し出し、施設（パソコン等情報機器の使用）の開放をおこなっている。

②公開講座

「水曜公開講義」と銘打って、市民向け公開講座を年間継続している。全教員すべて1講座以上を担当するようになっており、テーマは、各教員の得意分野における内容で決めている。「水曜公開講義」は、市報やチラシで市民に周知して、受講生を募集している。特に「中国語講座」については、市民からの要望もあり、初級と中級程度に分け、週1回開講している。また、「出前講義」という形式で講座メニューを作成し、企業や学校関係に配布し要請に応じて本学教員が出張して講座をおこなっている。

③高大連携教育

岐阜県東濃地区の高校を対象に、高大連携教育を実施している。平成16(2004)年から県内では初めて高校との連携教育を開始した。平成21(2009)年度で6年目を向かえ、「英会話特講」「中国語特講」「世界経済と中津川の歴史」を開講している。

④体験授業

中津川市内の幼稚園からの要望により、園児に対しパソコン教室を実施している。本学の教員が担当し、職員と学生がサポートして、おこなっている。また、県内外を問わず高等学校から依頼があった場合は、本学教員の講義を受講することができ、毎年数校の学校から依頼を受けている。

⑤大学入試センター試験

平成14(2002)年から地域の要望を受け、全学をあげて大学入試センター試験の会場校として物的・人的資源を提供している。本学で実施することにより東濃地域の受験生が地元で受験できるようになった。

⑥スポーツ指導

本学は、スポーツのクラブ活動が盛んであり、専門競技の指導力をもった職員が多く在籍している。地域や各種団体の要請に応じ、スポーツの技術指導や講演に出向いている。

⑦異文化交流

本学は留学生が在籍しているため、留学生教育に携わる教職員並びに留学生が地域小学校や各種団体へ出向き交流をおこなっている。また、近隣住民と共に、防災訓練をおこな

う等、異文化交流の推進を図っている。

#### ⑧聴講生・科目等履修生

毎年、聴講生や科目等履修生が講義を受講しており、生涯教育・リフレッシュ教育としての場を提供している。

### (2) 10-1の自己評価

- ・本学は、岐阜県東濃地域唯一の大学であり、地方の小規模大学である。また、経営学部のみ単科大学であり規模は小さいが、地域社会に貢献できるよう、地域からの要望等をふまえ、物的・人的資源の提供に努力している。
- ・現在提供している講座等を受講する市民は決して多いとはいえない。今後、物的・人的資源の提供にかかわる周知活動を積極的におこなうことにより、地域社会の活性化や市民の学習機会の増大を図っていかなければならない。

### (3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・公開講座等を受講する人数は決して多いとはいいがたく、この課題を解決するために、企画・運営の改善及び内容の充実、公開講座宣伝活動の活発化を図っていく。また、現在提供している内容や資源についても、地域社会の期待や要望について、学内でさらに検討を深め、より良いものが提供できるよう努力していく。

## 10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

### (1) 10-2の事実の説明（現状）

#### 10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県と県内の大学等からなる大学連合である。参加大学等の学生が、共通単位が取得できる「共同授業」を、通常の対面授業とインターネットを活用したオンデマンド授業（eラーニング）とで実施している。この共同授業は社会人にも開放され、大学の単位が修得できるほか、最先端のテーマを取り上げていることや国内外の講師人による講義が受講できるということで、質の高い生涯学習の一助にもなっている。また、コンソーシアム参加大学間の「包括単位互換制度」により、参加大学等の学生であれば、各大学等が開講している授業科目の中から希望する科目を履修し、単位を修得することで、所属する大学の単位として認定される等、学ぶ機会が大きく広がっている。

学内では、学生の就職に対する意識向上を図るため、毎年20社近い企業を集め「学内企業説明会」を開催している。さらに、「中津川商工会議所」にも所属し、地元企業とのつながりの強化を図っている。各企業とは、日頃よりあらゆる面で情報交換をおこない、適切な関係を構築している。

### (2) 10-2の自己評価

- ・企業や他大学との連携は数的には少ないが、現在連携を図っている団体とは適切な関係が構築されている。今後は、地域社会のニーズ調査や企業の動向を研究し、より多くの企業や大学との連携を図っていけるよう、努力が必要である。

### **(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）**

- ・より多くの企業や他大学と連携を図っていくために、学内で地域社会や企業の研究、課題の検討を重ね、より一層の充実を図っていく。また、文部科学省が推進する、産学連携事業等を積極的におこない、外部資金の援助を得る努力をしていく。

### **10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。**

#### **(1) 10-3の事実の説明（現状）**

##### **10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。**

地元の中津川市、商工会議所、近隣の妻籠・馬籠地区、地元住民等から、調査・研究の依頼や、役員の委嘱、教職員派遣の依頼等に積極的に応えている。また、商工会議所やロータリークラブに所属し、地域の各種行事に本学教職員・学生が積極的に参加するようにしている。

学長は、本学に就任する前は、瑞浪市の市長を務めており、中津川市をはじめとする近隣市町村や市町村民とのつながりが強い。また、近隣には大学がなく、岐阜県東濃地区においては唯一の大学であるため、本学に寄せられる期待も大きい。

#### **(2) 10-3の自己評価**

- ・本学と地域社会との関係は良好な協力関係にある。しかしながら、包括協定を結ぶ等目に見える形での協力体制が構築されていない。今後は、協力関係を深めるためにも図書館の連携や、地域活性化について地域と協働して施策を企画・立案・執行する等し、より地域社会に貢献する大学となっていく必要がある。

#### **(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）**

- ・地元中津川市をはじめ地域との協力関係を、さらに進展させるために、本学が有している物的・人的資源を有効活用できる協定を締結する等の働きかけを積極的に図っていく。
- ・本学に、「中津川市消防署」から、「中京学院大学機能別消防団」の組織作りの依頼があり、組織すべく活動を開始している。「機能別消防団」とは、通常の消防団とは異なり、直接消火活動等には関わらず、主に大規模災害に備えたもので、特に、中津川市は重要防災地域であり、災害時における本学と地域社会との協力体制を構築していく。

#### **[基準10の自己評価]**

- ・本学は、岐阜県東濃地域唯一の大学であるが、地方の小規模大学であり、「経営学部」のみの単科大学であり規模は小さい。地域社会に貢献できるよう、「水曜公開講義」「出前講義」、施設の開放等、地域からの要望等をふまえて物的・人的資源の提供に努力している。

しかし現在提供している講座等を受講する市民は決して多いとはいえないことから今後、大学の社会貢献及び資源の提供にかかわる周知活動を積極的におこなうことにより、地域社会の活性化や市民の学習機会の増大を図っていかねばならない。

- ・本学は企業や他大学、地域社会との連携数的には少ないが、現在連携を図っている団体

とは適切な関係が構築されていると考える。東濃地域唯一の大学であるという、本学の状況を踏まえ、より多くの企業や地域に対しての貢献をしていく必要がある。

**[基準10の改善・向上方策（将来計画）]**

- 公開講座、施設の開放、スポーツ指導等、地域社会に対する物的・人的資源の提供をおこなっているが、幅広く多くの市民への周知がなされていないため、企画・運営の改善、公開講座等の宣伝活動の活発化を図っていくと共に、現在提供している内容についても、地域社会の期待や要望に対応するために、学内でさらに検討を深め、地域社会に貢献できるよう努力していく。
- 社会連携の強化を図るため、社会に対して本学の資源の周知を図り、還元することにより地域社会、企業との連携を一層推進していく。また他大学との連携も深め、協力関係を築いていく。
- 社会連携を強化していくことで、社会に信頼される大学として、貢献できるよう情報配信をおこない、大学の資源を提供する努力をしていく。

**[基準 1 1. 社会的責務]**

**1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。**

**(1) 1 1-1の事実の説明（現状）**

**1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。**

本学は、高い公共性、公益性及び倫理性に基づく管理運営を図るよう努めている。特に適切な組織倫理の確立や法令の遵守を図るため、諸規程の整備と周知に努めている。対象となる諸規程は、「学校法人安達学園諸規程集」（以下「本法人諸規程集」という。）「本学諸規程集」が該当する。

本学園に所属する教職員の服務倫理等については、「本法人諸規程集」の「就業規則」第4章（服務規律）及び「就業規則」第5章（安全及び衛生）により定めている。その他、「情報管理規程」「個人情報保護規程」「情報セキュリティ規程」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」等の所要の諸規程が整備されており、直近では「公益通報処理規程」の導入を図った。

また、「本学諸規程集」においては、「中京学院大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程」「中京学院大学セクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程」、「中京学院大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」等、必要な組織倫理について定めている。

<主な規程及び規則>

- ・学校法人安達学園諸規程集 就業規則 第4章（服務規律）
- ・学校法人安達学園諸規程集 就業規則 第5章（安全及び衛生）
- ・学校法人安達学園諸規程集 情報管理規程
- ・学校法人安達学園諸規程集 個人情報保護規程
- ・学校法人安達学園諸規程集 情報セキュリティ規程
- ・学校法人安達学園諸規程集 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
- ・学校法人安達学園諸規程集 公益通報処理規程
- ・中京学院大学諸規程集 公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ・中京学院大学諸規程集 セクシュアル・ハラスメントの防止人権委員会規程
- ・中京学院大学諸規程集 セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン

**1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。**

「本法人諸規程集」は安達学園全教職員が閲覧できるように安達学園のポータルサイトに掲載されている。特に本学では教職員が如何なる時でも確認できるよう、紙媒体で配布している。また、「本学諸規程集」も同様に紙媒体での配布をしている。

万一、組織倫理等に反する行為があった場合は、「本法人諸規程集」の「制裁規程」により、「人事委員会」の審議を経て、理事長が裁定すると定められ、規程に則した運営体制が確立している。

このように倫理に対する意識醸成を図るための環境を整えているが、平成 19(2007)年度

の男女雇用機会均等法の改正を機として、「本部人事部」より、セクシュアル・ハラスメント防止に関して本学および学園各学校の管理職に対して啓発がなされている。同時に本学教員並びに事務職員においても伝達と啓発がなされ、意識の醸成を図り始めた。

セクシュアル・ハラスメントに対する具体的措置としては、本学を含め、学園各学校単位に相談窓口担当者を選任しており、「本部人事部」より学園各学校幹部及び相談担当者宛に学習用 CD も配布され、相談体制が整えられている。また、平成 21(2009)年度より、学生への周知としてセクシュアル・ハラスメントガイドを作成して、配布している。

また、公的資金による研究教育が、高等教育機関に負託された公共的、公益的な知的生産活動であるため、その使用に関しては適正な管理運営を図っている。

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律及び関係法令に基づき、本学における公的資金に関する厳正かつ適正な運営を図るため、事務局の担当者による収支チェック体制をはじめ、外部公認会計士による当該部門を含めた定期監査を実施して厳正化を図るよう努めている。

## **(2) 11-1の自己評価**

- ・現在のところ、関係法令遵守をはじめ、深刻な問題は発生しておらず、社会的機関として、必要な組織倫理の確立と運営がされている結果であると捉えている。しかし、さらなる体制の整備と体系化を図ることが必要であると認識している。
- ・セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法による規制に則して整備しているため、基本的な抑止体制の整備は図られている。また学生への対応についても、ガイドを配布することで、セクシュアル・ハラスメントに対する、本学の取組み、対応方法等の周知を図り、学生にとってより快適な学生生活が送れるように努めている。但し、セクシュアル・ハラスメントに留まらず、对学生への周知徹底は必ずしも十分とはいえない状況にある。この点については今後の努力課題である。

## **(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）**

- ・公的資金・研究費の管理監査体制の内部監査体制の強化を図ると共に、基本的人権に基づく倫理規範に関わる認識を深めていくための活動も継続して図っていく。
- ・セクシュアル・ハラスメントについては、教職員をはじめ、特に学生への周知の方法を検討していく。
- ・本学においては学生に対して起こりうる、アカデミック・ハラスメントを包括した、いわゆるパワー・ハラスメントを生じさせないための広義の規程を始め、事前防止体制の整備を拡大して検討する。

## **11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

### **(1) 11-2の事実の説明（現状）**

#### **11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。**

平成 21(2009)年 4 月 1 日より「安達学園危機管理規程」を導入し、11-1の内容を含めた危機に対する管理体制を明確にした。

本学が想定する危機事象として、災害等による本学関係者の人的被害、施設等の物的被害に対する危機管理の体制については、以下のとおりである。

#### ①防災管理体制

本学では、防火及び震災対策の徹底を期し、火災、震災及びその他の災害による人的及び物的被害の発生を予防すると共に、災害が発生した場合は、その災害を最小限にとどめることを目的とし、「防火及び防災管理規程」を定めている。また、そのなかには、**図 1-1-2-1**の自衛消防組織が定められており、毎年、計画的に消防署の指導を受けながら防災訓練をおこなっている。

平成 20(2008)年度より、本学留学生と地域自治会との総合防災訓練を学内で実施し、緊急時の言葉の壁の克服や近隣住民との協力体制強化を図っている。

また設備として、AED（自動体外式除細動器）を「6号館」1階事務所に設置している。

#### ②安全、保健衛生

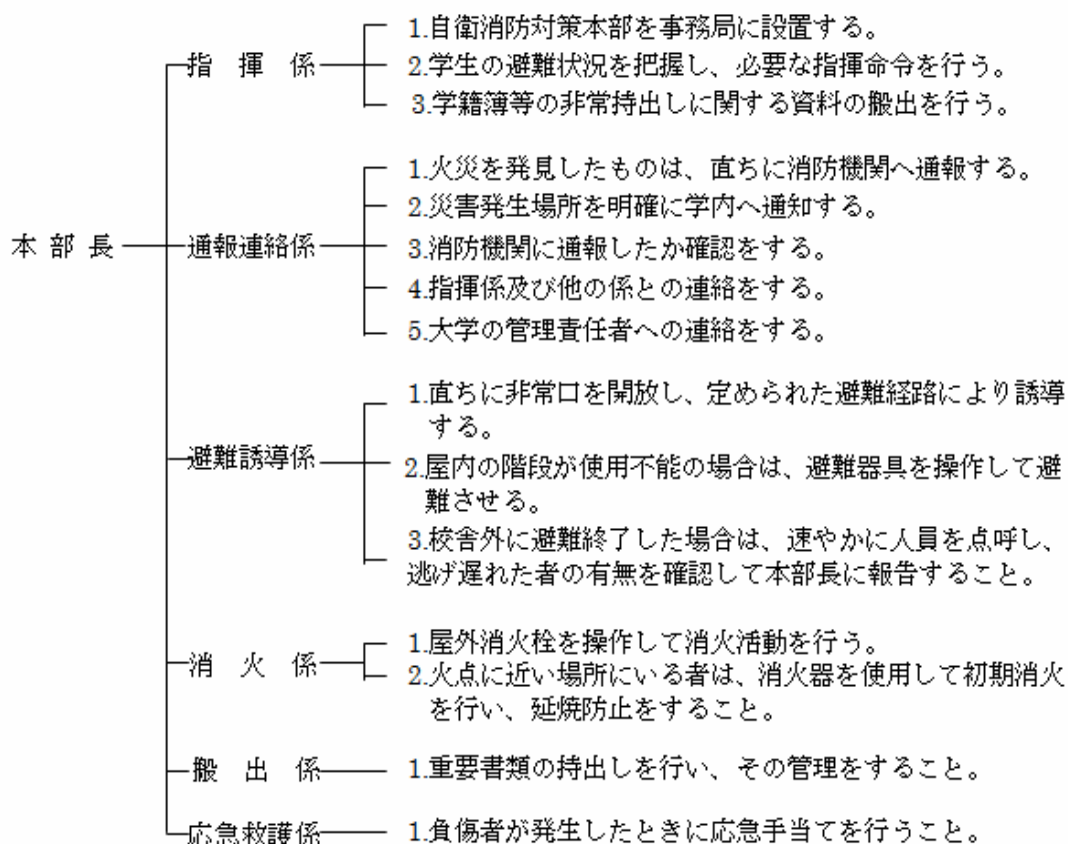
本学では、学生及び教職員の安全、保健及び衛生に関する必要な事項を定め、快適な教育環境の形成に資することを目的とし、「中京学院大学安全、保健衛生管理規程」、「中京学院大学安全衛生委員会規程」を定めている。

#### ③夜間・休日等の危機管理体制

本学では、年間をとおして、大学入口の門を朝 6:00 に開門、夜 10:00 に閉門している。また、開門・閉門時には、警備巡回をしている。

なお、万が一に備えて緊急連絡網を教職員に配布し、如何なる時でも対応できる体制を整えている。

図 1 1 - 2 - 1 自衛消防組織



**(2) 11-2の自己評価**

危機管理体制の基本的な体制は整備できていると認識している。しかし、機能レベルとしてはさらなる取組みと充実を果たしていかなければならない。

特に本学の位置する中津川市は、東海地震の地震防災対策強化地域であり、「防火及び防災管理規程」の他、「地震防災管理規程」をもとに、体制は整備されているが、緊急時の対応は平常心を欠くことも予測され、それに備えるには十分な訓練が必要と考える。

**(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）**

「危機管理規程」の導入を図ったが、本学はもとより学園各学校の危機管理を体系的にブレイクダウンして体制整備を図ることを検討している。

同時に危機事象に対応した危機対策マニュアルの整備を作成して全員に周知させ、訓練等を施していく。

**11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

**(1) 11-3の事実の説明（現状）**

**11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。**

本学の出版物は、以下のとおりである。

①「研究紀要」

研究・調査に関する論文、論評、翻訳、各分野に関する情報の紹介や提言、公刊された調査・統計資料の解説、文献紹介、学会研修等の報告、本学教員が共同でおこなった研究等を学内外に公表・発送している。

また、投稿に関する規程として「本学諸規程集」に「中京学院大学「研究紀要」投稿規程」を定め、研究論文の質の確保を図っている。

②「保護者会報」

学内の諸行事、クラブ成績、保護者会等、本学の情報を提供している。「保護者会報」は、主に本学に在籍する学生の保護者に対して発行するもので、大学と保護者とのコミュニケーションツールとなっている。

保護者会では、年1回支部会を在籍者の出身県の多い地域（6会場程度）でおこない、保護者への大学の取組み等の紹介と学生の近況報告等、面談形式でおこない保護者に対するの情報交換の場も提供している。毎年100名程度の参加がある。

③「安達学園同窓会報」

本法人の同窓生に対し、学園各学校の情報を提供しており、本法人全体の同窓生に対して発行している。また本学では、会報誌を6号館1階に設置しているため、閲覧が可能となっている。

**(2) 11-3の自己評価**

本学の教育研究活動の成果については、「研究紀要」をはじめ、様々な配布物により広く学内外へ発信する体制が整備されている。

配布物については、比較的整備がなされているが、ホームページでの教育研究活動成果等の情報発信が遅れる傾向があり今後の改善が必要となる。

**(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）**

- ・現在の活動内容をさらに検討して、教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動するための体制の見直しを図っていく。
- ・ホームページでの活動内容、情報の迅速な発信に向けての体制を検討していく。
- ・ホームページの内容についても検討を重ね、閲覧に関する利便性向上の方策を検討していく。

**[基準11の自己評価]**

- 本学では、「学校法人安達学園 就業規則 第4章(服務規律)」を始めとする社会的機関として必要な組織倫理に関する諸規程が定められ、これら諸規程に基づき、適切な運営がなされている。
- 防災に対する危機管理についても、「防火及び防災管理規程」を始めとし、自営消防組織が整備され、万が一に対する体制は整えられている。
- 教育研究成果の情報発信体制は、おおむね整備され適正に運営されているが、ホームページでの情報発信が遅れている。

**[基準11の改善・向上方策(将来計画)]**

- 社会的機関としての適切な運営、危機管理体制については、現在運用している規程等を基に、継続的な体制整備と対応をしていく。
- 教育研究活動の成果については、特にホームページの充実を図っていき、運用の体制と運営について見直しを図り、学内外へ適切な情報の公開及び配信をしていく。